

109

エフK38

45-28



宮脇通赫著

伊豫温故錄

全

發行所 向陽社

山經

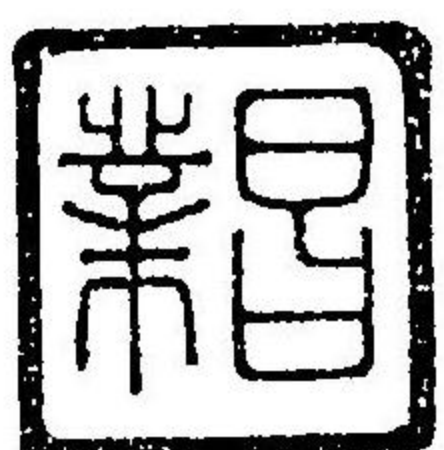
陸

川緯

色括
今古

甲午之秋

昌業題



南函道人所編伊豫溫故錄成書肆向陽
谷主人一日及徵序余固不解文字詭所
謂誤門乞謁者雖然既面之不得復不發
一言矣本邦古昔每地理誌只有一風土
記而我伊豫國蓋闕如矣後世雖有豫章
記豫陽惺讓襟諸書皆隨所其好輯之故
不得完近者半井忠見所著愛媛面影雖
寢備當時各藩割據至如其城市不得載
之故猶不免有遺漏今閱此書從名山大

川古蹟孫境至一木一章之珍異網羅蒐
集細大不遺又採國史諸書所載古堯口
碑野人傳說辨明之而後不上唯補風土
記闕下以助諸傳之所不贍實慙溫故知
新之旨刻而傳之有裨益於世軍風教可
知也乃書其言與之

明治二十六年十二月

震菴撰併書

自叙

余題此篇曰伊豫溫故錄抑溫故之語出
於論語為政篇解者去溫尋繹也故者舊
所聞也不溫舊所聞未免廢棄遺忘而無
所據以知新矣其然故余憂我伊豫州故
事之廢棄遺忘也久之然世之人情多厭
溫故唯知新是務是以其知新亦有所不
明而未免無不通之失也又徂滄曰燈下
闇黑夫伊豫之人而不知伊豫之事者此

俚謔猶且不省之人豈其可也哉余有願
 于此每覽凡諸傳記之關於伊豫者不擇
 其新故細大輒必採錄之且時自披覽以
 禦悖乎夫聖語與俚謔之咎是所以此篇
 之大成也而溫故之事余之宿好所存以
 示諸同好之人亦余之素願所太樂於心也
 於是令茲聽其德懋附剗公干世江湖賜
 覽之君子幸清見諒余微意之所在去爾
 明治癸巳夏日 南海道人通緒

伊豫溫故錄目錄

全國ノ部

地圖及地勢ノ説明

古今田畝數及租稅高

戶數人員

學校神社寺院ノ總數

國史ニ載スル古傳説

地名考

古來豪族ノ系圖

伊豫國沿革略

各郡ノ部

地圖及地勢ノ説明

田畑宅地ノ反別地價

戶數人員

名山ノ高度大川ノ延長源末

島嶼ノ周回及戶口數

諸官廳及病院諸會社ノ所在

學校數及教員生徒ノ數

神社ノ總數及社格ノ等級數

寺院ノ總數及各宗派ノ數

國史諸傳ニ載スル古傳説

古今特有ノ物産

古郡郷名及村數石高

明治二十二年町村制

古今有名神社

古今有名寺院

舊蹟名所奇物名品

古城古館古墓

温泉冷泉

鑛石類

名木奇草

各郡所在神社寺院ノ由緒傳記舊蹟名所古城古墓等ノ傳説及詩歌其他地方古老ノ口碑ニ存シ又傳聞實見セシモノニ至マテ總テ脱漏ナク古今ヲ網羅蒐集ス加之古來俗説流傳ノ訛誤アルモノハ有識及編者ノ辨明ヲ掲ケテ讀者ノ參考ニ供セリ

此篇ハ素ト温古ノ意ニ成ト雖モ政治風教ノ責任アリ又世事ニ心アルノ君子ハ勿論普通人ノ諸彦モ亦此篇ヲ座右

ニ置カハ其日用常業ニ於テ裨益スル所ノモノ少ト爲サス又編者ノ意モ固ヨリ徒ニ好古ノ雅人消閑ノ具ニ供スルノミニ非サルナリ

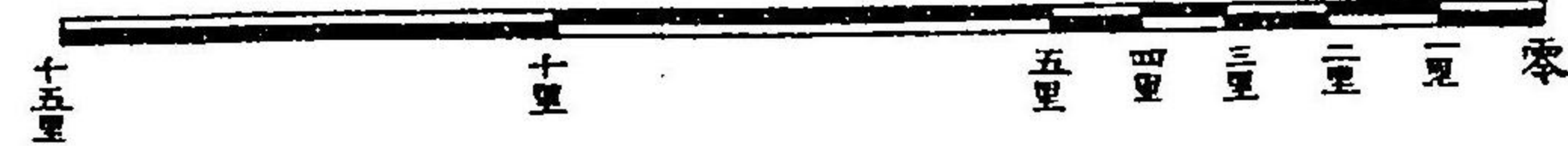
編者識之

伊豫温故錄索引

伊豫國ノ部	廿六丁ニ至ル
松山市ノ部	四十七丁ニ至ル
温泉郡ノ部	四十七丁ニ至ル
久米郡ノ部	百四十八丁ニ至ル
和氣郡ノ部	百四十五丁ニ至ル
風早郡ノ部	百八十六丁ニ至ル
野間郡ノ部	二百三十八丁ニ至ル
越智郡ノ部	二百三十五丁ニ至ル
桑村郡ノ部	二百三十六丁ニ至ル
周布郡ノ部	三百七十七丁ニ至ル


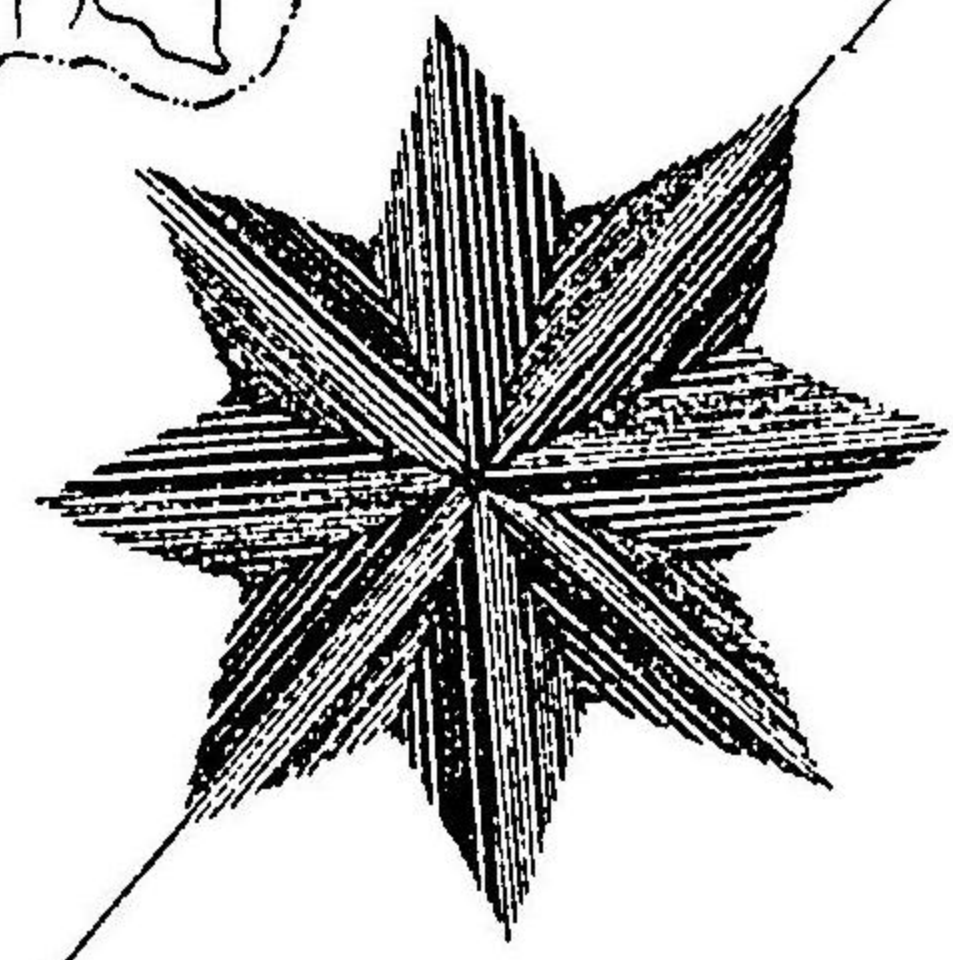
伊豫温故錄索引
 伊豫國ノ部 廿六丁ニ至ル
 松山市ノ部 四十七丁ニ至ル
 温泉郡ノ部 四十七丁ニ至ル
 久米郡ノ部 百四十八丁ニ至ル
 和氣郡ノ部 百四十五丁ニ至ル
 風早郡ノ部 百八十六丁ニ至ル
 野間郡ノ部 二百三十八丁ニ至ル
 越智郡ノ部 二百三十五丁ニ至ル
 桑村郡ノ部 二百三十六丁ニ至ル
 周布郡ノ部 三百七十七丁ニ至ル

辰溪縣管內略圖



凡例

國境	郡界	國道	縣道	宿	縣廳	警察署	裁判所	旅團	郡役所	汽船港	燈臺
----	----	----	----	---	----	-----	-----	----	-----	-----	----



伊豫温古録上

國勢

伊豫松山



脇通赫撰

伊豫國は南海道に屬し東北は土壤を以て阿波讃岐に界し海水を距て、備後安藝に對す西南は海水を隔て、周防豐後後に臨み山岳を以て土佐に接す疆域東北より西南に長く行程八十里

往古の租額

田一萬四千八百二十五町
租稅三十八萬一千六百四十石
野田氏云今の制は方六尺を以て歩と爲す或は間とし又坪と爲す周の八尺を歩と爲せば大

豐臣氏天正年中檢田の高
田一萬四千八百二十五町
租稅三十八萬一千六百四十石
野田氏云今の制は方六尺を以て歩と爲す或は間とし又坪と爲す周の八尺を歩と爲せば大

抵周の一步に當る三十歩を畝とし十畝を段とす積三百坪は大抵周の三畝に當る或人云段は唐の畝に準ずると十段を町とす大抵周の三十畝に當る或人云町は唐の頃に準ずると左襄二十五年町原防買違か注に曰九夫爲町三町而當二井也蓋し町名は此に取るなり戰國中士の食邑十町なり周人は百畝を頃とすれば則ち三頃に當る之を一領米と稱せり凡中田の八十町にして百石とす其六町六段六畝を妻子兄弟牛馬の食に供し三町三段四畝を以て不虞の蓄と爲す之を軍用米と唱ふ三年にして一年の蓄を得るものはなり河野氏の別軍士を以て土着とす故に黃金多からざるも猶能く食足り兵足り國用乏しからざるなり

往古當國管轄の制は國を以て道を統へ道を以て郡を統へ郡を以て郷を統へ郷を以て邑里を統へ東伊豫は宇摩新居二郡なり西伊豫は宇和喜多二郡なり中伊豫は周布桑村越智野間風早和氣温泉久米浮穴伊豫十郡なり分けて郡と爲すもの十四にして二道に屬す温泉和氣久米浮穴伊豫喜多字和の七郡を以て道後と爲し風早野間越智桑村周布新居宇摩の七郡を以て道前と爲す明治十二年郡治の制を立て浮穴郡を二分し宇和郡を四分して十八郡と爲す全國の面積凡三百四十方里あり明治初年測地反別地價地租高及戸口學校神社寺院の概數左の如し

田四万五千八百九十四町九反

地價二千三百五十三万八百三十三圓

地租五十八万八千二百七十圓

畑四万六千六百四町一反

地價五百三十七万九千五百十五圓

地租一十三万四千二百五十二圓

宅地五千三百九十二町六反

地價二百二十二万五千四百十六圓

地租五万三千十三圓

反別合計九万二千八百九十一町六反

地價合計三千一百二万八千九百七十一圓

地租合計七十七万五千五百三十五圓

戸數一十八万六千一百九十三戸

人員八十七万五千三百九十一人

内 男四十四万六千六百五十九人

女四十二万八千七百三十二人

學校九百二十九所

教授者一千五百七十七人 生徒六万六千四百九十一人

神社六千七百十三座内

國幣社一 縣社二十一 郷社百十二 村社八百五十七

境外無格社四千三百四十四 境内無格社一千三百七十九

寺院一千九十五宇内

天台九十五 眞言三百六十一 淨土六十五 臨濟二百四十七 曹洞一百七十八

國史所載伊豫國故事

日本書紀神代卷曰、甌生大日本豐秋津洲、次生伊豫二名洲、次生筑紫洲云々、古事記曰、次生伊豫二名島、此島者身一而面四、每面有名、故曰伊豫國、謂愛比賣讚岐國、謂飯依比古、粟國、謂大宜都比賣、土佐國、謂健依別、

伊豫二名島は伊豫土佐讚岐阿波四國の總名なり此總名の起りは書紀應神天皇の卷の御歌に阿波旅解摩羅耶敷多那羅出豫呂辭積辭摩之摩とあるに基きたるものにて阿波旅解摩羅は淡路島なり異耶の耶は豫と通ふ敷多那羅羅は二並にてこれヲ略して二名とし即ち伊豫二名島とはなしたるものなり此島は身一ツにして面四ツあり東より見れば讚岐の飯依比古と阿波の大宜都比賣と二並なり西より見れば土佐の健依別と伊豫の愛比賣と二並なり北より見るも南より見るも同じく二並にして同じやうなり又異耶とは重なる義なり何れより見ても二並のもの、重なりて見ゆる故に彌二並の島なるを以て伊豫二名島とは稱したるなり古説に生むといふより身と云面と云愛比賣飯依比古等を其方面の名とすれども實は上代伊與諸國此伊豫二名島に降りまし地方を鎮定し賜ひ愛比賣飯依比古等の人々を此島各方面の地を守護する君長と定め賜ひたると古説に斯くは奇異へ傳へたるものなり日本書記曰、所、獻、神、宮、蝦夷等、晝夜喧嘩、出入無禮、時、倭、姬、命、曰、是、蝦夷、管、不、可、近、就、神、宮、則、進、上、於、朝、廷、仍、令、安、置、御、諸、山、傍、未、經、幾、時、悉、伐、神、山、樹、叫、呼、隣、里、而、脅、人、民、天、皇、聞、之、故、隨、其、情、願、令、班、邦、畿、之、外、今、讚、岐、伊、豫、安、藝、阿、波、土、佐、五、國、佐、伯、部、之、祖、也、

谷川氏云佐伯は佐部岐なり佐部岐は佐波具と同訓即ち喧嘩躁擾の謂なり續日本紀文武天皇卷曰、元年閏十二月己亥、伊豫等國飢賑給之、又勿收負稅、二年七月己未朔、伊豫國獻白鰯、九月戊午朔乙酉、伊豫獻朱砂、三年八月壬寅、伊豫國獻白燕、大寶元年八月辛酉、伊豫蝗、大鳳壇百姓、廬舍損秋稼、慶雲三年二月庚寅、伊豫飢、並賑給之、

四月壬寅、伊豫國飢疫、遣使賑給之、四年伊豫國疫、給藥療之、同紀元明天皇卷曰、和銅五年七月壬午、伊豫始織綾錦、六年詔畿內七道郡鄉名、著好字、七年十月乙卯朔、伊豫大風發、屋仍免當年租調、

同紀聖武天皇卷曰、神龜元年三月庚申、定諸配流遠近之程、伊豫爲中、二年閏正月己丑、蝦夷四百四十四人配于伊豫國、同紀孝謙天皇卷曰、天平寶字二年九月丁酉、始頒伊豫鈴、四年四月丁亥、伊豫疫、賑給之、七年八月甲申、伊豫飢、賑給之、天平神護元年二月丙子、伊豫飢、賑給之、二年三月戊午、伊豫國人從七尊素毗登摩足等十人、鵜姓、阿都小殿、朝臣、難波長柄、朝廷遣大山等阿

部小殿小鏡於伊豫國令採朱砂小鏡便娶秦首之女生子伊豫麻呂
伊豫麻呂不尋父祖備依母姓澤足即其後也二年八月癸丑賜大
學直講正七位上凡直黑關伊豫國稻一千束並授其母從八位下賞
勤學也

同紀光仁天皇卷曰寶龜元年正月壬申先是伊豫國員外椽從六位
上笠朝臣雄宗獻白鹿勅曰朕以薄德祇奉鴻基善政未孚嘉賜頻降
去歲得伊豫國守從五位上高圓朝臣廣世等進白鹿一頭今年大宰
帥從二弓削御淨朝臣清人等進白鹿一隻乾坤降祉符瑞顯臻或瑞
羽呈祥或殊毛表脫良由宗社積德餘慶所覃豈朕庸虛敢當此應奉
天休而倍備荷靈賜以逾說唯可與爾德而公卿佐治良吏弘政至道
敬答上玄宜准前倫量施惠政但其貢獻瑞物勞逸不齊獸則難致鳥
則易獲如是之流量定奏聞於是左大臣藤原朝臣永手右大臣吉備
朝臣真備以下十一人奏臣等言白鹿是上瑞白雀是合中瑞伏望進
白鹿一人敘位兩階賜純二十四匹綿三十屯布五十端稻二千束共捕白
鹿五人各敘位一階牧長一人挾抄二人各賜四百束捕鹿處驅使三
人水手十三人各三百束進白雀一人敘位兩階賜稻一千束八月甲
寅授伊豫守從五位上高圓朝臣廣世正五位下椽正六位上中臣朝
臣石根從五位下介外從五位下板連真鈞外從五位上員外介正六

位上百濟公水通外從五位下外散位外從五位下越智直飛鳥麻呂
越智直南淵麻呂並外從五位上五年六月乙酉伊豫國飢賑之
同紀桓武天皇卷曰延曆三年七月癸酉仰阿波讚岐伊豫三國令
造山崎橋斷材

日本逸史曰天長六年十二月乙丑參議正三位春原朝臣百枝菟條
云延曆四年有罪降貶伊豫國十年七月辛巳伊豫國獻白雀詔國
司及出瑞郡司進位一級但正六位上者遷授一子其獲雀人凡直大
成賜爵二級并稻一千束授國守從五位上菅野朝臣真道正五位下
介從五位下高橋朝臣祖麻呂從五位上

地名考

伊豫 神代卷光仁紀稱德紀允恭紀景行紀仁明紀舊事紀清和實
錄作伊豫國造本紀古事記作伊余舊事天孫本紀光孝
實錄持統紀光仁實錄作伊與聖德太子碑文作夷與諸
歌集作以與或作居好
熟田津 万葉集第一齊明紀作熟田津万葉集第三作飽田津万
葉集第十二作柔田津諸歌集作熟田津
誘庭 延喜式作射狹庭風土記作伊社瀨波或作伊佐爾波
越智 國造本紀作小千天孫本紀作小市或作乎知

野間國造本紀作怒麻散記作瀧滿、湊萬、乃萬、能萬
久米國造本紀作久味或作來目
三間持統紀作御馬或作義間、又作光滿
伊豫親王世系
桓武天皇

平城天皇
嵯峨天皇
淳和天皇
伊豫親王
母藤原大夫 任西南藩屏將軍館于伊豫郡神崎鄉

為世
母和氣五郎大夫家時女名曰浮穴四郎館于浮穴郡高井

里稱曰浮穴館七歲入朝 嵯峨帝勅准第十八皇子賜藤原姓叙從四位上
為賴
為世同母弟居于越智郡今張里叙從四位下始以別宮為氏子時國嗣
時高
為永
浮穴四郎大夫 新大夫 實經世男

為綱
風早大夫從六位下伊豫權介

宗繩 寺町判官代
親孝
北條大夫 北條新大夫

源清

實源義家末子源順義養子親經以女娶之嗣家改稱明
稱三嶋三郎居千風早郡河野鄉始以河野為氏號河野
冠者

源清

源信

河野四郎

河野家正統

經世 卅一作與

藤大夫

富永

大野氏

是永

井戶氏

宗忠

井上氏

為永

繼時高家

季成

浮穴五郎大夫

國成

高市氏

賴成

拜志氏

綱永

為成

賴則

冒越智姓

成俊

新居氏

越智系圖略

孝靈天皇

伊豫皇子

小千御子

天狹賀 天狹介 粟 鹿 三 並 熊 武

伊但馬 喜多守 高 繩 高 箕 勝 海

久米九 百里 百 男

益 躬

有 興 從五位上

玉 興 散位侍大夫亦稱伊豫大領

玉 純 字麻大領樹下大神是也

益 男 周敷部司 真 勝 西條館 洋 躬 桑村館

息 村 同 綱 樹下押領使 息 利 樹下押領使 息 方 大井館

好 方 越智押領使

好 峯 野間押領使 安 國 國早大領 安 躬 喜多部司

元 興 溫泉部司 元 家 久米權介 家 時 和介大夫

壽 意 浮穴御館

嵯峨 天皇第十八御子賜藤原姓被下伊豫國成家時之聲代
々無官為五位之由被宣下

為 時 浮穴四郎大夫 時 高 浮穴新大夫 為 永 浮穴四郎大夫

為 綱 國早大夫伊豫權介 親 孝 北條大夫 依功成氏長者 親 經 北條新大夫

親 清 改通明三島四郎又號河野冠者伊與權佐

六條判官為義時代人御書等有之
雖為三賴義末子實義家末子成親經鐸君號養子續後跡自賴
義相傳具足白旗赤地錦直衣等

通 清 伊豫權介

治承年中奉 後白河法皇敕宣致國務

通 信 河野四郎 兵衛佐領朝時代人御書等數通有之
出家法名觀光

平家追討勳功依異干他石幕下御時賜與州道後七郡守護
並久米郡以下郡々所々地頭職元久二年預三十余御家人
進退之御下知右府御代給一國守護並新居西條庄等

通 尚 一作通久九郎左工門尉
通信四男母北條時政女

承久兵亂之時為關東討手宇治川渡第十騎之內賜設州富田
庄之申蕃豫州石井鄉訖

通 繼 彌九郎

通信五男繼尚同母弟 正應二年八月廿三日奉法號護持院殿

通 有 六郎對馬守

通信長子 應長元年七月十四日奉法號長福寺殿

弘安年中蒙古襲來之時鹿島鹿島等海上陸地七十餘度合
戰仁每度依究高名賜肥前肥後所々後日給與山崎庄訖
德治中可稱進西海々賊之由被成關東御教書訖先祖依純
友追討之例也

通 治 九郎左工門尉 對馬守

實通有二男柏谷通茂長子貞治三年十二月廿六日奉法號善應寺殿

通 朝 對馬六郎 越江守

通信長男 觀應三年十一月六日世田山城ニテ自害法號大通寺殿

通 亮 德王丸 六郎 刑部大輔

通信長子 應曆元年十一月六日世田山於戰死法號淨居院殿

通 能隆王丸九郎 刑部大輔 伊豫守 兼左大臣 通隆王丸九郎 刑部大輔 伊豫守 兼左大臣 通隆王丸九郎 刑部大輔 伊豫守 兼左大臣

通 之 鬼王丸 六郎 對馬守 通之 鬼王丸 六郎 對馬守 通之 鬼王丸 六郎 對馬守

通 久四郎 刑部大輔 應永十六年通之國 永享七年六月廿九日豐後國姫城ニテ戰死 久四郎 刑部大輔 應永十六年通之國 永享七年六月廿九日豐後國姫城ニテ戰死

通 大正丸 賜足利義教偏諱名曰教通刑部大輔 後改通直 大正丸 賜足利義教偏諱名曰教通刑部大輔 後改通直 大正丸 賜足利義教偏諱名曰教通刑部大輔 後改通直

通 宣 代益丸 六郎 刑部大輔 永正十六年七月七日卒法號天德寺殿 宣 代益丸 六郎 刑部大輔 永正十六年七月七日卒法號天德寺殿 宣 代益丸 六郎 刑部大輔 永正十六年七月七日卒法號天德寺殿

通 直 太郎 彈正少弼 通直長子母安藝國 元德三年八月廿五日卒法號龍穆寺殿 直 太郎 彈正少弼 通直長子母安藝國 元德三年八月廿五日卒法號龍穆寺殿 直 太郎 彈正少弼 通直長子母安藝國 元德三年八月廿五日卒法號龍穆寺殿

通 政六郎 左京大夫 賜足利義隆偏諱改曰晴通 實河野對馬守通之五世惣領六郎通存之子天文十二年四月廿四日卒法號法雲寺殿 政六郎 左京大夫 賜足利義隆偏諱改曰晴通 實河野對馬守通之五世惣領六郎通存之子天文十二年四月廿四日卒法號法雲寺殿 政六郎 左京大夫 賜足利義隆偏諱改曰晴通 實河野對馬守通之五世惣領六郎通存之子天文十二年四月廿四日卒法號法雲寺殿

通 直 兵部大輔 伊豫守 初曰通賢 實河野對馬守通之五世惣領兵部少輔通生四世惣領近江守通吉之男天文十二年嗣以幼年 直 兵部大輔 伊豫守 初曰通賢 實河野對馬守通之五世惣領兵部少輔通生四世惣領近江守通吉之男天文十二年嗣以幼年 直 兵部大輔 伊豫守 初曰通賢 實河野對馬守通之五世惣領兵部少輔通生四世惣領近江守通吉之男天文十二年嗣以幼年

彈正少弼通直國事永祿十一年元服娶毛利元就之女爲室

天正十三年六月小早川隆景攻入當國新居宇摩兩郡同年八月廿九日進攻湯月城同九月六日通直降于豐臣氏於是西園寺公廣大野直昌以下旗下之輩出城來謁大野直行曾根宣高不至隆景遣兵擒之其餘諸城望風歸降秀吉以伊豫封隆景及安國寺來島得居等同十五年及隆景移封筑前通直出湯月城至蘇州竹原寄寓時七月九日也

河野系圖考

通赫按するに河野家譜に云自二千御子至百男二十六代稱之天靈如云天神七代水里玄義曰天靈者空虛而成象有實而無象宛如水中月也然れは河野系圖の初代より十六代に至るまでは人名あり紀事あれども水中の月の如く事實にあらすといふの意なれば豫陽盛衰記等の諸説も亦從ふて虚説多きを知るなり河野家譜に又云自益躬至家時十有余代稱之地靈地靈者如云地神五代水里玄義に曰地靈者有實而雖成象有寒温紅白只如水與波是亦益躬より和氣五郎大夫家時に至まても亦其人有れども彼此の傳を取合せたるものにして血統を傳へたる一姓に非ざることを知るへし河野家譜に又云元明天皇和銅六年定郡郷干し時以鼻祖之御諱名郡爲國府勅曰豐饒勝池境人智須輪越仍改越智字云々舊事紀に小市國造は輕島豐明朝御世應神天皇十物部連同祖大新川命孫小敷命定賜國造とあれは越智の郡名は小市國道小敷命より出た

るものなれば河野家譜に所謂以鼻祖之御諱名レ郡とあるに吻合して其鼻祖小千御子と稱するものは小市國道小致命にして越智姓は此命より出たるものなり河野家譜に又云桓武天皇第四皇子伊豫親王任西南藩屏將軍居伊豫郡神崎庄納和氣五郎大夫家時女生三子爲世是也七歳見於嵯峨帝命準十八皇子賜姓藤原叙從四位上居千浮穴郡因稱浮穴御館越智家時成三聲君有三家越智爲時浮穴大夫次男今治爲賴中大夫別宮祖經與新居氏祖と云て越智家時成三聲君とは非なり家時の女を納るは爲世の父伊豫親王にして爲世の母なり然に又爲世にも家時の女を娶はすといふは爲世を越智の嗣子とし其三子をも越智氏と爲んために斯く云たるものならんか爲世の季弟爲時五世の孫北條親經源義家の末子親清を嗣とす親清功を以て伊豫權介に任し風早郡河野郷に住し河野冠者と稱し是より河野を以て氏とす然は河野家の祖は親清にして源氏より出たるものなり河野家譜には爲世を家時の嗣とし又親清を親經の嗣となし越智家を相續せしものとす義家の子を伊豫親王の裔親經の嗣となすは或は事實なるへけれど爲世は嵯峨天皇の准皇子にして伊豫親王の實子なり故に新たに藤原姓を賜ひ四位の位に叙せられたる程の高貴人なるに無位無官なる地下の者の嗣子となり他姓を冒し賜ふとあらんや河野家譜に疑ひを容るの主眼なるものなり抑三島大祝氏は小市國道小致命の裔越智好方の子安國と云ふ者朱雀院天皇承平中三位大祝に任せらる、より子孫世襲して今に至れり又河野家は親清より通信に至て大に家を興し爾來其威福の盛なるを見て或人河野氏と大祝氏と同姓と爲し其盛を世に鳴らさん爲めに河野家譜を作りたるもの、如し故に其系の出る所を上古荒瀆の時に始め伊

豫親王を孝靈天皇の御子彦狹島命と爲し爲世を越智姓の祖小致命に擬し夫より系統を引出し天靈地靈の説を以て古來國中に傳説せる人を集合して其系統を組織したるものならん尤も此作は足利の世に在るへく當時戰國中皆武辨の士のみにて古事典故に明らかならず且河野氏殊に三島を崇信するの時なれば河野家にては此系圖を受て同家の眞系圖と定め其家に秘藏したるものなるへし通稱も亦河野氏の道裔にして越智姓を冒し河野系圖一本を持傳ふ然に余の考案斯のとくなれば其曖昧にして義理なき者を去り明瞭分明なる一系圖を製せんことを謀れり因て河野系圖考を草すると斯の如し

伊豫國沿革略

當國は伊弉諾伊弉册二尊二名洲を經路の爲め此地に降り天山に駐在し賜ひし時愛媛止緩を以て當國の鎮守に補せらる其後少彦名命當國に居て温泉を開き喜多郡にて歿せり人皇の代となり景行天皇温泉に行幸ありて皇子武國繼別王を伊豫國主に封せられ其子孫を御村別といふ成務天皇の朝神八井耳命の孫速後上命を伊豫國道に定めらる日本武尊の御子十城別王を伊豫國に對せられ其孫に伊豫別君登袁之別麻佐首宮首之別等あり神巧皇后の時飽速玉命三世の孫若彌尾命を怒麻今野國道に定められ應神天皇の朝神統命十三世の孫伊與主命を久米郡今國道に定められ又同朝に物部連の同祖大新川命の孫小致命を小市郡今國道に定められ又物部連の同祖伊香色男命四世の孫阿佐利を風速今國道に定められ春明天皇朝倉朝金郡廣庭宮に居賜ひ崩御あり天智天皇長津宮郡津島村に居賜ひ持統天皇の朝に田中朝臣法麻呂伊豫總領國司となる神護應雲中越智郡大領越智直飛鳥麻呂あり實龜中伊豫

國守高圓朝臣廣世あり天長中伊豫國守菅野朝臣真道なり年月不詳清友式部少輔資業伊豫守たり承平中紀淑人伊豫守に任す天慶中橘遠保伊豫國警固使となり宇和郡を賜ひ子孫これを世襲す年月不詳多田滿仲伊豫守となる康平中源賴義伊豫守に任し治曆中藤原綱實伊豫守となる仁平中源賴政浮穴郡荏原郷の内七百二十町の地を領す治承前後平賴盛惟盛致盛等の所領に屬し目代を置て治を爲す河野通清平氏の目代を逐てこれを領す此時宇和郡矢野郷は池大納言の莊園たり養和元年平氏の將奴可西寂なるもの通清を高繩城に攻む通清敗死し全國又平氏に屬す元暦元年河野四郎通信父の磐西寂を討てこれを斬り平氏の黨高市義秀等を滅し全國を綏なへ源賴朝に屬す此間に當て木曾義仲源義經伊豫守に任せしも皆暫時にして本國に來らず同二年賴朝佐々木三郎盛綱を道前七郡の守護河野四郎通信を道後七郡の守護職に補す元久二年通信伊豫國御家人三十二家を統轄するの命を受く承久三年通信後鳥羽上皇の命を奉し高繩城に據て兵を擧げ北條氏を討す北條氏伊豫國御家人に命し通信を攻む通信敗して擒となり守護職及所領を褫はれ陸奥國平泉に謫せらる同年佐々木盛綱更に伊豫國守護職となる梶原平三景時に喜多郡を賜はり尋て通信の五男河野通尚北條時政の外孫にして戦功あり因て久米郡石井郷を賜ひ從淵の城に居り子孫これを世襲せり嘉禎二年橘遠保の裔橘公乘の所領宇和郡を收め大政大臣西園寺實氏の所領になり伏々高繩城に居り子孫世襲して天正十三年に至て亡ふ弘安四年河野通有蒙古の役に功あり伊豫郡山崎庄を領す嘉元三年前右大臣西園寺公衡の伊豫國務職を罷む正慶元年河野通治兵を率ひ京師に入衛し北條氏を援く北條氏の黨京師に敗するを以て通治も亦亡命して東國に奔り身を相摸國藤澤寺

に寄す同二年河野の族得能通綱土居通増等義兵を擧げて官軍に應ず長門探題北條時直來り擊ち久米郡星ヶ岡に陣す通綱通増擊てこれを走らし遂に伊豫全國を收めて歸順す官通綱を以て河野家總領となし備後守に任し通増を伊豫權介に任す建武元年北條氏の遺族赤橋駿河太郎重時周布郡立烏帽子峯に據て亂を作す得能通時今岡通任大祝安親等勅を奉し討てこれを平く延元元年河野通治藤澤寺より鎌倉に至り足利尊氏に見へ伊豫國守護職の命を受て歸國し合田貞遠其他の官軍を擊て道後諸郡を收む延元三年南朝より伊豫國司とし四條左少將有資下向し官軍を糾合す尋て大館左馬助氏明南朝の命を奉し守護職に任し來て桑村郡世田城に居る河野通郷得能通時等之に屬す興國元年九月細川頼春來り攻む氏明防戦力盡て城中に自殺す同二年四月藤原義助來て越智郡國分城に入る官軍大に振ひ阿波讃岐の將士も足利氏に叛て官軍に應ずるものあるに至る同年五月義助病死し官軍頼に沮喪すといへども通郷通時等猶節を變せず義助の族金谷修理大夫經氏を推して將とし官軍の聲勢を張る同四年細川頼春又來侵し道前の諸城を拔く金谷經氏河野通郷得能通時等頼春と大に千町ヶ原に戦ひ利あらずして散し去る尋て河野通治道前に越さ頼春を擊劫く是に於て國內靡然として通治に服従し又官軍に應ずる者あし正平十八年頼春の子細川頼之大舉して來侵す河野通朝世田山城に據り拒戦す利なくしてこれに死し全國悉く足利家に屬し細川氏の統轄に歸す通朝の子通兼兵を起して恢復を圖る志を遂ぐる能はず依て肥後國に奔り西征將軍懷良親王に謁して南朝に歸順し通直と改名し豐後國に駐る同廿三年河野家を興復せんを圖り山方民部太郎吉岡修理亮等高繩城に據り兵を擧げて官軍に應ず足利氏の將仁木民部太夫義尹伊豫國守

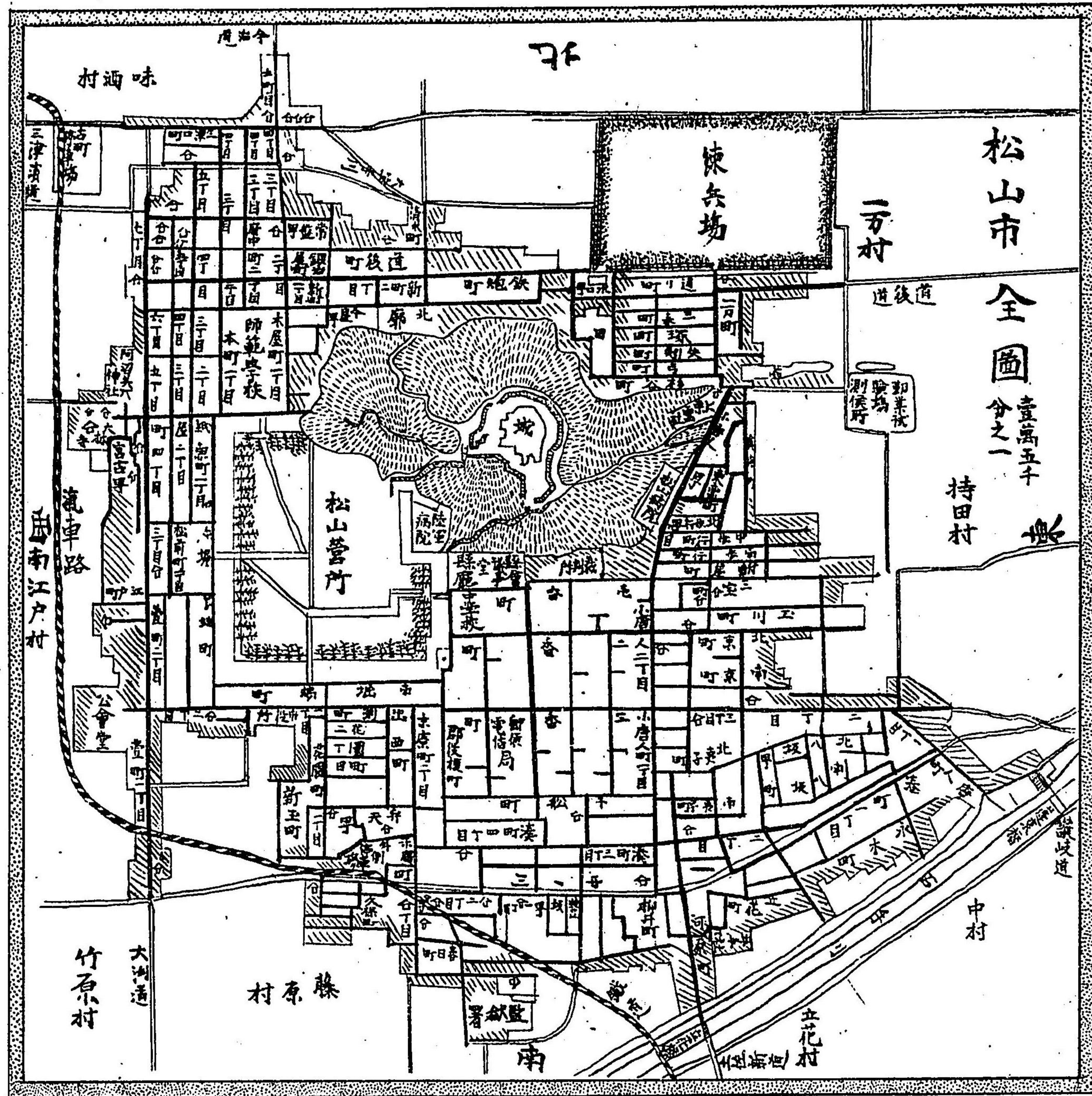
護職となり來て高麗城を攻む城將急を通直に告ぐ通直豊後より至り義尹を逐て舊國を復す
 同廿四年足利氏細川頼之を以て伊豫國守護職となす天授五年通直足利氏に屬し伊豫國守護
 職とある同年頼之又來侵す通直桑村郡佐々久山に拒戦してこれに死す西園寺公俊通直の女婿
 なり此時通直を援け同じく佐々久山に戦死す同六年足利氏頼之の守護職を解き通直の子通
 能を以て伊豫國守護職とす永徳元年河野細川讓和し宇摩新居二郡を割て細川氏に屬し頼之
 通能の弟鬼王丸を以て養子とし六郎通之と稱し宇摩新居二郡を管轄せしめ高外木城に居し
 む同二年宇都宮豊房喜多郡を領し來て大津城に居り子孫これを世襲して天正中に至て云ふ
 應仁の亂に河野教通は山名宗全を援け河野通春は細川勝元に屬し國中分れて二となる文明
 十一年細川義春又來侵す時に教通京師に在り弟兵部少輔通生の嫡子八郎勝生及び通春の嫡
 子左工門尉通篤共に出てこれを拒く義春大敗して僅に身を脱して讃岐に遷る勝生これを追
 撃し遂に西讃に入り數城を屠て歸る同十三年河野通生河野通春と稱せず通春は天山に陣し
 通生は温泉郡餘戶藥師堂に據る通生急に天山を攻め其良將大野重見等を斬る通春再び兵を
 興して通生を撃つと急なりし通生夜遁れて道前川の内瀬森城に入り城主山内若狭守をして
 兵を發せしめ龜ヶ森の城主重見伊豆守を逐てこれに據り遂に桑村周布兩郡を綯へて古田郷
 に居る永正中教通の子通直通春の子通篤を逐て悉く其地を併せ國內一統す其子通直嗣く
 通直子とし通之五世の孫通存の子通政を嗣とす通政も亦子無し教通五世の孫通賢の子通直
 を嗣とす天正十五年通直蘇州竹原に移り河野家亡ぶ通直の妻は毛利元就の女なり故に蘇州
 に移居するなり是より先き元龜三年九月阿波國守三好孫七郎織田信長に謀り河野を滅し伊

兼を併さんと欲し其族三好將監三好右京等に兵千五百騎を授け織田の將山岡野馬守平手右
 衛門等の兵千七百餘騎に會し和氣郡に上陸し進んで葛籠葛城を攻てこれを陥る河野通賢大
 野山城守大内伊賀守中石見守重徳豊後守等方戦じてこれを防く織田三好の兵遂に敗績して
 逃れ歸る又享祿中長曾我部元春土佐國より來て周布郡に居り兵を起して諸城を降し同郡劍
 山に城てこれに居り黒川氏を賈して河野家に服従し十八將の一人となる大野直之大津城主
 宇都宮豐綱を勸め河野氏に叛し長曾我部元親に通す天正元年河野氏兵を出して大津城を攻
 む元親將を遣し大野氏を援け且自ら大兵を以て來り援くと聲言す河野氏因て援を毛利氏に
 乞ふ毛利氏其子完戸吉川小早川を將とし兵一万餘を率ひ來り會し河野氏の兵と共に大津城
 を攻む遂にこれを陥れて豐綱直之を擒にす河野氏豐綱を備後に放ち直之を其兄大野山城守
 に托す直之土佐に出奔し元親と謀り兄山城守を國境大野ヶ原に欺き擊ち再び喜多郡を復し
 て大津城主となり揚に河野氏に事へ陰に長曾我部に屬す宇和郡の地は元龜以後元親連りに
 兵を用ゆれども旗頭黒瀧城主西園寺公廣能くこれを拒き國界の數城元親に屬するのみにし
 て其他は固守して變する事なし宇摩新居二郡は天正十年に至て全く元親に屬せり周布郡以
 南浮穴郡以北は元親の兵を受けしと一度もこれなく河野氏の所領を以て天正十三年に至る
 是より先き豊後の領主大友氏天主教を信奉し悉く領内の神社佛閣を毀つ獨り八幡宮は武神
 といふを以て崇敬を致せり此頃河野家は衰微して大友氏の制馭を受たれば領内の神社は皆
 稱するに八幡を以てす故に當國には祭神八幡にあらざるもの亦八幡と稱するもの多しと
 いふものあり是は大友氏の制馭を受く然するにあらず當時河野氏も天主教を信するの疑ひ

あり因て國民も大友領の轍を踏まんとを憂ひて其社號を八幡に變し遂に今日に至るまで之れを稱し來て復奮せざるものあり當時大友氏は其領地豐後の對岸なる宇和郡へは數回侵入せしむりしめ何つも撃ち退け降を乞ふたるとさへなし然るに河野氏の本領温泉郡地方へ兵を出し侵掠したると絶てなし撃大友氏の制馭を受たるといふは河野領分も大友領分のみ八幡宮を崇敬したるに似たるを以て斯くは誤り傳へたるのみ天正十三年豐臣氏四國を征討す小早川隆景討手として當國に入る隆景兵三方餘を部署し先づ宇摩新居二郡を屠ふり漸く進んで西南諸郡を攻め靡け遂に河野通直を道後城に攻む通直抗戰數日にして隆を豐臣氏に乞ふ諸郡旗下の城主或は抗戰して死し或は一戰の後他國に遁れ或は城を棄て通直を援くる等あり通直降を乞に至ては戰はずして降るとの多し全國平定の後豐臣氏河野家を滅し其領地三十五万石を小早川隆景に二万五千石を安國寺惠瓊に一万七千石を來島氏に分與す同十五年隆景及び他の二氏を移封す河野氏此年を以て道後城を去て毛利氏の所領安藝國竹原に移る因て伊豫浮穴二郡以北は福島左工門大夫正則に與へ道後城に入り後越智郡國分城に移る喜多宇和二郡は后田民部少輔政信に與へ大津城に居る文祿四年政信移封せられ藤堂和泉守高虎代て大津城主となる同年福島正則尾張國清洲に移り池田伊豫守越智桑村二郡を領し國分城に居り慶長三年小川祐忠これに代はる同五年徳川氏祐忠の封を奪ひ高虎に加封す高虎今治城を築き大洲より移住す同十三年高虎を伊勢國津城に移しこれを加藤嘉明に加封す嘉明は慶長五年伊豫郡松前城に來り住す此年九月河野の遺臣村上掃部能島内匠會根兵庫及平岡戒能等と共に河野家再興を謀り兵を率へ加藤の將佃十成等これと平らぐ同八年嘉明松

山城を築きこれに移る寛永三年嘉明陸奥國會津城に移り蒲生中務大夫忠知松山城主となる同十年忠知病死し嗣なくして除封せらる其後幕領となり幕臣會根源衛門城代たり同十二月松平定行越智桑村風早伊豫浮穴五郡の内及び野間和氣温泉久米全部十五万石を領し松山城主となりこれを世襲す同年松平定房越智宇摩二郡の内三万石を以て今治城主となり之を世襲す周布郡は慶長三年より加藤嘉明青木民部宮木主膳石川生致正の四人に分屬せしか寛永四年より蒲生忠知の所領となる周布郡の内及び宇摩新居二郡は寛永十年より一柳直盛これを領し西條城を築てこれに居る同十三年其所領を分て一柳直家に宇摩郡の内二万五千石及び播磨國小野一万石一柳直頼に周布新居二郡の内一万石を分領せしむ同十九年直家を小野に移し寛文五年直盛の孫直興罪あり城邑を沒收して幕領となし松山城主松平氏の支配たりしむ直頼は猶小松に居て二万石を領しこれを世襲せり元祿十一年宇摩郡の内を分て今治城主松平氏の所領となし寛文十年宇摩新居二郡の内三万石を以て松平頼純の所領となし西條城に居てこれを世襲す其餘宇摩新居桑村越智風早五郡の内にと幕領五十四ヶ村あり喜多宇和二郡は慶長十三年藤堂高虎津城に移る乃後同年喜多郡を脇坂淡路守安治に與へ大洲城に居り宇和郡を富田信濃守に與へ宇和島城に居る安治は元和元年播磨國龍野城に移り同二年より加藤右近將監貞泰これに代て大洲城主となり喜多全部風早伊豫浮穴三郡の内六万石を領しこれを世襲す同三年貞泰の三男綱部正直泰に伊豫喜多浮穴三郡の内一万石を分地し新谷に居てこれを世襲す富田信濃守は慶長十七年薨り其封を襲はれ同十八年伊達達江守秀宗宇和島城主となり宇和全部十万石を領しこれを世襲す明暦元年秀宗の五男宮内少輔宗純に宇

和郡の内増高三万石を領せしめ吉田に居りこれを世襲す是に至て伊豫全國は幕領西條小松
 今治松山大洲新谷吉田宇和島に九裂して管轄せり幕領は後來総て松山城主松平氏の支配た
 りしか明治元年徳川慶喜兵を發して京師を襲ふ松山城主松平定昭慶喜に従ふて大坂城に在
 り慶喜が叛逆に與みするの嫌疑を以て城邑を沒收せらる依て其支配を罷め土佐國高知城主
 山内氏の支配に轉し同四年正月倉敷縣に屬し同年五月丸龜縣に移り同年十一月松山縣に屬
 す明治元年松山城主松平定昭徳川慶喜と同謀の嫌疑を蒙り官軍追討城邑沒收の勅あり松山
 藩士或は歸順を旨とし或は抗戦を主張し士論沸騰し各黨與を給ひ事端聯絡して解さるもの
 歟日正月廿三日山内氏の軍使朝旨を奉し來て其去就を促す同月廿七日官軍山内氏の兵城下
 に至る此日定昭及び家臣上書して罪を謝す大洲城主加藤氏新谷加藤氏等の兵亦朝旨を奉し
 て城下に至る同月廿九日定昭諸士に諭して歸順に一決し城邑を軍使に致して父勝成と共に
 下城し和氣郡祝谷村常信寺に退去し以て朝裁を待つ同年五月廿二日定昭に蟄居父勝成に再
 勦を命せられ故のとき本領を賜ふ更に軍資金十五万圓を獻するの命あり同月廿五日勝成歸
 城す同月廿八日官軍山内氏の兵を始め諸兵悉く凱旋す明治二年西條小松今治松山新谷大洲
 吉田宇和島等各其領籍を奉還し八番を置かれ明治四年八藩を廢して八縣を置かる同年十一
 月幕領及西條小松今治松山を合して松山縣とし新谷大洲吉田宇和島を合して宇和島縣とす
 明治五年二月松山縣を石鉄縣と改稱同年六月宇和島縣を神山縣と改稱あり明治六年二月石
 鉄神山二縣を合併して愛媛縣となし全國を管轄す明治十一年浮穴郡を割て上下二郡とし宇
 和郡を割て東西南北の四郡とし合せて十八郡に分劃し郡役所を置かる又民事刑事の政務は



明治七年より松山裁判所を置き尋て地方裁判所を西條今治大洲宇和島の四ヶ所に置かる

松山市

地勢東は持田中村の二村南は立花藤原二村西は南江戸味酒二村北は味酒一万の二村に接す
温泉郡の中央平陸に属して市街松山城廓を圍めり東南部を外側と稱し西北部を古町と呼ぶ
市街宅地一百六町九反地價十四万九千三百三十四圓
戸數一万九千九百九十九人 男一萬六千八百五十八人 女三千一百四十一人
學校九所 教授者六十一人 生徒二千六百四十七人
神社四内 縣社二 郷社一 境外無格社一

内記述アルモノ三社

寺院六十字内 天台一 真言七 淨土九 臨濟四 曹洞五 黄蘗一 真宗二十七 日蓮六

内記述アルモノ十二寺

城廓 一

名所舊跡 四

常盤艦に云御城下舊町名

- | | | | | |
|--------|------|------|-------|-------|
| 新 町 | 上之關町 | 吳服町 | 鍛冶屋町 | 府中町 |
| 府中町二丁目 | 壘屋町 | 北紺屋町 | 北下紺屋町 | 本町二丁目 |
| 本町二丁目 | 紙屋町 | 米屋町 | 鶴屋町 | 細物町 |
| 北利屋町 | 南利屋町 | 檢物屋町 | 西町 | 風呂屋町 |

西新屋町	榑屋町	北新前町	松屋町	以正石免地
道後町	今市町	木屋丁	同去承香町	木屋筋今町
和泉町	北新堂町	出淵町	三津口町	魚町筋今町
南松前町	松前屋丁	中松前町	宮ノ前町	南古堂町
新堂町	袋町	江戸町	稻荷町	藤原片町
藤原西町	藤原魚町	藤原半丁	藤原末町	湊町
湊町三丁目	河原町	河原町末新立町	夷子町	柳井町
大唐人町	大唐人町中之町	大唐人町北横町	大唐人町末新立町	小唐人町
小唐人町南片原町	小唐人町北水呑町	小唐人町東水呑町	一万町	水口町
水口町末丁	松屋町			
横町通字之町名				
真門前町	傘屋町	土手地町	鉄砲屋丁	原町玉水丁
天念寺横丁	小倉屋丁	虎屋丁	二百人町	圓龍寺門前
長町新丁	正安寺丁	藥師門前	下中之川丁	上中之川丁
觀音寺横丁	魚ノ棚丁	三寶町	大海道	圓藏寺門前
正法寺丁	百姓町	田縁町	土器町	中溝
万徳寺前	箱丁	西ノ窪		
屋敷町名				

堀之内	代官町	一番町	二番町	三番丁
四番丁一名山手	同心町	南堀端	西堀端	西堀端中之丁
同心町新屋敷	雜幸町	六軒町	北廓	鉄砲屋町
中之町	杉谷			
組々外交				
目張丁	通丁	磨町	中溝	坂之下
留主居丁	歩行丁	上百姓町	船屋丁	専念寺丁
鳥見丁	八幡丁	石原新屋敷	新立新屋敷	長丁不分
藤原新丁	北坂之下	法界寺丁	橋宮前	橋せり
二百人町	大海道	竹ノ鼻	的場	御敷跡
組町字				
特高町	北弓之町	谷細丁	坂下廿五人組	留主居町
柳組	櫻之組	五葉松	下鳥見丁	石原廿五人組
石原新丁	石原八軒屋	廣組	狹組	山手代丁
西町組	藤原弓丁	石原中之組	山手代町下	山手代丁
中之川三組	六角堂組	多四郎橋組		西町南之組
				西町北之組

明治廿二年町制ニテ定ル所ノ大字町名

廿九

唐人町一丁目	湊町一丁目	永木町	立花町	河原町
湊町二丁目	南八坂町	北八坂町	南夷子町	北夷子町
唐人町二丁目	同 三丁目	小唐人町一丁目	同 二丁目	同 三丁目
南京町	北京町	玉川町	御寶町	餅屋町
南歩行町	中歩行町	北歩行町	喜與町	東雲町
一番町	二番町	三番町	千船町	榎町
出淵町一丁目	南堀端町	堀内町	湊町三丁目	同 四丁目
柳井町	豊坂町一丁目	末廣町一丁目	同 二丁目	豊坂町二丁目
久保町	辨天町	西町	同 二丁目	同 二丁目
新玉町	木屋町一丁目	府中町一丁目	本町一丁目	本町二丁目
同 三丁目	同 四丁目	魚町一丁目	同 二丁目	同 三丁目
同 四丁目	魚町五丁目	松前町一丁目	同 二丁目	同 三丁目
同 四丁目	同 五丁目	萱町一丁目	同 二丁目	同 三丁目
同 四丁目	同 五丁目	同 六丁目	同 七丁目	同 三丁目
西堀端町	江戸町	紙屋町	同 七丁目	出淵町二丁目
弓町	矢矧町	琢町	宮古町	杉谷町
水口町	鐵砲町	傘屋町	通町	三春町
清水町	道後町	鍛冶屋町	新町一丁目	同 二丁目
			常盤町	木屋町二丁目

同 三丁目 同 四丁目 同 五丁目 府中町二丁目 府中町三丁目
 同 四丁目 本町五丁目 三津口町 春日町 一万町

愛媛縣廳

松山市大字一番町に在り伊豫國一圓を管轄す

松山地方裁判所

松山市大字一番町に在り伊豫國一圓を管理す

松山區裁判所

松山市大字一番町に在り野間風早和氣温泉久米上浮穴下浮穴伊豫の八郡を管理す

郡 役 所

松山市大字榎町に在り温泉久米和氣風早四郡を管轄す

松山警察署

松山市大字南堀端町に在り三津北條川上大南郡中上灘久万町の七分署これに屬す

郵便電信局

松山市大字三番町に在り

松山分營

松山市大字堀内町に在り

松山城

城山高サ五十二間城山総廻リ三十町十五間二尺本堀井深サ二十六間當城は文祿四乙未年

加藤左馬介嘉明領知二十万石を以て伊豫郡松前城に入領す其後慶長六年管城新築の事を思ひ立ち幕府の免許を得て同七年正月十五日起功翌八年これを竣功し松前城より移住す是より二十三年を經寛永三年嘉明陸奥國會津城に移る其跡へ同四年蒲生中務輔忠知二十万石を以て入城同十一年忠知京師に病死し嗣なくして城邑を沒收せらる其跡へ同十二年松平隠岐守定行十五万石を以て伊勢國桑名城より徙住し是を世襲して定頼定長定直定英定喬定功定靜定國定則定通勝善勝成を経て十五世定昭に至り明治元年維新の兵起り定昭幕府に應援せし罪を以て城邑を收め蟄居を命せられしか幾もなくして父勝成へ更に本領を賜はる同二年勝成城邑を奉還し東京に移住す其跡廢城となる本丸は同七年一月公園となり聚樂園と稱す二ノ丸三ノ丸は愛媛縣廳となりしか同十年五月大林寺へ移し其跡は陸軍省所轄となる同十一年十二月縣廳を登番町へ新築移轉あり因て二ノ丸三ノ丸へは同十一年六月松山分屯を置かる同二十年松山分營となり本丸の公園を廢せられ陸軍省所轄となり諸樓櫓悉く修繕あり

松山市街境域は東西直經十五町廿七間南北十五町町數百町持田村中村立花村藤原村南江戸村味酒村市万村の七村に接し城廓は其中央勝山の頂に在り三層の天守閣及び樓櫓壘壁等高峻雄壯なるを目を驚かすに足れり當地は肥後國の平田四方に開け海濱の便亦遠からず伊豫國の中央に屬し加藤氏築城以來人民集居て全國第一の都會たり加之維新後は縣廳營所始審裁判所師範學校等の設置ありて文武官諸學生より其他公私用を以て來集するもの陸續絶へず肩摩殺聲の勢をなし市街の繁華物貨の輻湊は前日に數倍せり

北廓は佃十成の住所なり東西折廻して北方に表門あり東西七拾九間一尺南北は山の出入ありて間數不定石垣高サ四間此石垣の石は道後城の石を取るといふ廓内より本城へ登る道あり櫓五ッ内中櫓三重角櫓四ッ皆二重なり矢狹間鉄砲狭間あり西の方屋敷北表にして裏門あり間數北の方二十七間南山側に中門あり百姓町人等は是より東屋敷へ出入す惣廻りに長屋あり十成か歩行士以下小人中間等を召置く南屋敷の數合して百九間一尺なり向左右の屋敷は皆家臣の居宅なり時の人はを佃廓と云十成奥州へ赴て後蒲生家の臣蒲生源左衛門郷喜居る依て佃廓を改て源左廓と呼ぶ久松定行以來は松平總部定之居り万治元年定之江戸へ赴く同年より松平勘解由定澄居る延寶元年江戸へ行て後番廓となる天和元年越後中將光長當國へ配流同二年四月五日當廓に移る此時源左廓を改て北廓と云ふ貞享四年十一月廿五日光長江戸へ歸り再び番廓となる佃十成は久万山六千石を領し蒲生源左衛門は知行一万石なりと云

東廓は加藤嘉明代は河村權七居蒲生代には本山豊前居る久松氏となり家老與平氏代々の宅地なり

松山住人談に云寛永四丁卯年二月蒲生中務蒲忠知羽州上山四万石より廿万石となり當國へ移る加藤は會津へ移て後ち子なきを以て改易となる内室の縁妬にて妾服の内藏介を立てざる故なり忠知も寛永十一年八月十八日參勤の朝京都にて三十歳にて死去なり是も臣下岡の悪心に子なきを以て斷絶に及ぶ其跡暫明ひてありし時比志の城主加藤素興計ひて國奉行宇和城主戸田民部と心を合せ小湊と風早を替地としたる蒲生家の滅亡する事

は家來兩人を筑方山へ懸打に遣しけるか一人は尺八を能く吹けり一夜懸山にて吹ける此
 異類の獸多く壘小屋を圍てんで聞きすさまじき有さまなり其翌朝小者一人來て白右の尺
 八を吹たる男に松山より用事ありとて久谷まで徒目附來れり同役は沙汰なく密に同道す
 へもと云因てとりあはす同伴して行はるとに彼小者忽ち大の奴となり我は人に非ず我等花
 前のを感概し主人に告ぐ汝主人の館へ來せ笛を吹へし辭せしして來らば幸ひあるへし
 若し否めは命を取らんといふ是非なく大奴の背に負れて山谷を一飛に十里はかりも行き
 しと覺て金殿ある所に至りしか人夥しく出迎ひ豊應の上奥殿へ引かれ行に官女と覺し
 鳥女上壇に在り右の男笛二曲吹き終りて金子並箱を得たり此箱は大事の物なり開くへか
 らす武運長久の守とすへし又此所の形勢を必す他人に語るべからず左めらは我汝を守る
 へし若しこれに背くときは立所に命なしと云又大奴の背に負はれと翌日の壘小屋に歸る
 同役其子細を問へとも私用と稱して歸らす故に松山へ歸り此事を訴へければ忠知公召し
 て直に是を問ひたもふに右の儘に語り眞箱を出す忠知打碎き見給へは右の男忽ち氣絶じ
 て死したり忠知公も是より病氣にかかり給ふと云又忠知公京都にて死去家断絶の頃三ノ
 丸にて陰影しく集りしかは石上に灰火を置て羽風を以て扇き立たると云又忠知公の時大
 洲より河野江衛者といふもの來り石垣を築き祝義の坂物を賜ふ時悉崩れければ右の術者
 逃去る其後谷田の先祖今の石垣を築くと云

垂憲録拾遺に云久松定行公寛永十二乙亥年八月廿五日癸名御出立九月六日松山へ御着同
 月廿五日廿六日御城下を馬上にて御巡見遊はさる其節御供馬凡十五六騎あり是皆家老

奉行用人を始め側衆の面々なり當時家中屋敷の趣々至て質素なるに本家は過半杉ふ
 き鶴ふも表の圍は篠にて圓ひ掛塀は至て稀なり物見連子の類も篠圍を切抜き又掛塀の下
 地を塗り残したるまでにて格子など付たるはなし組家町家なども道筋至て不同にして離
 れく建たるものなり右御巡見の時町家残らず己か家の前へ出て御目見へをなし稀
 には御意ありしも有となり袴を着たるは少く一刀を帶し男女とも白木綿の裏を付けし故
 御入國の衆と居付の者とは自然と知られたり士官の面々は近頃阿波より流行し來たる納
 戸茶染といふ色の木綿服なり尤袖口裏とも同じ色にして帯は紺染に限りたるを見へて他
 色を帶たる人を見ず又稀に薄き茶色又紺淺黄の服あり皆袖口裏とも同色なり町人百姓は
 淺黄紺色に限り他の色を着たる者なく又士官町人共に縞の着類を着せしはなし稀には婦
 人にふと縞の衣類あり男子の分はたどへ重たりとも家の紋をふとく付て縞類は用ひさ
 る風俗なり如此衣類家居とても鹿相なる様なれども諸國共に一般なれば曾て笑ひ語る人
 もなく又質素なりと稱する者もなかりしとなり其年は寒氣烈敷九月半より綿入の二ツを
 着したり勝山様には茶色の羽織を召させられしと予か祖父の十九歳なりしか本町筋にて
 舞奉りし事を語りぬと此書は道後村金子某翁の書とめ置しを記すと云

同書に云古老の咄に松山城の有様を聞くに定行公御入國の節は松も至て少く親木ばら
 くとはへて赤土山に城を築たるかく其節は天守も五重なれば殊の外高く見へて餘の櫓
 どもも誠に突立たる如く至て危く見へたり加藤公の新營よりは餘程年経たるとなれ共至
 て新しく見へたり堀の辻手も小竹生ひ茂りたりしか六七年の内に追々竹も大きくなり繁

茂しけるか其節進も盜賊の隠れ場なれば治世には大なる害なりといふ人多かりし
古今記聞に曰御入國の時は御城山元山にて樹木もなかりし由に付麥粟など時かせられ
類の集るやうに遊ばされしとなり鳥の糞には多く諸木の實あり其糞より自然と實はへに
て諸木生ひ立つものなりと右の通り仰付られし後日向國より松の實を御取寄せにて御
遊はされ當時のよく松たちたるよし日向の松は良材のよし右の鳥の糞中に樹木の種あり
て雜木生すといへとも南向の方は乾き強くして實生しかたく北裏の方は陰地なれば實生
へて南の方には雜木少く松多く北の方は雜木多きは右の故なり
松山城天守御壘本の天神は立像にて元祿六百年九月廿三日宰府天神を勸請味酒の神官大
山藏人勤む大山は後ち重松と改む當地立像は星岡に古來よりありて此外に無し
松藩舊聞録に曰寛永十五年十一月十八日の御奉書到來松山城へ御米一万石可被爲置旨尤
詰替之義は古米を七月始に相拂初納毎年入替可申旨なり
久松家へ赤穂城主淺野内匠頭家來御預りは元祿十五年十二月十五日夜子刻大目付仙
石伯耆守殿宅に於て左の通受取愛宕下上屋敷へ到着

- 淺野内匠頭長矩家來
- 無祿 内藏之助嫡子 大石 主 税良金 二百石 彌兵衛嫡子 堀部 安兵衛武庸
 - 百石 祐 箒 中村 勘助正辰 百石 馬 廻 菅谷 半之丞政利
 - 百石 濱邊 普請 不破 數右工門正種 百石 馬 廻 千馬 三郎兵衛光忠
 - 百五十石馬廻 木村 岡右工門興行 二百石 馬 廻 岡野 金右工門包秀

- 十四三人扶持殿奉行 貞實彌右工門友信 二十石五人扶持 大高源 吾忠雄
- 右十人同十六日三田屋敷内へ移す同十六年二月四日御老中より令書到來切腹仰付御檢使御
目付杉田五左エ門御使番駒木根三郎御徒目付五人御小人目付六人臨場切腹次第左の通
- 一番 十六歳 大石 主 税 介錯 徒目付 波賀清 太夫
 - 二番 三十四歳 堀部 安兵衛 全 徒 士 大島 半 平
 - 三番 四十八歳 中村 勘助 全 全 加藤 斧右工門
 - 四番 四十四歳 菅谷 半之丞 全 全 加藤 斧右工門
 - 五番 三十四歳 不破 數右工門 全 全 荒川 十太夫
 - 六番 五十一歳 千馬 三郎兵衛 全 全 波賀清 太夫
 - 七番 四十六歳 木村 岡右工門 全 徒目付 宮原 久太夫
 - 八番 二十四歳 岡野 金右工門 全 全 加藤 斧右工門
 - 九番 五十四歳 貝賀 彌左工門 全 全 大島 半 平
 - 十番 三十二歳 大高 源 吾 全 全 宮原 久太夫
- 切腹の被仰渡左の如し

淺野内匠義助使御馳走之御用被仰付置其上時節折殿中を不憚不屈の仕形に付御仕置被仰
付吉良上野儀無御構被差益候處主人之あたを報候と申立内匠家來四十六人致徒爲上野を
討候始末公儀を不恐候段重々不屈に候依之切腹申付置の也

一番大石主税罷出三方に小島差置出之主税蒲團の上に着座否御檢使の方へ謹て御禮申上扱
肌ぬき介錯へ時宜致し小島差取上候處首を打介錯破賀清太夫右の手にて主税のたふさを取
上げ左の足を敷右膝で御檢使へ實見に入れ引退く其儘中間四人罷出首むくろ共三方一緒に
蒲團に包み勝手に引く血少し見へ候に付桶に入置砂を以て隠し隠等は血付候血付候へは敷
書ゆるなり

古今紀開に云波賀清太夫大石主税の介錯となり主税の後ろへ廻り候節主税云御役儀はと尋
けるに清太夫答に御安心可被成槍一本の主にて候と申ければ喜ひの体に見へたるよし
垂憲錄拾遺に云右御願の四十七士の内菅谷半之丞は富國伊豫郡某村の者にて江戸へ出淺野
侯へ渡り徒士に出たるか或時淺野侯の屋敷焼失せり其時奥にて女の泣聲あり錠口を打破り
て這入見れば御前様並女中残り泣居たりしを助け奉りたるに依て新知百石被下置元來伊豫
郡出生のへ農事功者に付赤穂の代官となりたるよし菅五郎左衛門鳥打に伊豫郡へ参り庄屋
屋敷を借られ辨當など給へられしに床に半之丞夜打の姿にて罷在掛物をかけ法名杯記しあ
のり下には香爐など供へありける故不審に思ひ子細を尋しに右の家より出たる人のよし委
敷物語に及びけるなり
享保十八癸丑年七月六日久松定喬公御家督九月十六日江戸御發駕十月七日松山城御初入同
十一月十一日道後湯ノ町にて富並芝居遊女御免同十二月朔日山田四郎兵衛渡部治太夫伊藤
三右衛門三浦正左三門山内與右三門遠島被仰付是より先き家老與平藤左三門久万山へ盤居
被仰付贈殘錄に云山内切腹被仰付候節長久寺へ参候遊に想の底を踏抜しとなり初め遠島

と思ひしに切腹被仰候もへ憤激して如此なる

寛保元辛酉年三月八日久万山百姓願筋有之由にて松山城下へ志し久米町まで出張代官關助
太夫罷越す同日凡八百人村出致し大洲領へ罷越す同年七月十一日久万山百姓大洲へ立退
に付加藤遠江守様へ使者として吉岡平左三門遣はさる同十五日大洲城下中村迄押寄其人數
二千八百四十三人松山より諸役人追々入込み説諭すれども一言の應對たに致さず一途に大
洲侯へ押もたれ御挨拶にて願筋大洲侯請合のうへ歸領すへし左も無之は何國までも立越へ
強訴すへしと云奉行久松庄右三門代官關助太夫より菅生山大寶寺へ依頼し説諭方に及けれ
は百姓一統漸く納得し八月十三日各歸村す大寶寺の約束にて此度の一擧は頭取始め何れも
無罪となりぬ

同年八月十五日家老與平久兵衛役儀扶持方召放し生名島へ盤居奉行穂坂太郎左三門は二神
島へ脇坂五郎左三門は天下島へ遠島被仰付此年七月廿七日左の通り免稅と奉る
一酒造家運上 一油紋り運上 一木綿問屋運上 一紙問屋運上
一捺香師運上 一肴問屋口錢 一旅人宿口錢 一桶師役錄
一拵屋監運上
右は家老與平久兵衛執政中取置たるもの故に御免と成る又同年八月廿日道後遊女停止と
なる

阿沼美神社

松山市宮古町字味酒に在り同社明細書に云大山積命を祭る往古松山城地にあり阿沼美神

社と云慶長八年本地に移し味酒神社と改む明治三年再本稱に復す
田内氏か阿沼美神社所在考あり其畧に云阿沼美神社は延喜式神名帳に載する所の温泉郡
四座の内阿沼美神社名神大とある神社にして往古は勝山の嶺に在り祭神は大山積神雷神
高麗神三座なり社家傳に云面足神傳根神並に神八井耳傳をも合祀す河野家累代崇敬せら
れ封田七町石大將源頼朝卿の勞書あり未社は七十五社にして神職は十六人あり西南に數
町の馬場あり其端に御幸の旅所あり當時勝山三島大明神とも稱し奉りて靈聲は四個なり
といへり天正の頃福島正則所領の時封田を悉く沒收し慶長六年辛丑年神職宮内といふ者一
家病死し女子一人死に殘り亂心して社殿に放火し爲めに累代の珍奇寶物勞書縁起の類悉
く焼失す同七年加藤嘉明松前城を勝山に移すに至り累代奉祀の神官阿波民部太夫成能の
長男田内左エ門教能の後胤田内長門守盛行命を受けて今の地に移し味酒神社と改稱す同十
年八月社殿悉く落成す蒲生忠知も崇敬あり其後橋平隱岐守定行蒲生氏に代り此地を領せ
らるゝに及び祭日を八月十七日より同廿六日までと定む行宮所二あり一は堀ノ内西ノ馬
場今は陸軍營所の敷地とある此所を表鬼門と唱へ祈禱所となす神社敷地は東南杉谷小流
勝山山崎並町社堂に至り西北は江戸村山越大路に至る人口凡一万余人町數四十二村
は味酒村なり社領貳百石の上加藤嘉明御供料五石又神馬一疋あり飼養料米六石大豆三石
六斗を下附せられ營繕等一切國主を以て支辨せられしが明治三年官命を以て舊社領一切
廢止尋て官より延喜式名神大阿沼美神社と改稱すへきの命あり縣社に列せらる同三年社
頭維持の爲め資本金三千餘圓を募集し其利息を以て年中の諸雜費を支辨す 又曰天保中

阿沼美神社の取調ありたる際にも温泉郡南江戸村朝日八幡大神を阿沼美神社なりと稱し
又同郡小栗村正八幡宮をも阿沼美神社と稱し上申したれども兩社とも詐稱せしむ故共に
罪科を得に至れり抑朝日八幡の証とせし所は鏡にして此鏡の裏面には足須神社といふ銘
あり正八幡の証とせし所は高麗犬なり是等皆當阿沼美神社の舊物に係れり其故は中古大
山佐兵衛爲起と山城伏見の稻荷社より迎へ當社の神主と爲たり爲起當社に來らざる以前
に延喜比保古十五卷の著ありて阿沼美神社は味酒神社にあらすといふ辨説あり然るに當
社に來り見れば諸器物記録等を見るに及んで皆阿沼美神社の縁故あるによりて猶自己の
説を主張せんと欲して社殿を改造し諸品を舊庚申社地に埋藏し應門は風早郡八反地村國
津彦命神社へ高麗犬は小栗村正八幡宮へ鏡は江戸村朝日八幡宮へ分與して阿沼美神社縁
故のもの一切皆無くせし事あればなり

伊豫古蹟志曰味酒邑有國社曰味酒祭山祇持統帝勅營焉往昔
在級山小谷長中移焉元和五年附祭田若干十八年亦附焉皆加
藤侯所屬也元祿十年我大龍侯附主田百石十三年命繕治焉四
月起土功十一月落成焉元祿十一年以雲祥爲幹事既而雲祥某
使田内宮内爲廟令田内者伊豫郡松崎人也田内生藤津藤津改
氏高市始得賜吉田廟藤津無子養治部少輔亦無子使大山
佐兵衛繼矣佐兵衛諱爲起號蓮水初爲京師稻荷廟吏根本某子
也傳小藤氏學管著味酒講記

一名集云阿沼美神社舊式廿四座之内大神近江國阿志郡
 阿神社日本紀言鹿葦津姫又名木花開耶姬接阿沼津也美
 姬也以上廿四座考に出たり村名及其與偽未正也
 豫陽舊跡俗談云阿沼美神社在味酒和名類聚に温泉郡味酒万佐介と細
 注に見へたが三サメは誤りなり
 村勝山所祭之神未詳下部兼永說沼一本作治臨時祭式作阿沼
 美神社美與女通阿治女也是則天鈿女命名也又云阿沼美神社は勝山
 の西の組にあり勝山と江戸山との間は往古大沼にて勝山より見おるせば眺望殊に勝れた
 らは明神の神詠に阿那美々沼哉と有りしよ阿沼美神社と號すといへり
 東雲神社

松山市杉谷町字長者岡に在り社傳に云天穗日命菅原道真息長福玉命を祭る息長福玉命は
 松山城主久松家の祖松平少將源定勝へ勅許の神號なり定勝本姓は菅原を以故に天穗日命
 菅原道真を合祀す久松定通文政六年十二月十八日迂宮武を行ふ神官は味酒神官田内肥後
 守なり揚木戸口へ飯宮を營み三月十八日を祭日とす後天保八年吉田神祇伯に就て社號神
 號の勅許を受く定通東雲祠落成の詠に云彫梁高映東山日玉殿遙望龜岑巖
 瀾龍淚痕濕衣袂此住何幸樂善天
 井手神社
 松山市立花町宮久保に在り往古は麻地石手川の南にありしか慶安中令の地に移す社傳に
 云大山麻神木花開耶姫の神社往古よりあり橘清友富國の國司たる時別莊を此地に營み其

祖諸兄公の靈を合祭し改て井手大明神と稱す時に夫人妊あり木花開耶姫の靈徳を崇み社
 地の砂を取り産床の下に布く果して安産を得て嘉智子と名づく成長して嵯峨天皇の皇后
 に立給ふ又文政十二年甘露寺大納言國長の女典侍妍子妊あり社砂神符を獻す皇子を安産
 す天保二年正親町中納言室光の女權典侍雛子妊あり例に依て社砂神符を獻し皇子殿宮を
 安産あり

明樂寺

松山市御寶町に在り元和八年八月僧了祐開基了祐は柴田修理亮勝家の嫡男なり後僧とな
 る蒲生氏郷これに傾信し爲めに一寺を奥州若松に創建す蒲生忠知松山に移封するに依て
 此地に移營せり

延林寺

松山市清水町にあり元と道後村に在りて照田寺と號す寛永十六年七月僧終玄今の地に移
 す

三寶寺

松山市道後町にあり道後町本と今市町と云松山俚人傳に云北廓一に高石垣といふ最初今
 西ノ丁となりたる所は堀にてありしなり佃十成居廓の前に一寺あり青松山吉祥院三寶寺
 と號す十成居廓を築く時此寺を東の方へ引て新に造營し城山の上にあらし勝山八幡宮を
 寺内に移し鎮守とす廓内安全を祈らしむ今に祈禱所とす其後蒲生忠知の時三寶寺を今市
 町へ引て其跡を武家の居宅とす右三寶寺は本と勝山寺といへり加藤嘉明公勝山に城を築

かれける時城山と寺の名ト一ツなるを恐れて此寺に三寶荒神の靈像ある故に三寶寺と改けるぞなり
豫陽俚諺集に云勝山八幡は往古大社なりと雖も今は三寶寺の境内に遷座し僅なる小祠とみたり社家古傳に昔石清水より勸請の時玉井權部耳田とて社人三名付來る玉井氏は其儘社家となり世々相續す耳田は二代にして斷絶す權部は北條親經の臣となり子孫武家にて相續すといふ

豫陽舊跡俗讀に云往昔三寶寺は北廓の山に在りて勝山八幡の社僧なるに依りて築城の時八幡を直に三寶寺へ引移すといへり
法泉寺

松山市松前町にあり舊は持田村に在りて河野家の香火院なり後伊豫郡松前に移す慶長八年十月加藤嘉明の命を以て今の地に移す
得法寺

松山市萱町七丁目にあり昔伊豫國人和田修理太夫正義諸國を遊歴して越後國に至り剃髮し大僧となり惠順と名つけ廬を同國蒲原郡に結て念佛を專修す其七世の僧慶惠法祖惠順の縁故を以て當國に來り三津濱に一寺を創建す時に永正中なり其後今の地に移せり
雲祥寺

松山市宮古町に在り天文五年僧郭空開基古蹟志に云昔松山小谷に在りて小谷寺と云慶長中松山城なる街衢を定め龜屋松屋鶴屋の三街を營んと告ぐ此寺を龜屋町に移し改て雲

祥寺と云龜屋町は今の紙屋町是なり寛永十一年蒲生忠知今の地に移す
大林寺

松山市宮古町にあり古蹟志に云申明亭の西に精舎あり大林寺といふ初め見樹院と云蒲生忠知創建して香火院とす此時は神家なり寛文十一年九月久松定行僧三甫を住持としてこれを修營して淨土宗とし累世の香火院とす因て祿二百石を寄附す久米郡藤子村三藏院に淨土宗の祖圓光鎮四祀主三祖自作の佛像を藏す元祿十年久松氏の命を以て此寺に移安す又野間郡西明寺に普導大帥自作の佛像あり寛永元年此寺に移さしむ同五年紀州田道の僧理空此寺に留錫し四祖自作の佛像を見て隨喜傾信し遂に庶人を勸誘し米五百石の資本を得て常念佛堂を創營せり

圓光寺

松山市湊町四丁目に在り昔當地に清涼庵あり豐臣秀頼の臣郡主馬頭良列元和元年大坂落城の時城中に自殺す時に嫡男信隆に遺言して僧となりしむ信隆其言に従ひ城を脱出し剃髮して僧となり清念と稱す此庵に來住し慶安二年寺號を本願寺に請て此寺を創營す

蓮福寺

松山市豐取町二丁目に在り寺額に云當時開基を唯宗上人と云此人初は加藤惣助尉信宗と稱す祿三百石を食し久松定吉に仕へ寵遇他に異なりければ定吉早世の後致仕剃髮して僧となり慶長八年の冬桑名に於て此寺を創營す久松家當國に移封ありよつて寛永十五年此寺も亦當地に引移したり惣助尉信宗の祖父を因幡守清信と云美濃國主齋藤道三に仕へて

武勇の擧れあり犬山城主となり敵を織田勢を破りしか後織田の襲撃に遇ひ防戦力盡て終に自殺す清信に二人の男子あり兄は此時既に十九歳弟は三歳に滿たず道三父の忠死を憐んで其兄を召出し家を嗣しむ是を加藤源左工門清忠と云其後清忠故あり尾州に奔り弟は濃州の民間に隠る清忠早く歿し其子加藤虎之助清正秀吉公へ召出され再び家を興すに及んで濃州の叔父を呼迎へて共に軍事を謀る是を加藤與左工門清安と云清安處々の軍功多く殊に朝鮮征伐の時清正に従ひ出陣して朝鮮大明の大軍と抗戦し慶州金山橋中の三城は清正の手にて守護せしか鮮明兩國の兵此三城を攻ると甚急にして慶州橋中兩城と守を棄て逃れければ兩國の全軍金山に集り攻圍みければ清安智勇を振て金山城を持てたもるは十四日此間に清正敵境を引取り諸軍を率ひて救ひ來り内外より挾撃す兩國の兵を討取と數知れず然とも此時毒箭清安の腹に中り終に陣中に死せり清安に二人の男子あり兄は父の名を繼て與左工門と稱し清正の子忠廣の時家老職となる次男は則惣助尉信宗なり

法龍寺

松山市末廣町一丁目あり元和四年久松定行其亡室長壽院の爲めに此寺を勢州縣名に創營す寛永十二年定行意圖に移封するに依て此寺も亦當地に移營す

専念寺

松山市御資町にあり豐臣秀頼の臣安齋市之進男慶宗大坂落城の後父子共に此地に來り剃髮して僧となり寛永三年此寺を創營す

正法寺

松山市北京町にあり建久九年三月正宗國師開基なり

龜屋町

松山市古町に在り今紙屋町と稱す松山倂人談に云加藤嘉明松前在城の節壬の字の夢想に依て松前城を引き松山に移す最初天山か御幸寺山かと思惟して船底山に至り足立半助重信を伴ひ來り持田の老夫に山の名を尋けるに勝山と答ふ城廓を此地へ築くに及んで町割の初は壬の字を形どり龜屋町松屋町竹屋町鶴屋町なり其時の總奉行は足立半助重信なり龜屋町角の大白は鬼門の角を切て大石を置くとして茶臼を置けり

念齋堀

松山城下に在り松山倂人談に云加藤嘉明築城の時下手代奉行を松本新左工門山下八兵衛とす新左工門妻の兄弟に相圖屋一に府中屋ともいふ此家に宗祥念齋といふ兩人あり此兩人今の堀を掘る後今の念齋堀を掘り傍に宗祥の塚を營む今其所を墓下といふ

坂上毘沙門

松山市杉谷町に在り加藤嘉明杉谷に一字を建立し置しに久松定行今の坂ノ上に移せり立像二尺弘法大師の作なり直指山見性院の末寺とす中頃西側に辨天の社を建つ見性院は雜なり毘沙門は本寺法龍寺に移す今の堂は明治十七年大和國志賀の毘沙門を勧請して再建したるものなり

唐人町

松山市に唐人町小唐人町といふあり是は久松家の先祖定行侯長崎探題の時唐人を召捕り置し故に此名あり其時歌原與右工門といふ者番に付たりといふ

温泉郡

四十八

地勢東は久米郡南は久米伊豫二郡西は海及和氣郡北は風早越智二郡に接す東北部は山岳
重疊南西部は平野に属す石手川源を東北郡山間に發し風早和氣二郡東部なる山間の諸溪
水を合して南西部平野の中を斜流し伊豫郡に入り重信川に合す

面積六方里八分東西六里南北一里十町

石手川長七里二十一町 湯山村に發し伊豫郡余戸村にて重信川に合す

田一千九百八十八町九反

地假一百二十六万五千四百五圓

畑二百五十八町五反

同 四万六千八百三圓

宅地二百八町一反

同 七万六千六百七十四圓

戸數四千二百九十九戸

人員一万八千三百十九内 男九千一百八十三
女九千一百三十六

學校十九所 教授者三十八人 生徒一千一百三十人

神社八十一座内 縣社二 郷社二 村社十六 境外無格社三十九

境内無格社二十一

内記述アルモノ十八社

寺院三十五字内 天台三 眞言二十九 淨土三 曹洞五 黄檗二 日蓮二 時宗一

内記述アルモノ十七寺

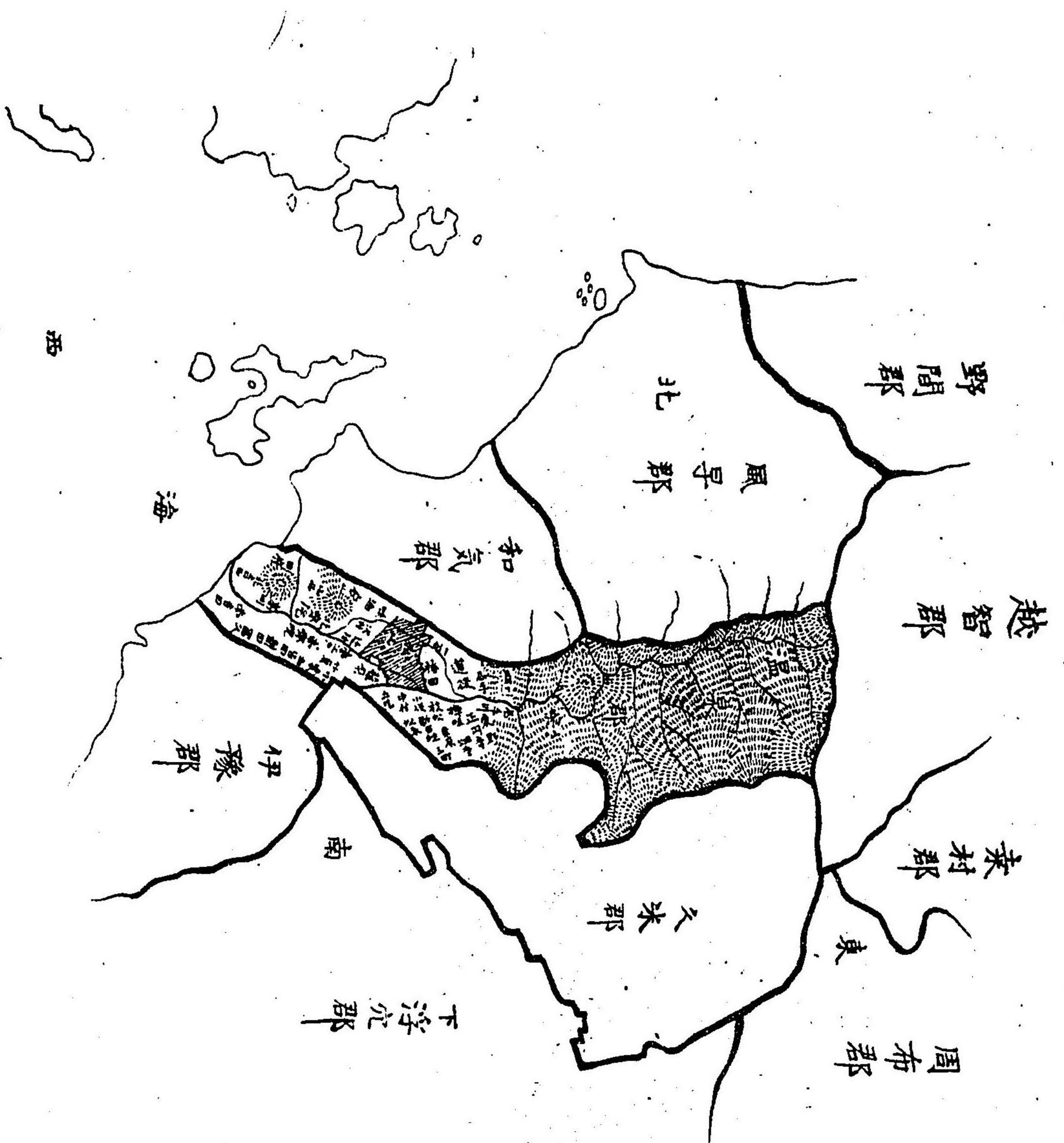
名所舊跡十九

古城十二 内古館二 古墓 二 温泉 一

温泉郡物産

藤野々漆 正圓寺意 東野陶工 松山紫麩 松山絹 緋燕

溫泉郡圖



續日本紀高野卷曰神護慶雲三年夏四月壬寅伊豫國温泉郡人正
 入位上味酒部稻依等三人賜姓平郡味酒臣
 三代實錄曰貞觀三年九月廿六日左京人大内記從七位上味酒首
 文雄山代小目從八位下味酒首王文章生無位味酒首文宗等三
 人賜巨勢朝臣

和名抄に載する所の温泉郡の郷名

桑原郷 垣生郷 立花郷 井上郷 味酒郷

元祿十三庚辰年六月改伊豫國村高帳温泉郡の分左の如し

味酒村	八百八十四石一斗七升	衣山村	三百七十四石二斗四合
山西村	八百三十八石三斗八升四合	別府村	六百四十一石四斗
齊院村	千四百三十五石一斗二升七合	高岡村	千二百五十石七斗九升
北吉田村	四百七十四石七斗六升	南吉田村	八百二十三石一斗六升三合
久保田村	三百四十三石四斗	富久村	四百七十八石二斗三升
針田村	六百五十石八斗九升	土居田村	千百十六石九斗四升四合
南江戸村	千百九十三石四升	北江戸村	七百五十四石三升三合
竹原村	九百四十九石六斗二升二合	小栗村	四百九十石四斗一升九合
藤原村	四百九十五石五斗七升	立花村	六百三十八石一斗九升九合
中村	四百八十四石八斗二升七合	小坂村	四百三十三石

枝松村 四百六十四石九斗八升五合
 桑原村 六百三十三斗三合
 松末村 百六十九石二升
 畑寺村 四百三十石九斗一升
 東野村 二百九十八石四斗四升
 溝邊村 三百四十九升三合
 道後村 千三百二十五石四升一合
 市町村 三百五十二石五升五合
 榎味村 二百六十二石六斗二升
 新百姓村 百三十一石二斗八升二合
 三町村 百六十石八斗五升
 正圓寺村 三百四十石九升九合
 湯山村 千貳百六十六石二斗
 石手村 五百二十五石五斗四升
 持田村 八百一十一石一斗六升四合

合計 三十五村 高二万八千八百五十九石九斗五升四合
 河野家分限録に云 湯月殿直勤之御旗本近習衆

温泉郡衆拾七人

持田右京之允 桑田 蟲喰不分 逸見源太夫
 高山雅樂介 白石五郎 大野因幡守
 鈴木治部之丞 鈴木掃部頭 鈴木神三郎
 佐川玄蕃 森 虫喰不分 大籠道三
 進藤帶刀 江戸 虫喰不分 崎山四郎左工門尉
 一色左衛門尉 關屋總殿助
 常盤縣に記する所の松山領郡村高に云温泉郡一圓三十五ヶ村 高貳万貳千三百石貳斗八

升八台

立花郷の内

竹原村 小栗村 立花村 針田村 土居田村 藤原村
 桑原郷の内

小坂村 正圓寺村 榎味村 松末村 三町村 東野村
 枝松村 桑原村 新百姓村 中村 畑寺村

垣生郷の内 別府村 高岡村 北吉田村 南吉田村 久保田村 富久村
 齋院村

井上郷の内 溝邊村 石手村 一万村 道後村 湯山村 持田村
 味酒郷の内 南江戸村 北江戸村 衣山村 味酒村 山西村

明治廿二年町村制 舊村ハ大字トス

湯山村 湯山 桑原村 桑原 榎味 畑寺 三町
 素鷄村 小坂村 立花 道後湯之町 道後村 石手 道後
 湯山 溝邊 桑原 松末 新百姓 東野 正圓寺
 湯山 湯山 桑原 榎味 畑寺 三町
 素鷄村 小坂村 立花 道後湯之町 道後村 石手 道後

朝美村 南江戸 津村 澤村 雄群村 小栗 藤原 竹原
 衣山 味酒 生石村 高岡 富久 針田
 味生村 別府 北齋院 山西 南吉田 北吉田 久保田
 南齋院

樹洗池

味酒村妙圓寺の西側の小池是なり大同年中當地富豪の人或時樹を此池にて洗ひしかは其後久からずして其家貧窮となる因て後世傳へて樹を洗ふを嫌ふといふ松山俚人談に云昔勝山に住する一人の貧者あり横谷の毘沙門へ百日丑時重をなす夜なしく其邊の竹を印にぞて取返り九十九夜に毘沙門告て曰我舎を荒すとなかれと依て又百日竹を運び返し祈願成就せり是より銀米自然と富饒になり幽閑の地に住し安靜に暮さんとを欲すれども財物の多きために心身を苦しむを以て貧饑の身とならんを望む折柄或人いひけるは池の邊に出て樹を洗ひ底を扣くへしと其とくしけるに夫より漸々貧になり終に飢死にす因て勝山を齋は飢山といひしを加藤嘉明築城の時山の名を問ひしに處の者飢山といふへきを勝山と答たりと云

龍寺

持田村に在り昔河野の家族竹宮の館墟なりといふ竹宮住居の時夜々座内に瑞氣立昇るを怪しみ地を掘ると數尺にして地蔵の石像を得たり因て堂を建て供養すこれ現今此寺に安置する石地藏なり館主死して西龍寺殿と號す元龜中寺院となし西龍寺と爲す此石地藏は

道後温泉

京都壬生寺の地藏の半身といふ何故に此地に來るや詳ならず
 道後村湯之町にあり上代にては此温泉の名を鷲の湯といふ後代此温泉の名世に高くなりては伊豫の湯と呼ぶ又いつの頃よりか道後温泉と稱し來れり道後とは伊豫國十四郡を三ツに分け宇摩新居周布桑村越智野間風早の七郡を道前と云和氣温泉久米伊豫浮穴喜多宇和の七郡を道後と云平家物語源平盛衰記等にも道前道後の界なる高繩山などの語あり又源頼朝の時佐々木三郎盛綱を道前七郡の守護河野四郎通信を道後七郡の守護に任ずるとありされは道後といふ名は鎌倉時代以前よりありたるものにして此温泉は道後と稱する地方にあるゆへ道後温泉と稱するとはなりたるをかり近代に至ては温泉のある邊の里を道後村と稱するより道後は一村落の名のやうに聞ゆれども本と道後といふは伊豫半國の總名なり一説に此温泉古は熱田津石湯と稱し温泉の邊りまで海にて繋着なりしか今は地脈變して船着は二里ばかり西方に轉したるなど種々の説あり是は日本書紀齊明天皇の卷に七年正月庚戌御船泊三千伊豫熱田津石湯行宮とあるに據りたる附會説にして万葉集一の卷に載たる熱田津に舟のりせんとといふ頼田王の御歌をも考へす又別に伊豫國に熱田津の舊跡あるを知らざるより熱田津石湯行宮は此道後温泉のとなりと想像して斯る説を書にまで記したるなり

或人云温泉郡は往古海多して平地少し山は東に道後山及び城山あり城山は勝山と松山との二名を有す即ち山の中央よりこれを區分せるなり西には江戶山及高岡山あり此余は皆

海にして既に三津といふ古名は温泉郡今の道後の地是なり即ち湯の涌出せる邊を熱田津といひ右の方伊佐爾波神社の南の方の谷邊を成田津といひ左の方和氣郡祝谷村邊を開田津といふて此三の津共に皆船舶の輻湊する所なり然るに星移り世代りて遂に今の三津とはなりしなり云々余按ずるに万葉集等の古書に熱田津成田津開田津の名ありて三所の津名なるか如し是は熱田津より出たる轉訛にして成田津の成は熱田津の熱を就の字に見誤るより起りて遂に成田津と書し開田津は天智天皇熱田津石湯行宮にて秋の田の御製ありたるより熱田津を一に秋田津と呼びたるを開田津とも書たるに由て三つの津名あるもの、如し又和氣郡に三つと稱する湊あり是を三津と書たるとは熱田津の故事に附會したるは或人の説の如しその説は昔より道後地方人の常談にして其人のいひ始たるに非ず素より熱田津の實地は新居郡なれば和氣郡の三津は即ち御津なり御津といふて此津に限り尊みたるは往古諸天皇道後温泉に行幸の時御船の着たる處なるに因り尊稱して御津と呼び習はしたるものなれば今の三津の三は御の字なるへきを故事に附會して三津とは書習はしたるなり

眞の熱田津の地は道前なる新居郡西田村なり石湯行宮の跡も同郡古川村地内に在り西條志に曰土人傳云昔齊明天皇熱田津に至り給ふといふ熱田津今の西田分なり天智天皇諒闇に居給ひ秋の田の御詠ありたりと云又同郡中野村保國寺舊記に曰熱田津今俗作西田非也行宮之跡今尙存矣古來此所植一樹示其跡名曰御所殿本即熱田津石湯行宮之跡是也余按ずるに御所殿木の所在今は古川村地内

に屬せり又其地に御所神社といふありて祭神は天智天皇なり則石湯行宮の跡なりといふ西條志保國寺舊記等も據れば往古は此神社も西田村に屬したるもの、如し然とも實は安知生村の地なる歟今古川村の西南西田村の東北に挾まりて安知生と稱する一村あり安知生は土俗アンチエといふ此名は石湯といふより轉訛したるにはあらずや又は本名アンチエを日本書紀に石湯と書したる歟何にして此地名は後世に唱へ始めたるものにはあらず必ず古名たるを疑ひなし

湯神社由來考証客記に曰伊豫國温泉郡道後村字湯月冠山鎮座式内湯神社は所奉祭神二座大己貴命少彥名命にして神代の舊跡其由來諸書に記すと雖も社殿創立の濫觴其詳なるとを知らず但舊記に云人皇十二代景行天皇兼て此社を建て以て湯地の主とし給ふと云人皇三十五代舒明天皇の勅建なりと云當社往古は温泉より僅二町ばかり北祝谷村の内在りしを何の時にか此冠山に遷し奉りしものなりと云扱又祝谷と名つけしに二説あり一は湯神社を齊ひ祭りしに依りて祝ひ谷と云と又一説には湯瀨谷の轉訛とも云索より此地は道後村の境にして今は和氣郡の内なれども總て此地の字を熱湯谷といふ今は畧して熱谷又熱湯とも云なり万葉集十二卷曰柔田津爾爾乘將爲跡聞之苗如何毛君之所見不來將有此歌は悲別歌三十一首の内なり或人の考にニギタツ古如此柔田津熱田津飽田津とも書てニギタツと讀せたりニギは和なり和魂の和のとし後に和氣など書は和田津の字より出たりと見ゆされは今の和氣郡の内に和田といふ所あり又古和田といふ處もあり是古の和田津の跡の殘れるなるへし後に温泉郡を分けて和氣郡となせりともいふ今の和氣濱より古和

田三津をかけた皆ニギタツの海なりしを年を経て漬る、ま、今は其名を留めしのみ祝谷村に今在る小祠二神の社地は湯神社の舊地なり祭神二種なるか故に世俗二神ノ社と云冠山一名出雲岡へ中古湯神社を遷さる以前より此山に式内出雲岡神社鎮座あり今は湯神社と相殿にて所奉祭神二座素戔鳴尊稻田姫命なり一説には稻田姫命一座俗に出雲御前と號すと又云丹波國桑田郡に出雲社といふあり此社の祭神と同体にて三種津姫命なり此神は高皇產靈命の子栲幡千千姫命の妹にして大己貴命の妻なりといへども當出雲岡神社は正しく祭神二座なるとは中古湯神社を此山に遷し兩社合せて祭神四座なれば世に是を四社明神と稱し又社號をも然か唱へしにても知らる兩社鎮座の山を冠山又出雲岡といふと舊き號にて其來由を尋に神代紀に曰大己貴與少彥名命戮力一心經營天下復爲三頭見蒼生及畜產則定其療病之方又爲之攘鳥獸昆蟲之災異則定其禁厭之法是以百姓至今感蒙恩顧云々とあるか如く此地に靈妙なる名湯を造置給ひ今の世に至まで普く人民の病患を救ひ給ふ二神の恩顧をカウツリ山といふ意ならん冠山字訓同しければなりと温泉名所記といふ書に見へたり左もあらんが又一名出雲岡といふ名義未だ古人の考へなければ其熟々地の景况を按するに此山は温湯浴室より二十歩ばかり南麓にて僅百二十余の石壇を登れば平地に御社あり秋の中頃より冬寒に至り春の余寒の去らざる頃までは麓より神井の湯氣立騰りて恰も雲の出るか如し因て出雲岡と號す爰に座ます神を即ち出雲岡神社と稱し奉りしものなるへし或人云冠山は煙山の轉語なり湯氣の立は雲とも煙とも見ゆるものなり近頃の人の詠たる歌に

いよのねの雪より明けていよの湯の煙よりこそ霞みそめけれ

古來地震の爲に温泉或は壅り或は涸て出さると數度なり相傳古昔天下大に地動し温泉埋れて久しく出でず年經て其源を知るものなし然るに或時一羽の鸞鷲飛來り潦の如く僅溜りし水に其脛翼を浸し二神の社内にある一石の上に止りて乾かし又往て然すると數日に及びしか終に其脛治して何處ともなく飛去りぬ時に一人の老翁あり此狀を異しと思ひ彼溜りし水を試みるに湯氣立て温なるを覺へ是より温泉の水道を求め尋て神井を堀り得たりとかや彼の鸞の止りたる石を里人鸞石と唱へて今に在り扱又一説には鸞再び温泉の靈妙を顯はしたるは神代の昔大己貴命少彥名命の浴し給ひしより以前のとなれば此温泉二神の造りたまふに非ざる由いひ傳るは前後を考へざる大なる誤りなり傳に云昔湯月城主温泉の妙驗を再び世に顯はしたるは彼鸞鷲なり述て其形を畫かしめ累世秘藏して時々床掛とし敬愛淺からざりしに奇異なる哉天正十五年河野兵部少輔通直に至り居城落去の前右の鸞鷲羽叩きせしとかや今此掛物は紀州高野山上藏院に傳はると云此温泉入浴の濫觴より世々の天皇行幸の概容を述れば上代におゐて高皇產靈命の子少彥名命は二名洲の國造となりて此地に住み醫藥禁厭の法を始め民の病苦を救ひ給ひしかは其名遠く聞へて治療を乞ふもの多し或る時足に傷けたる鸞あり來て温泉にのみ居たりしか日を経るよ從ひ足の痛み全く療へ飛去を見て温泉の疾病に効能あることを知り少彥命自ら湯壺を掘りて疾あるものに入浴を教へ給ふ因て此温泉を鸞の湯と呼び温泉のある邊の地名を鸞谷と名づく此時代に當り素戔鳴尊七世の孫大己貴は出雲國の國造たり遙に此温

泉の靈驗あるを傳へ聞か入浴せざるに此地に來り少彦命に而會の折節忽ち氣塞り纏へ入給ひければ少彦命大に驚き湯壺に入れ漬したり果して大己貴頓て起上り眞暫し寐たるかなど口吟さみながら湯の中にある石を跡み立出給ひたりと釋日本記に引ける伊豫風土記に見へたりされは此故事に因て舒明天皇行幸の時詔して湯の側に一社を御造營あり大己貴少彦二神を祝ひ祭り給ひたり延喜式神名帳に載する温泉郡四社の内の湯神社なるものは是なり故に上代の湯壺は今の温泉より二町余東北の谷合に在りて其地今は和氣郡祝谷村の地内に屬せり古へ湯神社ありたるに因て土地の字を二神といふて今猶一の小祠あり今の湯神社の地は延喜式神名帳に載する温泉郡四社の一出雲岡神社なり然れども後代温泉場今の地に轉したるより湯神社たる樹雲岡の神を宮外へ出たし末社の名は是湯月町數百戸の人民繁盛富饒にして世を渡るは全く温泉の徳に因るものなれば人の信仰崇敬も亦自ら湯神社に歸する故なるべし

此温泉地震によつて止まるを度々なり今傳記に載するものを擧ぐれば推古天皇三十六年大地震にて温泉塞り三年を経て舒明天皇三年九月に至りて再び出つ夫より五十七年を経て天武天皇白鳳十三年十月十四日夜大地震にて塞る此時土佐國田地五十万頃余海となる夫より八百四十七年の事傳記なし享祿四年大地震して悉く湯柁を埋む河野通直命して更に湯柁を改築し上に石を架し湯を貯へ其上を浴池となし石釜を据えて湯を注瀉す其石釜には面に樂師の像を彫附け蓋には六字題目廻りに願文並享祿四年辛卯河野太郎通直と記せり是今の湯にある石釜なり其後八十三年を経て慶長十九年十月廿五日大地震にて山崩

れて線脈塞かる又是より十一年を経て寛永二年三月十八日地震にて塞る松山城主蒲生忠知命して湯神社に祈禱す後舊のとき涌出す寛永十五年松山城主久松定行浴室を營む東西六間南北二間石を以て圍み浴池を其内に築き石垣高サ四尺泉深さ貳尺分て六池となす其戸東に開くものを十五錢とし南を十錢とし西に開くを養生湯とすこれ各舊制に依て改作せず其戸北に開くものを三ツ左を一ノ湯とし中を二ノ湯とし右を三ノ湯とす是は此時の改作なり各無錢入浴を許す毎池環らすに板塀を以てし其上に瓦屋を葺き雨露を避く夫より六十一年を経貞享二年十二月十日地震に泥湯涌出後清湯となる後二十三年を経て寶永四年十月四日大地震にて塞かる松山藩主の命にて湯神社にて神樂を奏し社殿を造補し玉垣を作り朱の鳥居を立つ又道後湯月町中より千本の神木を山麓に植む玉の石に飯殿を立奉幣祈念慮るとなし翌年閏正月廿五日より湯出て同年四月より入浴す是より百四十八年を経嘉永七年十一月五日七日の大地震にて塞る湯神社へ例のとき祈禱慮るとなし翌年四月涌出し湯治元のとき明治四年慶應後舊來の制を改めて湯池を五ヶ所に分ち一ノ湯二ノ湯を男湯とし三ノ湯を女湯とす四ノ湯は舊十五錢十錢の湯なりこれを男女の二湯に分ち入浴錢五厘一ノ湯亦五厘二ノ湯三ノ湯は一厘ツ、收納し温泉の諸費に充つ五を養生湯とし無錢入浴を許す湯治宿屋凡百戸浴客一年凡八拾万人と云又明治廿三年に入浴の制を改めたり

皇神祖之神乃御言乃敷坐國乃蓋湯者霜左波爾雖有島山之宜
國跡極此疑伊與能高根乃伊狹庭乃國爾立而歌思辭思爲師三
湯之上乃樹村乎見禮者臣能木毛生繼爾家里鳴鳥乃香毛不更
遠代爾神左備將往行幸處

神さふる伊與の湯桁のそのかみたるへは遠ふり行幸なりけり 萬葉集

神さふるいよの湯けたのそれならて我老らくの敷もしられす 季經 萬葉集

影うつすいよのゆけたの敷とてやとさてさやけさ十六夜の月 讀人知らず 六花集

いよの湯の湯桁はいくつ左り入つ右は九つ中は十六 伊與の湯のみさこに立る玉の石これ神代のしるし成ける

雜藝催馬樂の歌

伊與の湯のゆけたはいくつ敷しらすかそへすよます君そしるらん
いよの湯の下よりいくの白糸や來る人たへぬものれそ有ける
伊豫のものさにはに立て見渡せばたけのてりの手にとりて見ゆ
熱田津の秋の御幸の古へも思ひ出てもに住める月かけ

玉の石玉ちる影に碎かれて月も湯桁の敷をさつるふ 朝日さす千木の片そさ影そひて算そふ湯桁や敷勝さるらん

道後温泉

支那 竺庵

海上、仙山何處齊此中疑、即是方壺、温泉湧出、丹沙穴、羽服飄然、
黃石、徒欲令蒼生、離煩垢、懸知古聖有嘉謨、赤松環繞、鍾靈秀、
聞說留侯與月娛、

大學頭林信充

君不見松山城、呼古豫州、温泉水滑、擁上、游先、是翠華、遺蹤在、流
風赫々、幾千秋、聞說神靈開、此地萬、桐浴來、解舊愁、憶昔花清、離宮、
事二月、瓜實不可求、况復、匡廬風雨裡、烟氣逐、逐人、綵霞浮、仙雲縹、
澗谷下、樵徑盤曲、接丹丘、詠歸多少來、往客、幾度添、得海屋籌、

井 通 照

豫章城、關鎖、崔嵬、一道、温泉水、碧澗、開帝、蹕空、餘千歲、色、地形、會擁、萬
靈來、極前、賜浴、人無恙、峽外、尋源、客未回、休、謂、海南多、瘴癘、仙家、
路、接、舞、臺、

卑詞一絕以述道后温泉之再起、維時、寬永、龍集、莖實、仲瀚、良
道后、聖兼、稔、宮、等、上皇、進幸、隔、東京、覽、君、再、建、改、其、觀、衆、客、往、述、實、

太平愛宕山高新築廟敷陀境勝勢連登浴治萬病靈方術千古溫泉第一名

釋明逸

源億萬年石室貯溫泉飛流深蓄染使入壽命延長夜泉聲咽味
晨蒸氣齒誰可讀沐雲中時與仙客會越女霜雪身雲髮丹花唇湯
盡千古愛不使人學一脈呈靈祥聲聞來百國幾醒已繁人
千里奉顏色泉淡最和平日漸故悠然溫厚悅人性道遙保老年
恢廓養生湯玄々本萬同胡人與越客笑語強相通兒女五六歲生
長溫泉街只自爛游泳無心倚石階十月晴又陰泉隣玉樹林雨
足飄黃葉階前蒸氣深

古史正文曰爾大名牟遲神遠延而伏之時少毘古那神欲活之
而以大分速見隱自下種持度來而液浴則有暫問而活起居然詠
曰真暫疑哉而踐健之跡處於今存湯中之石上伊豫國之溫泉是
也仍憫人草之病二柱神相議而始製藥湯泉術矣伊豆國神湯亦
其數而箱根之元湯是也

道後溫泉記

服部南廓

國史曰舒明帝十一年冬十二月幸伊豫溫泉宮明年夏四月帝至
自伊豫又據伊豫國風土記所載景行帝嘗幸溫泉仲哀帝亦幸
溫泉齊明帝幸時天智帝天武帝為太子諸王亦同從幸並舒明帝
帝幸凡六云風土記又稱上古之時少彥名命病劇既以為死當時
此地已有溫泉於其大己貴命用以浴灌少彥名有間乃蘇亦不自
知病已去體起曰吾假寐乎遂建步如故踏旁石去其跡蓋存
云寔蓋為吾邦浴溫泉之始則地神氏世所從來向矣非特見賞
於人皇也後乃祀小名大己於其旁為湯神又有伊佐爾波神祠亦
曰湯築後更曰湯月相傳仲哀帝與神功后幸溫泉后因有身生
應神帝應神廟號八幡宮故應神帝為主因并仲哀帝神功后今名
曰湯月八幡宮崇祀最大神云謹按國史諸書所載吾邦溫泉所創
莫先於此又考萬葉諸什國風所采莫向於此湯之前故有圓
石圓可三尺名曰玉石亦古歌所詠以為神代之表者也則立自
太古可徵矣其諸神祠載在祠典諸帝行宮今御幸寺是也夫陵谷
變遷桑海易移名存實沒蓋亦不勝而此湯之出也蓋自剖判厥曠
遠者不知其始姑以所聞近者年紀尚且在地神氏之始至今數
十萬歲而不絕浴者起廢其效日新豈非造化凝精神明祐福者
邪風土記又載聖德太子所命立碑文雖世所記闕然其辭不可讀

義多可疑、且其石不存、今不可得、而考據、故關焉、余自寬永中、秘山
侯食封、伊豫國温泉在、疆距松山治城、東北二十里、於定、累世尊崇、
其湯及神祠、及今、侯源定、喬刻石、紀其事、志傳永久、乃與故所、列足、
以徵文、獻矣、銘曰、爰有温泉、在豫之土、厥初、養民、靈自太古、八皇、
龍六、降帝、武神、后、禮祀、載震、茲計、天開、靈滋、社我、東方、歷載、千萬、
泉、瀾、長、養、精、益、穡、疾、疠、廻、忘、億、兆、一、浴、壽、考、無、疆、廻、顧、其、側、神、
奕、奕、應、皇、陟、降、於、稷、不、敷、二、神、攸、相、永、護、温、液、其、永、維、何、有、密、玉、
石、於、昭、先、王、誕、陳、國、風、先、民、自、古、願、千、隆、德、慈、侯、受、封、克、敬、神、后、
立、石、勒、事、厥、圖、無、窮、

景行天皇行宮

道後村に在り、豫陽俚、謠集に云、景行天皇の行宮は湯の北岡山
なりと接するに、此岡山は後に河野家別莊を營みたりしか、河
野太郎通直老後出家して、此別莊を寺とし、住持となり、龍穩寺
と號す、河野滅亡の、後山越村へ移したる故に、今は此地を龍穩
寺臺と呼へり、景行天皇の行幸ありしとは、釋日本記第二十三
卷、幸伊豫温泉宮條、伊豫風土記曰、湯之郡、大穴持命見、悔耻
而宿奈、毘古那命、欲活、而大分速見、湯自下、通持渡來、以宿奈、毘古
那命、浴而浴、濱者、暫間有活、居然詠曰、眞誓寔哉、踐健踰處、今在湯、

中石上也、凡湯之貴、寄不神世、時耳、於今世、染疾病、萬生、爲除病、養身、
身良藥也、天皇等於湯行幸、降座五度也、以下倭足彦忍代、別天皇與、
大后八坂入媛、二、一、度也、

仲哀天皇神功皇后行宮附聖德太子碑伊狹庭岡
道後村に在り、釋日本紀曰、以大帶日子天皇與大后息長帶姬
命、二、一、度也、以上宮聖德皇子爲一、度、及侍高麗惠總僧葛城
臣等也、干時湯岡、側立碑文、記曰、法興六年十月、歲在丙辰、我法大
王與惠總法師及葛城臣、遣遙夷與村正、觀神井、歎世、妙驗、欲叙、意、
聊作碑文、一首、惟、夫、日月照乎上、而不私神井、思於下、無不、給、萬機、
所以、妙、應、百、姓、所、以、浴、屬、若、刀、照、給、無、偏、私、何、其、千、壽、國、隨、華、
臺、而、開、合、沐、神、井、而、瘳、疹、升、干、浴、花、池、而、化、溺、望、山、岳、之、
巖、等、反、冀、子、平、之、能、往、椿、樹、相、蔭、而、穹、隆、實、相、五、百、之、張、蓋、啼、鳥、障、
朝、而、戲、座、下、何、曉、亂、音、之、聒、耳、耳、丹、花、黃、葉、相、映、照、玉、果、珍、葩、以、垂、
井、經、過、其、下、可、優、遊、豈、悟、洪、灌、宵、庭、之、意、與、才、拙、實、慚、七、步、後、之、君、
子、幸、無、黃、笑、也、

豫陽俚、謠集に云、石手寺の住持實秀法印の弟子辨海なるもの湯月八幡の社僧なりしか、後三
河國に行きある寺に住す、松山藩士菅沼茂左工門江戶往來の節、辨海を尋しに、八十余の老僧
なり、咄しの序に、道後村に伊佐爾波岡といふ名所あり、知り給ふやと云、茂左工門知らずと答

ふ然は口訣を授くへし伊佐爾波岡といふは今の八幡宮の後柿木谷の邊より古城の邊まで昔は山嶺となり是を總て伊佐爾波岡といへり河野殿城を築る、時山を切開き堀を穿りける故に今は別のやうに見ゆるなり其時迄は八幡宮も彼岡に在しなり築城の時今の鐘樓の邊へ遷座し奉り其跡へ小社を建て奉幣崇敬し給ふ今古城南の山鼻にあるもの是なり俗に是を岩崎權現といふ實は伊佐庭の山崎にある故に庭崎といふへきを誤りて岩崎といひならせり是は城跡地の舊跡を存するまでに立たり本社は則湯月八幡にて伊佐爾波神社なり湯月といふも子細あり初は湯築と書たり俗に誤て伊月山など、書けるなり風土記にある通り仲哀天皇皇后を伴ひ行幸し給ふ時此岡に新宮を作り行宮とす此處に湯壺を構へ湯を汲み運ひし故に湯築といひしを湯月と書誤りたり此行宮の跡に社を立て伊佐爾波神社と崇め奉る則仲哀神功應神三所なり又此岡山を本とはみかり山といへども是御行宮山といふへきを略して斯くはいふなり云々

万葉拾穂抄云伊與風土記曰、上宮聖德皇子立湯月側碑文立其碑文處謂伊佐爾波岡也、當土之諸人等欲見其碑率引來因曰伊社爾波云、按するに聖德太子伊佐爾波岡に立給ひたる碑文は河野家築城の時伊佐爾波神社と共に他所へ移せしものに定りて居るも其所在を失ひぬれば後代種々の評論あり其一二を記さんに橋春暉か北窓瑣談に云寛政中道後温泉の側に畑あり昔より土民云傳へて不詳を忌む松山人某此下に必ず太子の碑石あるへしとて掘しに果して碑石を掘出し見れば彼の碑文を彫付隨從の人姓名まで載たり然るに温泉の近邊を大に穿ちたる故に濁

湯出來たりければ所の人々大に驚き温泉に別條ある時は此里數百人飢寒に及ふへし此碑はると無用とて皆々戒めたりしかは又其儘に埋めたりと松山人の語り云々又松山人村井知衡か古碑の事を記するものあり云此碑石何れの時地中に埋れたるか其所在を知らず伊豫風土記に上宮太子湯の岡に碑文を建て給ふとの引證釋日紀に出たり是等に因て好事家の人々此碑石を尋出さんと欲するもの、説に道後村義安寺の藥師此碑石ならん疑ひぬ此像は藥師如來にて土中出現の像なりといへば木像に非ず石像なるへし故に此藥師は彼碑石かど人の疑ふも其理なきにしも非されは先年より易者に占せしに何れも佛像に非ず貴人の墓か又は碑石ならん石に文字を彫刻したるものと占ひぬ又先年圓光寺の僧明月か宅間平九郎といへる易者の占に因て碑石の土中に埋れるといふを證として一ノ湯玉の石の西邊を大に堀けるに地下より大石は多く出たれども曾て碑文は見へざりけり此上は碑石を得んとならば義安寺の藥師を實見して其虛實を試みるの外なし數千年世に出ざるもの、又世に出る期ありけるも天命ならん既に多賀城の古碑も伊達吉村公の時處々を尋ね求められしか遂に地中より掘出し今の世碑面を摺りて天下の珍品とせり和漢とも古碑は紛失して世に傳はらず漢土にて李斯か驪山の碑我國上野國片岡の碑多賀城の碑などは頗る古碑にて稀なる珍品とせんか義安寺の藥師若し碑石ならは是等と日を同して語るへしまた此温泉の美事はに及ふものあるへからずと思ひぬ弘化三丙午年十一月日と記せり余此編を撰するに就て義安寺に行き藥師の事を問ひしに住職答へて去やうは去る明治初年神佛混淆の社は分離すへき旨を太政官より達しあるに就て地方有志の人々兼て太子

の碑石は當寺樂師の正体を試みるの一點に歸し居れば此機會を逃すへからずと思ひけ
ん齋松山縣より樂師の開扉せられ官吏里正等來て樂師の靈の板戸釘付と云り居たるを取
除け内を見るに樂師は長々五寸許の石像にて其靈は大石なれども文字も見へず碑石にも
あらず遂に此靈石を取除け其下の土地を掘ると凡一丈余にも及へども碑石やうのもの
更に見へずた、寶永錢四五文土砂の中に在しを有り出たるのみなれば最早此處には心
掛りなしとて元の如く埋みたりと云々

舒明天皇行宮

和氣郡山越村にあり道後温泉場より西方八町余の處なり是は温泉の故事なるを以て爰に
出せり但此集に云此時の行宮は温泉より八町余西の山麓にあり後代行宮の跡を寺院とな
し御幸寺と號すと

日本書紀曰舒明天皇十一年十二月己巳朔壬午幸干伊豫國温
湯宮十二年夏四月丁卯朔壬午天皇至自伊豫便居既坂宮万葉
集一の卷に云

幸讀岐國安益郡之時軍王見山作歌

霞立長春日乃晚家流和豆肝之良受村肝乃心乎痛見奴要子鳥
卜歎居者殊手次懸乃宜久遠神吾大君乃行幸能山越風乃獨居
吾衣手爾朝夕爾還比奴禮婆大夫登念有我母草枕客爾之有者

思遣鶴守乎白上網能浦之海處女等之燒燬乃念會所燒吾下情

反歌

山越乃風乎時自見寐夜不落家在殊平懸而小竹櫃

右檢日本書紀無幸於讀岐國亦軍王未詳也但山上憶良大
夫類集歌林曰記曰天皇十一年己亥冬十一月己巳朔壬午幸
干伊豫温湯宮云一書云是時宮前在二樹水班鳩此米一鳥大
集時勅多掛稻穗而養之乃作歌云若疑從此便幸之之歎
又仙覺引とてろの伊與風土記に云於大戸殿戸有椹之臣木於
其木上集鶴云此米接するに此御歌に山越といふ詞あるは行宮のある地方の地
名なれば万葉集の考按のとく讀岐國にての御歌にはあらず伊豫温湯宮にての詠歌なるを
誤りて斯くは記したるものなるへし

前右府公實

睿明天皇行宮

鳥の居る木々に稻穂をうけまくもかしてさ御代の恵みなるらん
立花村にあり釋日本紀に曰以後岡本天皇近江大津宮御宇天
皇淨御原宮御宇天皇三軀為一度豫陽但諺集に云此三帝の行
宮の地は立花村なり後岡本天皇は即齊明天皇近江大津宮御宇天皇は天智天皇なり此時は
皇太子にてあらせ給へども後に御即位ありし故斯くは記したるものなり淨御原宮御宇天

皇は天智帝の御子天武天皇なり按ずるに其村内行宮の跡は何の處に在りたる歟詳ならず蓋し井手神社の地なるも知るべからず然るに今の井手神社は慶安中に川南より移したれば往古の社地は川南に在りたるなり

出雲岡神社並湯神社

道後村湯月町にあり舊跡俗談に云延喜式神名帳温泉郡四座の内祭る所の神は三穗津姫にして大己貴命の妃なり一説に稻田姫命にして素鷲鳴尊の妃大己貴命の母なりともいふ古説に往古湯神社は湯より三町えかり北大禰寺の前にあり今其舊地は畑となし僅に松木七八本を残して舊社地の驗とす其前を二神と唱へて畑の穂の木となる二神とは大己貴命小彦名命の二神なり湯神社額敗せしを以て出雲岡神社同殿へ遷し相殿に鎮め奉りて終に湯神社再興するとなし刹へ出雲岡の本社を以て湯の神社の本社とし出雲岡神社は却て傍の小社に座し湯神社の攝社とし嗚呼惜哉右二神の穂の木は古へは温泉郡なりしか今は和氣郡祝谷村の内となるとそ俚談集に云湯神社は大己貴少彦名二神を祭る大己貴は則大黒天なりこれに因て當社より大黒天の像御守り出ると當社に於て深秘なりといふ此二神を以て本朝醫師の大祖とす故に湯神社に祭るなり一説に京都の五條天神と御一体なりといへり社殿は舒明天皇の御宇勅を受けて造立なり昔は放生會あり其外四季の祭あり就中御田植の御神事あり今に鑄鐵等寶殿に納めあり近年再興て毎年四月七日早苗の神事あり元文二年麓に放生池を築り池邊に花木數多あり此時皆植へらるゝなり古歌あり
夕日影八色の雲の古しへをもひいつもの岡の神かさ

當社の坂中に立石子持御前と稱する小社あり昔は松山城の北麓杉谷に在しを此地に移せり子なき者此神に祈れば奇瑞ありといふ

伊佐爾波神社

道後村字湯月谷に在り社記に云比賣大神譽田別尊足仲彦尊氣長足姬命を祭る昔は社地伊佐爾波岡に鎮座なりしか河野家築城の時今の社地の麓に移し道後城の鎮守とし和氣郡に於て社領を給す其後加藤嘉明松山城に移るの後靈夢を蒙り大に崇敬し社殿を修し神領百石久米郡井相村に於て寄附す寛文七丁未年松山城主久松家神殿を今の地に再建し岩清水鳩の峯の壯觀に換す百二十の石壇麓に鐘樓舞臺朱の鳥居本社を左右に石燈籠數多あり又二三町下神庭の下手に石の鳥居を立て前には川流あり欄干の小橋を架す此時懸弓矢太刀鐵神馬等を獻納あり又社領貳百石を寄附す此社も温泉郡四社の内にて延喜式内の古神祠たり古歌あり
今朝見れば雲ふりしきぬいさにわの清めいそくな神のみやつて
里人はいさどさそひて伊狹庭をふみかへすらんとしの暮れとて
八幡神社舊記に云謹而應神帝の御武德を考るに帝未だ御母の胎内に在ますとき國敵既に退散し三韓又降伏せしは是皆御武德の然しむる所なり因て胎中天皇と稱し奉るされと其元は御母神功皇后の御武德より出るもの歟凡そ何國にては八幡宮と稱し奉る社には多く御母子二軀を同殿に齊さ祭るか故に神功皇后の御德を兼て武神弓矢神と崇祀す五條松置武日八幡宮の縁起に本朝の武德は國常立尊に起り武道は應神天皇より現はるといふ延喜

帝の御製に

神風やいづも曉の空はれて武け日の光り世を照すなり

道後八幡社領

一百石者

己上

久米郡 井合村内

左馬助判

慶長八年九月十一日

成年社領物成米請取申事

合四拾石八斗三合

口米共納舛

此銀壹貫百壹匁六分

但壹石に付貳拾七匁宛

右社領義は御公儀へ被得御意候儀に無相違被下之旨從松平出雲殿會根源左工門殿系原甚平殿被下由にて唯今銀子を以て健に受取申候仍て如件

道後社人

寛永拾貳亥年正月廿三日

彈正

主馬

兵部

式部

高瀬爲右工門殿
不破庄右工門殿

淺井權右工門殿

是は蒲生家斷絶後幕領となり居たる時なり此年久松家移封なれども正月中は未だ幕領にて支配なり

道後八景

義安寺堂

奥谷

鶯

圓滿寺蛙

冠山社鴈

御手洗川水雞

湯元

蜻蛉

古城濠水鳥

宇佐田雁

此八景の内奥谷は寶嚴寺の邊にして冠山は湯神社の在る山なり御手洗川は伊佐爾波神社本道に架る橋のある川なり湯元とは浴場の邊をいふ宇佐田は道後街道兩側の田をいふこの八景は昔より地方人佳境とし詩歌俳諧等を詠するなり

道後十二景

六帝行宮

二神遺社

玉石靈蹤

湯築舊號

鷺谷神井

湯岡古碑

鴉溪聽泉

龜城觀月

荒濠叢竹

古寺老櫻

山塘夜歸

石川晚釣

此十二景は明治二十年清國浙江人泰園王治本來遊しこれを題として詩を詠せり其自序に云光緒丙戌季夏浴於湯日詠道後十二景詩聊以誌勝と云通赫同廿二年泰園の詩を次韻し其後に附するもの左の如し

六帝行宮

泰園

遙從神代關炎流六帝頻傳風浴遊昔日行宮人不識可憐零落盡

生

山邱

次韻

個是溫泉第一流，昔時六帝特來遊。行宮遺蹟吾能記，潭水在彼山

與此邱

二神遺社

黍園

一間社屋斷崖前，二柱靈風舊祭傳。莫道荒涼神不在，泉流花發自

年年

大東

二神今在浴場前，靈蹟由來此地傳。往事問天天不答，默思湯脈貫

通年

黍園

灌將炎液解危瀆，殿石居然發詠歌。傳到而今潭似玉，千秋聖蹟

不消磨

大東

一浴便能治劇瀆，奇功詠起寢哉歌。靈蹤貯石團如玉，不使風霜雨

露磨

黍園

湯築始傳神代中，稱名藉以記成功。何緣二字音相近，錯把泉宮

作月宮

次韻

大東

湯築々々今書月，字此名尤藉舊時。功二音吾俗本相似，非錯泉宮

爲月宮

黍園

神井當年知者稀，泉流清處草芬菲。鸞鷗識得溫湯效，一浴便能療

翼飛

大東

幽谷小蹊來往稀，草埋神井自芳菲。請君行，徵舊聞，說仍有振々白

鷺飛

黍園

湯岡傳說古時碑，麻戶雄文甚陸離。一掘緣何重掩去，痛今沈沒

少人知

大東

憶起湯岡太子碑，浴餘曳杖少流離。徘徊山色水光際，一々問人々

不知

黍園

風景依然，涼瀨間，旗亭幾座，水回環。阿誰把酒倚欄，座既好聽泉，又

黍園

看山

次韻

奇木控崖數畝，間碧流曼々，似鳴環騷人過，此吟懷足何用別。

龜城觀月

黍園

五層危閣鎖重々，松擁高城翠，絕好登臨良夜裏，一輪明月一聲鐘。

次韻

大東

刺天樓檜幾重々，秋滿高城風露濃，鏡樣月光看未了也，聞夜半遠山鐘。

荒涼叢竹

黍園

叢々老竹又新篁，環繞荒涼斷澗傍，憑藉此君留宿，踏萬竿風影最淒涼。

次韻

大東

城墟敗項伐，葦葦冉木移，栽殘礎傍，自是繁花行樂地，無人搔首歎荒涼，今歲官伐，葦葦開拓，作植物園，許庶。

古寺老櫻

黍園

千界禪師，舊梵林，雲迷空谷，絕塵心，老櫻一樹，春風永，花落花開，自古今。

次韻

大東

清僧住着古禪林，蚤占即空不染心，却怪老櫻花一樹，年年愛看到如今。

山塘夜歸

黍園

谷口温湯近，接城解衣一浴覺，身輕一夜來歸，詠偏多興，畝里山塘步月明。

次韻

大東

短杖扶人，晚出城，涼風陣々拂袈裟，輕温湯浴罷，歸詠月照山塘十里明。

石川晚釣

黍園

亂石砢々瀉激湍，烟波彷彿子陵灘，晚風斜日磯頭座，一箇詩瓢一釣竿。

次韻

大東

斜日晚風亂石滿，香魚於物躍，回灘與來欲傲，子陵釣借得漁童三尺竿。

此十二景は地方人の昔より稱するものに非ず王黍園か今年來遊して自ら撰ぶ所なり又

龍穩寺住職林道圓師の次韻あり左の如し

道後十二詠

櫻谷 林 道圓

明治二十年清人王治本撰此十二題詠詩其自序云光緒丙戌季夏浴於湯月爲詠道後十二景詩聊以誌勝瀨東泰園王治本後三年晚春予訪宮脇大東先生先生示以次句之佳什可謂蘭菊爭妍予亦附一家派尾學焉

六帝行宮

九重夢、纏、巖山流、帝蹕屢來茲壯遊宮趾欲尋、披地誌烟霞山腹杏花邱

二神遺社

古樹蒼蒼擁社前昭昭靈德到今傳二神此地遨遊後物換星移不記年

玉石靈蹤

湯效神奇起急痾聖居偶爾登欲歌蒼松蓋覆瑞垣裏印玉靈蹤宛不磨

湯築舊號

追思湯築舊名中、遶世神人記績功何日、同音書異字採來誰命地宮

鷺谷神井

神井濱源到者稀、泉温傍草早芳菲昔年白鷺尋來浴療得沉痾、目在飛

湯岡古碑

豐聰曾樹聖遊碑、天惜神文示入離、占卜何須頻、探掘千秋自有白雲知

鴉溪聽泉

鴉谷泉聲秋月間、細和蟲韻弄鳴環、孤亭靜座聽不厭、揭以宿賓臨窓外、山

龜城觀月

高樓登盡幾重重、月照松街秋思濃、櫺影倒傾人未去、隔雲何處擊三鯨

荒濠叢竹

鏡裡誰安碧玉篔、暮朋松嶺在西傍、爭栖烏鷺弄、葦戲一陣清風送、晚涼

古寺老櫻

禪底春閑祇苑林、人烟隔處適禪心、高僧曾植老櫻樹、爲雪爲雲幾古今

山塘夜歸

如絃車道達松城浴罷曳笱吟骨輕月照山塘鮮似畫踏歸柳綠又花明

石川晚釣

閒暇又尋熟處滿拂岸踞座晚風灘香魚貪餌餌多斜日潑刺青鱗頻上竿

湯月城

道後村に在り古蹟志に云建武中河野通治率て築く所なりと俚諺集に云河野九郎左工門尉通治後善恵と號す其築く所にして子孫代々これに住す濠二重に拂へ東西に門あり城は東表より東に當り切抜門といふあり往古石手寺の門にて夫より東は寺内なり土居外廻り五百二十間東木戸より西木戸まで百六十間恒し中通りなり同内廻り四百六十間本壇高サ四十五間三尺東西十九間南北四十五間三尺ありと云河野家滅亡の後天正十六年福島正則初め當城に居り後越前郡國分城に移る加藤嘉明松山城の時當城の石を取るといふ河野家は天正十五年まで當城に居たるか小早川隆景筑前に移封せらるゝに因て河野通直當城を明々渡し毛利家の領地越州竹原に移る河野系圖に云通直は河野兵部少輔通生四世の總領近江守通吉の男天文二年嗣く幼年なるを以て彈正少輔通直國事を視る永祿十一年元服兵部少輔兼伊豫守に任し通直ト改名初メ通賢ト云天正十三年六月小早川隆景豊臣氏の命を

以て當國寺發明し先帝新屋宇慶兩郡に攻入同年八月廿九日進て湯月城出攻む同九月廿日通直豊臣氏に降る是に於て宇和郡旗頭酒國守公廣久乃山旗頭大野直昌以下旗下の輩城を出て來請す遠形郡大洲城主大野直之曾根城主曾根宣高至り隆景兵を遣してこれを伐つ其餘の諸城風を望て降し全國平定す秀吉伊豫を以て隆景及女國寺來島等を封す同十五年隆景筑前國移る因て通直當城を出て越州竹原に寄寓す時天正九年九月一日一説に云通直天正十五年亥年七月十四日卒す病死越州竹原新城村法成寺に埋葬すと

河野家分限錄に云之類

御二門三十一種

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 枝山松木郎光策 | 由並豊岐守通資 | 入粟上左工門尉通妙 |
| 栗上因幡守通宗 | 栗上但馬入道通關 | 別府宮内少輔通興 |
| 松前日向守安勝 | 垣生加賀守盛周 | 大野山城守直昌 |
| 村上權部頭武慶 | 村上備前守吉光 | 村上出雲守通康 |
| 忽那式部少輔通善 | 得居半右工門尉通久 | 大内伊賀守信泰 |
| 平國遠江守通倫 | 南美作守通師 | 土居兵庫頭通建 |
| 松末美濃守通昌 | 久枝肥前守宣盛 | 桑原三郎右工門尉 |
| 森能備前守通森 | 今岡民部少輔 | 中川常陸守通任 |
| 重見孫七郎通俊 | 正岡右近太夫經政 | 黒川美濃守通博 |

和田山城守通勝 河野左門通多 土居左馬介通利
備前守 得能遠江守通能

以上三十二人御代々御連著御末孫此三十二家より御八家御寄合衆御家老職十八組御侍
大將御武者奉行

右御後被任蒙御家筋之衆中なり
諸士御役會之事

御寄合衆八將

杖橋太郎忠榮

手勢五騎

但先願より御徒の節は半徒被勤來り

由並豐駐守通資

手勢十騎

此内正田若狭守澤田大森小森此余不知

栗上左門尉通妙

手勢五騎

別府宮内太輔通盛

手勢六騎

犬視日向守安勝

手勢二十騎

越智郡三島

垣生加賀守藤周

手勢十騎

温泉郡高岡村高山城主

栗上因幡守通宗

手勢四騎

寄騎十人

足輕十五人
松前城陣代兩人ノ内

栗上但馬入道通開

手勢四騎

寄騎十八人
足輕十五人
右兩斷

以上八人此内御出陣之節、御先備御留守居他國加勢之節御陣代被仰蒙御在城之節、
御形日勤被仰付但先備通資通妙通興ノ四人之衆御組付無之故御出陣之節、諸陣一

騎合衆之衆

御侍與衆十八家

村上掃部頭武康

御軍役二十九騎手勢九十騎内海賊頭三十四騎御旗下

越智郡能島同郡國分城同

組十五騎外様手先御船手六十餘騎以上二百六十餘騎

郡貳河城三ヶ所城主

村上備中守吉光

手勢八十五騎御旗下組二十二騎外様先手御船手百六

備後國因島青木城野國郡

十餘騎以上二百六十餘騎

武相天境希郷九郎景盛

手ヶ所城主

村上出雲守通康

御軍役手勢三十騎手勢七十八騎内海賊頭三十二騎御

野間郡赤島城越智郡平地

旗下組十四騎外様手先御船手組百八十餘騎以上二百

島城野間郡野間郡同郡高

七十餘騎

仙山城四ヶ所

手勢十六騎軍陣八騎御旗下組五騎合二十四騎

忽那式部少輔通著

手勢五騎軍船五艘御旗下組十六騎合二十一騎

下島森山城主

手勢九騎御旗下組九騎合十八騎

得尾半左工門尉通久

手勢九騎御旗下組九騎合十八騎

下島森山城主

手勢九騎御旗下組九騎合十八騎

大内伊豫守信春

手勢九騎御旗下組九騎合十八騎

和氣郡 櫻井伊座三城主
 平岡 渡江 宣通 侍
 浮穴郡 棚居 新作二城主
 南 業 作 宣通 師
 鳳凰郡 檜山城 主
 土居 兵衛 宣通 建
 久米郡 土居 城主 宣通 建
 松来 美濃 守 宣通 建
 温泉郡 松来 館 同郡 桑原 城主
 久枝 肥前 寺 宣通 盛
 和氣郡 赤城 寺 館 同郡 花見
 山城 山 城主 宣通 建
 桑原 三郎 兵衛 宣通 建
 桑科 郡 宣通 建
 戒能 備前 守 通 森 宣通 建
 浮穴 郡 大熊 城 小 手 藩 城 外
 今岡 民部 本 輔
 手勢十五騎 御旗下組九騎合二十四騎
 手勢八騎 御旗下組十八騎合二十六騎
 手勢八騎 御旗下組八騎合十六騎
 手勢四騎 御旗下組五騎合九騎
 手勢六騎 御旗下組三騎寄騎十五騎足輕十五人合三十
 四騎
 手勢十騎 御旗下組十四騎合二十四騎
 手勢五騎 軍船五艘 御旗下組六騎合十一騎

上島 甘崎 城主
 中川 常陸 介 通 任
 越智 郡 豐山 城主
 正岡 左近 大夫 經 政
 越智 郡 幸門 城主
 黒川 美濃 守 通 博
 和氣 郡 布 郡 劍 山城 城主 松尾
 城 三 所 工 門 宣 通 建
 和氣 郡 山 城 守 通 勝
 久米 郡 岩 倉 山 城主
 備前 郡 肥 後 守 兼 久
 森 村 郡 象 多 森 城主
 御家 老 職 五 人
 大野 山 城 守 直 昌
 恒生 加賀 守 盛 綱
 御船 大 將
 村 上 出 雲 守 通 康
 御旗 本 武者 奉行
 手勢十一騎 御旗下組十騎合二十一騎
 御侍 大將ノ内ニ入 手勢十五騎 御旗下組十三騎合二十
 八騎
 戒能 備前 守 通 森
 大祝 田 向 守 安 勝
 村 上 出 雲 守 通 康
 村 上 出 雲 守 通 康
 久米 郡

八十五

河野左門通冬 得能遠江守通能 土居左馬介通利

御足輕大將十五人御足輕二組二十五人宛 村上内藏太夫吉高 佐伯河内守惟重

三好長門守 渡部但馬守長綱 井門宗左工門尉義安 東 宗吉

仙波左馬介 津之龜吉 大野佐渡守 齊宮

字野牟人正誠弘 重務重後守 二神聖前守重直

中 石見守重吉 重務重後守 安永能登守

御旗奉行騎馬三騎足輕十五人宛預之 大西正忠通良

仙波大類介貞俊 垣姓治右工門尉 栗上左近將監 宇佐美伊賀守

御使書 村上左工門五郎頼方 東河内守 白石新太郎 栗木將監

野口源四郎 田中左近 五井民部之重 久保帶刀

筋建七郎 福角太郎 田所内藏介 矢野左馬允

大目附 此外五人不分以上十八人御出陣の節は森の字差物あり是を十八森衆と云

村上左工門五郎頼方 東河内守 白石新太郎 栗木將監

御小性衆十一人 長野四郎兵衛 得居彌一郎 高橋五郎三郎 作道左工門尉

小坂掃部允 桑田右近 高井宮内 田盛小太郎

岡田將監 宇野民部 寺町兵庫

御精戸頭 武智九郎兵衛 新居左京允

御阿朋頭 此組衆十五騎 平井幸阿彌 白井新阿彌

御墓所頭七人 龜坂内藏介 井上采女 此外五人不分

御諸筆頭 石崎監物 大内梅雲 宮山兵庫

御横目衆十二人御小人衆九宛預之 拜者四郎兵衛 吉田右工門 今井宗悦 松本源右衛門

長澤 高橋藤馬 佐川 小泉

佐島 高野 早川 高部

湯月殿直勤之御族本衆 温泉郡衆十七人

八十六

和氣郡衆十七人
 久米郡衆十八人
 浮穴郡衆十五人
 伊豫郡衆十八人
 五郡合八十六騎御書代衆也此外外様百六十七騎合二百五十二騎
 土岐山城守 手勢五騎 浮穴郡徳川城主
 森伊豆守 同三騎 岡郡花山城主
 曾根丹後守 同五騎 喜多郡曾根城主
 高田左工門尉通成 同四騎 野間郡山ノ内村重門城主
 渡部内藏進 同三騎 野間郡松尾村黒岩城主
 村上監物太郎 同四騎 越智郡老曾山城主
 重見孫七郎十下 同六騎 同郡石井村石井山城主
 岡部十郎 同三騎 同郡小鴨部村重茂城主
 越智駿河守 同五騎 同郡藤森城主
 越智右工門佐 同三騎 同郡鳥生村衣星城主
 正岡紀伊守 同五騎 同郡新谷村鷹渡城主
 梅部田雲守 同四騎 同郡朝倉上村龍門城主
 山内若狭守 同三騎 桑村郡菊ノ森城主

柳原殿 同四騎 風早郡柳原館
 得能殿 同二十騎 浮穴郡八倉館
 湯月御堂所定口之衆 此書は久米郡今在家村松田某の家持傳の書なり此地は松田美作守の領地にて此家は松田の正統子孫なりといふ
 御前様附衆 松田美作守 中西大隅守
 春禪院様附衆 長井三郎右工門 沼田太膳允

湯月御堂所定口之衆
 中川空助 小者一人 新田又太郎 小者一人 渡部吉三郎 小者一人
 小天生 同 宮内平三郎 同 土居新太郎 同
 栗田彌九郎 同 中太郎次郎 同 留藏司 同
 杉原與三 同 女中 女房衆二人 同 やく 杉原與三郎
 杉原小三郎 同 右工門 杉原隆九郎 同 女房 同
 神太郎 同 女房 同 御久に彦右工門 同 女房 同
 同下司一人 孫右工門 御少はね 同 小筆一人 新さし將殿 同下司
 宰相殿 同 下司 ねうめ 同 下司 おちやく 同
 こちよ 同 八小 人 同 同 同 同
 お女之 同 ねさし 同 同 中將殿 同
 はりま 同 御乳三人 同 三人 藤つ 同

ありすくも 桂 三人 在國中 本町 新十郎
 清八 三郎次郎 久米 藏 新次郎
 與四郎 新助 御下都 彌太郎 大みや
 本町 新右工門 御土居町 勸解由左工門 御中間 又三郎 孫左工門
 牛 瀧 御下都 彌太郎 御中間 又三郎 彦三郎
 御中間 吉左工門 三郎右工門 御中間 九郎右工門 彦三郎
 今市 善三郎 今市 善三郎 御中間 九郎兵衛 御物たち
 今市 善三郎 今市 善三郎 御中間 九郎兵衛 御物たち
 神右工門 御小者 二人 彌三郎 神五郎
 石井 三郎 池之内 又次郎 御壺番 二人
 御揚技番 一人 番御中間 二人 番御格闘 二人 上納 一人
 下納 一人 御馬屋 二人 兵士 一人 御犬 一疋
 御馬 三疋 御小者 一人 彌九郎 房

宮内 又十郎 のどころ 湯山 定夫 三人 果上右左工門佐
 是は御用の時
 粟上右左工門佐 小者 一人 井邊神四郎 三番口 小者 一人
 久万勘右工門 三番口 同 小者 一人 楠本右京亮 三番口
 久米 右京 三番口 めいへ彌九郎 番口の時長 藏 三番口 こひ神五郎 三番口
 金 助 二番口 與左工門 二番口 又四郎 三番口 志津川又六三番口
 石 藏 三番口 辨 忠 二番口 久米 平太郎 二番口 森右工門 御慶打
 與一右工門 三番口 清水 内藏 三番口 長戸 藏 三番口 金五郎 三番口
 福音寺 太郎右工門子 三番口 長戸 藏 二番口 余戸乙番 二番口
 定口 百二十六人 番口 二十六人
 一御相伴二人者 毎日臨時不可有此外之事
 一職人上下六人 自然御用之時沙汰之事
 一從 御裏方蘆州へ渡海之者には 悉着五日之間者同可被相渡也 其外留守中之儀は 不可關之
 事

一從蘇州 御裏方御使へは逗留中口可被調事

右條所定置如件

武市和泉守不分別

一御日野家

古蹟志云河野氏興りて功臣封を受ける者數百家股脇の者八人之を寄合衆といふ即ち散將なり若行て朝會征伐する時は守り君守るべきは出て師を帥ひ謀を行ふ無事の日は湯月邸に朝し以て國政を與聞く

又十八邑騎將あり之を士大將と云即ち卿大夫なり或は上軍に將たり或は左右軍に將たり或は下軍に將たり皆侯族世卿なり城を疆場に築き虎賁の士を分け之を隸屬とす之を周官に擬するときは險を司り以て隣敵に備ふ即ち周官大僕の任なり

又國老あり是亦卿大夫なり之を家老と云凡五人侯を輔けて國事を斷す即ち輔相の任なり又裨將あり武者奉行と云古へ所謂軍司馬の任なり常に將を佐け謀を獻し斧鉞を握り非法を糾し以て虎賁の士を總督す

又統將將弓將あり皆歩卒の長なり凡十三人之を是經大將と云常に隊伍を正し進退座作を教め

又旗長あり之を旗奉行と云凡二人旗旗を掌り屬卒を帥ひ以て號令す
又鎗長あり之を鎗奉行と云凡二人戈矛を掌り以て屬卒を帥ひ伍を正しこれを監す且機

臨陣で虚に乘し勝を制するの令を爲す

又水戰長あり之を海賊頭と云凡四人副凡三十四人海邊の寇盜を除き以て抄盜の患に備るを掌る常に船を弄し風を視る

又行李十八人あり軍中に在るときは斥侯を掌る預め地理を察し虚實を窺ひ多寡を知り利害を辨じ伏奸を探り且目測明瞭に照應を達し命令を通す昇平の日は隣國使聘を掌る皆森宇神標に識して以て旗幟さすて槍を十八森と云或は呼て使番と稱す

又巡邏監尹あり之を目付と云凡三人常に巡視して其不正を正し善惡を審にす

又鑾童あり之を小性と云凡十一人常に侯の左右に侍し唯命を之れ聽く

又宮長あり之を御前様衆と云凡二人宮中の政令皆これを主掌す

又内務長あり之を納戸衆と云凡二人衣服の政令を爲す

又茶道長あり之を童坊と云或は同朋と云頭を剃して侯の飲を掌る凡長二人副十五人暇日には侯に侍り談話娛樂昇降時日を期せず

又會計長あり之を勘定頭と云侯の歳出入收支の事を掌る凡三人兼て戰時輜重の出入を掌る

又發正あり之を臺所衆と云凡七人庭厨を監して其政令を爲す且暮餘を節し歲月算を入る

又侍史あり之を御筆衆と云凡三人君命の繕みな掌る軍中の傷死及獲あるも亦之を主録す

又醫師凡五人疾病金瘡針治目疾口疾獸療等を掌る

又養人あり之を横目と云諸尹諸吏率徒を監る

善長副佐二ふあり其長を佐けて善善講を巡警し以て善惡を問察す
又同右騎郎之を族本近寄衆と云他邦辨謂近習士是なり温泉和氣久米浮穴伊豫の五郡に食
邑凡八十有六人皆執騎郎なり

又外騎郎あり是虎賁小臣の類なり凡百六十七人皆馬に騎り外冠を戴る之を外様近寄
衆と云他邦之を大番と云或は廣間と云或は馬廻と云或は給人と云是なり

又郡邑長あり之を諸郡一騎合衆と云是即ち邑の伯長なり能く郡邑の衆を統へ十八邑騎將
を輔翼する者なり

市廳軒東照寺

道後村古城の西門前にあり中頃堂主なく大破に及ぶ貞享丁卯年六月中旬再興せり龍藏寺
の末寺なり河野通治創建して香花院と爲せり

正傳寺跡

道後村に在り其跡は市廳軒の西に當り今は田畑宅地等となる此寺天正中退轉す清水寺
正林寺は元と道後村に在りて照田寺と號す寛永十六年七月僧終立此地に移すといふ按す
るに正傳照田音同し此正傳寺は彼照田寺なるべく僅餘集に云此寺は八幡宮の鐘磬なり
天正中退轉す依て石手寺鐘磬なりと云りしを寛文中社家へ渡しけるとそ又此處に居間とい
ふ杉貳本ありしか元祿十三辰年枯たり是は河野殿孤をくより賜ふ木なりといひつたふ古
事因縁集に見へたり傳云永祿年中一日河野霜臺の室貳人となり同姿同衣裝にて坐せり通
直驚き詮議あり何れ一人は化けものなるへしとあれと我は正身の妻よ我は人よ汝化物よ

と談笑ひ互に争ふ醫師來て離魂と云ふ病あり一女か二女なるも有て樂を興へけれど
も其驗し東になし依て種々祈禱ありても猶本のとし故に通直二人の者を捕へ籠居せしむ
數日を経る内に二女食事とに其耳を動しければ是を化者なりとて捕へて拷問せしかは其
本体を顯はし一ツの老狐となりたり既に殺すへしと定りたる時僧俗男女異様の者ども門
前に群集せり是何者ぞと問ひければ四國の狐とも訴訟に來れり今度當城内にて不慮の事
を仕出したる者は貴山明神の末裔裔の使者長狐なり是は日本一の狐の頭なり是を害し給
はし國に大變を起すべし且此長狐は我々共か師匠なり助け賜はし同類悉く四國を避け永
く妨害を爲さしと云ふ通直其願を聽き老狐を助け放ちければ何くともなく逃去りたり

義安寺

道後村字戒能にあり本尊樂師の像は行基の作と云天文八年河野彦四郎義安の創建たり
本と此地は戒能氏の宅跡なりと云天正十三年河野家斷絶の時一族一同此寺に會し二君
に仕へざるを譜代の老臣等と神水を呑み誓約すといふ

戒能谷盛

道後村義安寺の邊なり盛の名所にて観燈の遊人多し義安寺盛と稱し詩歌を詠する人も
亦多し

戒能溪盛

戒能流 一帯柳堤前轉々遠く戒能谷度三暮 天一隔岸懸々掛三幽竹入林細々
點三煙烟義安寺真金 如布伊井庭邊珠似聯三繼令能堪三當三灯火

森本更願、照三書編、
二流能溪上暮蒼々、螢火解飛、溪水長、詞客弄、來留、杖履美人拾、去滿、
紗、流、光、合、露、度、沙、岸、斜、影、帶、風、入、柳、塘、泉、石、境、幽、多、勝、絕、林、園、
漸、接、溫、湯、

無星の影露に古りたるこの寺の昔し覺へて螢飛かな
夕風に碎けて消ぬ水の泡と見しは螢のすたく成けり
燃へて除く身を浮草の根を絶へて滅し螢の衰れとを見る

寶巖寺

道後村字湯月谷に在り創建詳ならず往古は天台宗なりしか正應五年これを再建して時宗に改む時宗は一逼上人創する所の宗派なり上人は河野四郎通信の第三子別府通廣の三男幼名と聖衆丸といひ年十八の時朋友を殺せり既にして大に悔ひ遂に剃髮して僧となす山は善恵上人に從ひ隨縁と稱し修行を積み大に得道して又知真房と改め一派を創立して時宗と号し諸國を經歷し教義を宣布するを主務となす其の法を始む正應五年八月廿三日五本末處にして攝州兵庫に於て死せり俗是を遊行上人と稱す本寺を相模國藤澤に建是を根據として諸國に支院多し

三光

道後村字龜股に在り傳修集に云五月に至り水を引き明日苗を植ゆと云頃泥中處々に澄たる所あり能く見れば日月星の像と顯はせり里人不思議に思ひ恐れて耕を止む今は賤しき山伏ありて耕作せり世に月の輪田といひ又三光田ともいふ古蹟誌に曰或人傳言水清して正に日月星を見る因て呼んで三光田といふ此村分派あり北を山越川と爲し南を清水川となす斗門あり俗呼んで樋又と云分派して股となる故に斯く名つけたり清水川の傍に泉あり酒となすへし味酒の名義をこゝに取るに云接するに此田は川床より地盤低き故川の水洩れて泥田の中處へへ噴水するもの或は月の輪のとく或は日月星の天上に顯はる、如き模様を爲すなり田水清たるときは見へす田植せんとて泥水をかきならせる時のみに見ゆるものなれば別に怪しき事にはあらず然るに昔の人は其理を究めずして云ひはやせしものなり

道後十六谷

道後村にあり舊跡俗談に云昔より道後十六谷と云を申傳ふれども唯今にては十五谷なり内では覺へ不申其谷左の如し
法雲寺谷 柿木谷 立ッ石谷 本谷 善成谷 柳谷 奥の谷 細見谷 大谷 櫻谷
石切場谷 圓籠寺谷 大堂谷 鳥谷 鷺谷
百鳥谷鷺谷は只今は和氣郡祝谷村帳面になる

石手寺

石手村に在り由緒に云神龜五年聖武天皇勅願所として創營す其後天平元己巳年三月八日越智玉澄これを再建す本尊樂師長二尺五寸行基作と云三重塔鐘樓念佛堂焰魔室山門二玉門あり昔は虚空藏院安養寺と號す何の頃か衛門三郎と銘ある一寸八歩の石を寶殿に納め熊野山虚空藏院石手寺と改め眞言に轉宗せり古蹟志に古來此寺造營等の履歴を載す其略を舉ぐに天德二年越智元興義興禪師をして密法を此寺に於て行はしむ延久五年伊豫守源頼義北條親經に命じて伽藍を繕治す永保二年夏早魃白河天皇住持良覺に勅して雨を祈る驗あるを以て權大僧都となし又宸翰の勅額を賜ふ寛治三年堀河天皇北條親經に勅して弘法大師の像を安置せしめ給ふ永久二年鳥羽天皇勅願寺となし給ふ同年七月河野親清住持良賢と謀り堂舎を繕治す崇徳院天皇の讚州に幸ある頃花を此寺に御覽御製の歌あり車返櫻と稱する是なり治承元年高倉帝河野通清に勅し大盤若經六百卷を寄附し給ふ此時經藏庫を立つ建久元年源頼朝寺領田若干を附す又河野通清頼義墓を墓所谷に造り後其墓標を當寺の門下に移す元久元年三月三日河野通信二十五菩薩の面を造り又十二社權現の祭祀を起す永仁二年北條陸奥守田若干を附す文祿二年河野通直伽藍及山門を修す永祿九年樂師堂火あり二年足利尊氏田若干を附す文明十二年河野通直伽藍及山門を修す永祿九年樂師堂火あり佛飛揚して櫻木に掛れり天正十九年織田信雄誦せられて此寺に居る文祿元年歸京せり慶長九年加藤嘉明勝山愛宕を此寺に迂し其疆に城を築く同十四年樂師堂及白山堂を繕治す同十八年六月足立半左工門をして權現堂を修す正保二年久松家大川三郎太夫をして材木

北石五十本を附して堂舎を修す寛文十三年五月久松家吉村三右工門菅谷庄右工門内藤加兵衛をして權現堂伽藍三層塔辨才堂及諸門を修す延寶五年早魃住持雲龍をして雨を祈らしむ效驗あり六月淋雨北の山岸潰崩して伽藍を埋む久松家佐久間儀左工門をして更に之れを營ましむ寶永四年七月十二日田五十石を寄附す山門の前に五輪塔あり是頼義の墓標なり其側に不動石とて七八尺の青石にくりから龍を彫たり確と見へす又何の謂れも知らず又勅宣の御書とて左の古文書あり古蹟志には寛平四年石手寺と改むとあれども誤りなるへし

安養寺當地行地不可有相違之由國宣之所也仍執達如件
元弘三年九月三日
左衛門 依言上

回車櫻崇徳院天皇御製と云傳ふ
名にしかは、またも來て見ん花の春夕影のこる雪の古寺
前關 白基通

野となりしかりのおますの跡もなほ絶へす玉しく秋の白露
遊石手寺二堂前有芳樹一名回車櫻是昔時帝王所觀賞云因

題
遊石手寺二堂前有芳樹一名回車櫻是昔時帝王所觀賞云因
平 時 春

遙駐六龍遲日曛堂前花樹異芳芬勝因今仰白毫處山上長懸五色雲
當寺は四國巡拜五十一番の札所あり

大山祇大明神社

石手村字中筋に在り弘安二年河野對馬守通有蒙古西海道に寇す時に國賊退散を大三島に祈る彼地に行くには風波の難ある故に此地に勧請せり元と石手寺境内に熊野權現十二社あり寛平四年越智息方勸請せり又白山神社あり是は和銅五年越智玉與の勸請なり明治三年神佛分離の令あるを以て此社に合祭せり昔は此寺に毎年三月朔日より權現祭あり南五六町を距て神輿の御旗所あり又大山祇の神事に市を立つこれを石手市といふ

上新田神社下新田神社

湯山村の内河中村字東之岡に在り上新田社は新田義宗を祭り下新田社は脇屋義治を祭る此地は舊は日浦村と稱し此社號も兩新田大明神といふ明治三年兩新田靈社と改む天文十七年河野通直勸請例祭十一月二日なり

重松城

湯山村の内河中村に在り古續志に云重松太郎居る太郎の父を大野重定といふ二子を生み長を太郎といひ次を次郎といふ共に此城に居ると云

奥之城

湯山村の内宿野々にあり河野六郎通存居る一説に小千玉與十三代温泉郡司元與これに居ると云但藤集に云此古城に甲岩といふ石あり梅の古木一本あり河野氏の族七人此處にて死せしより村民に崇ふるとあり依て七月廿四日これを祭れり墓碑を立て勸して奥濃城七人墓と云

瀧ヶ淵

湯山村の内宿野々にあり此淵は石手川の上流にして兩岸巖石突兀或は淵をなし或は瀑を成し水勢甚だ冷ましく景色頗る奇絶なり但藤集に云道後村義安寺建立の時湯の山の柚木を數多此川上より流しけるに此瀧か淵にて殘らず水底に巻き入る其頃土佐國に不思議の木材多く流寄ぬ取上て見れば義安寺と書付ありさてはかゝる寺建立の木なるへしとて土州に於て一字を創立し則義安寺と名のけ今に其寺ありと云又昔此淵に大蛇居けるを食場村庄屋半藏といふもの鉄砲にて打止めたり其蛇骨今に所持すといふ三好家記に云瀧ヶ淵の妖怪先祖三好長門守秀吉長男藏人之助秀勝元和年中打取申候並節の次第瀧ヶ淵より夜々美麗の女姿にて湯山往來へ出て通路相成らず候處右藏人之助剛氣の者よて殊に鉄砲に熟練す右圍及び瀧ヶ淵に蛇住み居候由に候へは決して是等の妖怪にも可有之何卒打留め度存し夜々右場所へ出相待候得は七夜目に彼女顯れ出候に付如何なる者に候哉此所へ出諸人を慥まし候に付覺悟致へしと鉄砲を向け候處身は瀧ヶ淵に住むのなま早々歸るへしと申に付其鐵砲打掛候處俄に震動し天も崩るゝ程の儀にて中を其場に罷在候事難成其儘歸宅翌朝瀧ヶ淵へ罷越見届候へは大蛇を打留居候に付家來共召連蛇體を取歸り候由尤今以右蛇骨家に相残り居候右長門守秀吉は三好修理太夫長慶の孫にて代々阿州居住の所より長曾我部元親に打負け豫州へ流浪し河野通直に仕へ恩地として湯山千二百六十石を領す風早郡神途の城を攻落し武功あるにつき其賞として石手郷五百石賜り天正中河野家没落の時共は流浪す時に藏人之助秀勝喜多郡大洲に於て三百五十石を知行す後故あり又

湯山に歸住し子孫農民となり食場村に住す云々
菊ヶ森城

湯山村の内食場村に在り三好長門守秀吉居る秀吉は湯山村を領せしか風早郡神途の城を
通直より攻ちる、時井手筑後守を以て長門守へ出陣を命せらる長門守伴藏人之助を具し
早速神途城へ出發し戦功あり因て石手村を賜はる則其時の賞状なり

先度神途相働敵數人討留候由心掛之段無比類候彌山中切彌等之事不可有油斷候此表
之事任存分候御歸許之節以面可申候先日於此表藏人助手負如何候哉隨分養生肝要之事
に候

七月九日

三好長門守殿

通直

河野家落法の節長門守牢人して藝州廣島に住居せしか蒲生忠知の時食場村に歸る嫡子與
左工門三百石を領し大洲に住へしか本意に叶はず又食場へ歸住す其子新之丞松山城二ノ
丸詰請の時究竟に働さしかは加藤嘉明の目に留り安達半左工門へ命し元服の上半藏と改
名せらる其子孫道後村の庄屋となる

天一神社

湯山村の内藤野々に在り天御中主尊を祭る古蹟志に曰大古草味の世肇めて降り徳を修め
致を立て萬民を撫し四海を鎮し斯の民安きを得たり男を天一神といひ祀を媚女神といふ
遊册して應れを祭り諡して鬼王御前又姥御前といふ土人二神の喪に服すると父母の如し哀

慕して止まず遂に撲刺して假面を作り之か神主と爲す傳云天一とは天神七世の第一神を
謂ふなりと云々

水 陸 瀧

湯山村の内末村に在り萱谷より來る高サ二十二間幅三間より六間に至る

彌勒寺跡

湯山村の内食場村横谷に彌勒寺山といふ所あり是其寺跡なり大門彌勒堂毘沙門堂藥師堂
などいふ所もあり一に定額寺といふ何の頃か焼失せて今は其名のみ残り藥師堂は今
石手寺中へ移したり加藤嘉明城を勝山に築く時城山の東に此毘沙門を移し祭る今に横谷
山毘沙門堂といふ類聚國史百八十佛道部に曰天長五年冬十月伊豫國彌勒寺預り定額
寺同七年九月庚辰以伊豫國温泉郡定額寺爲天台別院半井云定額とは續日本紀に定
武散位定額四十人とありて定數といふと同義なり類聚國史八十卷に曰天武天皇九年四月
勅凡諸寺者自今以後除爲國大寺以外官府莫治とありて官府に治る所の大寺を二個寺
若くは三個寺と定て是を定額寺といふなるへし伊豫國の定額寺は國分寺と此彌勒寺の
みにて其外の寺はかさく國史に載たるを見ずされは諸寺の緣起に勸願所などいへるは
多く私言なるへし

森ノ城

湯山村の内日浦に在り森警三郎居る

圓福寺

湯山村の内藤野々にあり傳云天台宗叡山延曆寺の支院にして伽藍宏麗なりしか後世衰微したり三好長門守か寄附狀あり

奉寄進 觀音御寶前

温泉郡湯之山内 藤野郷 延福寺林之事

合肆林在所者

寺裏山中東水落際西者谷口畝筋境而山上迄境之内也

右依御寄進之意趣者爲天長地久御願圓滿則武運長久但至難公事者永不可有國家沙汰者仍爲向後友誼狀如件

永錄八乙丑年三月十五日

三好長門守秀吉判

釜 岩

湯山村の内福見川に在り岩の形釜を著て立てるか如く河野晴通某役に敗北して此山中に走る敵これを追躡す晴通甲冑を脱きこれを此岩上に被せて去る敵兵疑て敢て近つかす因て斯く名つくといふ

袖之木谷館跡

湯山村に在り舊跡俗談に云河野通有の長男通忠居る因て通忠を袖之木谷殿と稱す其處今の湯谷山正福寺なりといへども其由來今の正福寺にも傳はらず或人云山號を湯谷といへるとは疑らくは袖之木谷を中容して湯谷と云又一説に往古此處朝夕湯の氣たつと甚し故に土俗湯の氣谷といひしを袖之木谷と書たるなりと又正福寺住持云此寺を湯谷山温泉院

と名付るとは昔此山に湯の湧出る所あり又麓に温泉の淵といふ處あり是より水流きて郡中に達する故に温泉郡とはいふなり云々

東山神社

東野村字東山にあり河野九郎通賢を祭る通賢は湯山村奥ノ城主河野六郎通存の三男なり松末氏の女に通し日夜往來せしか父通存これを戒むれども聞かず益荒淫度なし父怒て臣某をして通賢を此地に殺さしむ後其鬼崇をなし度々里人を煩はす因て祠を建て神に祭りければ其崇り止みたり其後松山城主久松定行別業を此地に營み万治二年三月移居す時に或夜陰火此社地より出るを見て甚たこれを忌み其故を里民に問ふ里民具に其故事を言上したり因て定行命して社殿を再建し奥城八幡宮と稱し祭資を寄附し崇敬を盡せしかは此後は陰火の出ると止みたりといふ明治九年今の社號に改む

繁多寺

畑寺村に在り東山瑠璃光院と云舊跡俗談に云孝謙天皇勅願寺北條親經源賴義の命を受け伽藍再建後宇多院天皇弘安二年開月上人勅命を蒙り蒙古退治の新願を修す御願成就に依て永仁二年鎌倉將軍家御教書阿六波羅の下文あり又當國の住人桑原氏の元祖平弘謙法名堯邁新堂を造立し光明院と號す京都泉涌寺の住持我圓上人の高弟本如上人の開基なり當寺弟七世は泉涌寺二十六世快翁宗師後小松院天皇の繪旨を帯び應永元年入院あり此時宣旨御教書數通の文書あり是より名徳の高僧相續て住持す故に末院百二十ヶ寺ありて或は山峯或は岸谷に涉り伽藍法堂三十六の僧房あり然るに其後兵火に罹り或は修繕行はれず

終に諸堂頽破して荒野田圃となり今は其名のみ残り但本尊藥師は行基作護摩堂の不動は傳教作表門の二王は運慶作なり四國巡拜五十番の札所なり汐干の松とて境内に二本の名木あり此松は汐の満干に木の肌へ汐の味ある液汁出てしと云今は枯て其實の生へたるか前の池南の堤の根に在り上は高からずして二股にはひこれり前泉涌寺東窓宗師此松を贊して詩を賦す其詩に云

携へ法_レ拜_レ龍_レ顔_レ拂_レ塵_レ歸_レ遠_レ山_レ骨_レ松_レ試_レ監_レ味_レ却_レ感_レ齋_レ時_レ閑_レ也
又此寺に古木の梅あり豊後梅の如し花實共に異なり名すけて梅仙と云

桑原八幡大神社

畑寺村に在り往古は桑原村字古宮に鎮座す寛治二年今の地に移す文明中火災に罹り天文十一年八月十五日村上通康再建せり

松末館跡

松末村にあり今は田圃となり詳ならず河野分限録に見ゆ河野家士大將十八家の一なり

松末美濃守通爲 手勢四騎 温泉郡松末館同郡桑原城主

御旗下組衆

得居左馬介 井手若狭守 井手神兵衛尉

野間兵庫介 江戸 不分 以上五騎

同村清盛寺内に松末氏の影堂あり又美濃守の墓あり五輪塔にして文字あれども分明ならず墓は村の西方面の中にあり又畑寺村に松末氏代々の墓所及び位牌あり

枝松堂

枝松村西光寺境内に四尺四方の古廟あり是を枝松殿と稱す又同寺に枝松院とある位牌もあり河野分限録に枝松太郎光榮とて河野一門隨一の家柄なり

枝松太郎光榮 手勢五騎

右のとくあれは其居館も本村にありたるものなれども今は廢絶して其跡定かならず

井手神社

桑原村に在り古蹟志に云井手若狭の靈を祭る往古此地方は荒野多く墾田のみなりしか若狭石手川の水を引き井手を通し灌漑して良田二千六百畝余を開墾せり因て里民此社を建て崇敬すといふ河野家分限録に松末美濃守の旗下組衆に井手若狭守あり此人なるへし

桑原城

桑原村にあり土居構なり出雲坊宗賢の故居桑原氏數代これに居る後松末氏の持城となる

桑原寺

桑原村に在り俚諺集に云醫王山東向院宗賢寺と古書にあり昔河野通清上落せし時江州西坂本に到る路上に藥兒あり錦守袋上に平の字を書し藤の籠に入れ錦衣を以て覆ひあり通清拾ひ上げて養育しけるに長して戈試衆にこへたり平宗賢名付け此地を與へて居らしめ桑原を以て氏とす此寺は其館跡に寺院を營なみ宗賢寺と號し桑原氏累世の香花院とす本尊は宗賢の信仰せし藥師なりと云

多門院

小坂村に在り俚諺集に云本尊は毘沙門なり河野通信の守本尊なり昔は寶塔山智元院多門坊と號す御室の末寺なりしか今は石手寺の末派となる貞享五年再興せり

澤田右衛門墓

正圓寺村に在り封土植木巍然として田中に峙たつ澤田右工門は何頃如何なる人なるや其傳を失へり

藥師堂

藤原村に在り創建年月詳ならずとも正保中井門村の農夫五郎齋といふもの二十歳ばかりの時來て藥師に祈て云瘡にして毒なるも益なし若し言語するを得は四体毀傷するも可なり否らされは死すとも可なりといひて去て藥師堂の前にある田くしてその長サ三間はかりの石に身を觸れ疼痛に堪へず大覺を發して叫ひたりしか是より頓て言語するを得たりとて其石今に存せりと古蹟志に見へたり

雜群神社

小栗村に在り舊と正八幡大神と稱す用明天皇元年宇佐より勸請といふ往古は今の社地より八町ばかり西の方へ馬場道ありて鳥居を建つ此邊の田地皆當社領なり門の北に加藤嘉明植置れし杉の大木あり風に折損して今は二本残る是を左馬殿杉と云社の南久米郡和泉村境を金砂と云社頭守衛の武家屋敷跡と云慶長中加藤嘉明關東へ出陣中河野家の舊臣村上平岡等兵を擧げ加藤を討たる時社家一同加藤家留守居佃十成に頼まれ社司以下殘らず出陣す河野家の舊臣等其跡に入り神社寶藏等を燒拂たり今の社は其節の假宮の殘れるも

山内神社

のにて此時より社地も多く開墾して水田とせしと云
南江戸村に在り久松家士山内與右工門の靈を祭る與右工門は享保十八癸丑年七月六日久松定喬の命を以て長久寺に於て切腹す與右工門は誠忠の士なれども當時奸臣の讒訴によつて無實の罪に服せし故に寛保三癸亥年八月十五日與右工門二男山内岩次郎へ亡父與右工門先知百四十石被下馬廻りとなる増田家記に云文化十年十一月十二日山内升右工門へ祖父與右衛門先年御裁許被仰付處今般思召を以て祭祀料として銀七枚被下因て其後江戸山へ社殿を造營し毎年三月廿三日神樂有之追々信仰のもの多く拜殿石壇等も出來繁榮なりと云々古今記開に云山内神社造立と、のひ勸請の日は山内の親族は勿論其餘傳へ聞ものつとひて參詣す勸請の式と、のひさらは神移りといふ時右の社鳴動したるよし

朝日八幡大神社

南江戸村に在り持統天皇御宇創建す本とは本村八幡谷に鎮座なり延文六年正月修理亮平範有今の地に移し山崎八幡宮と稱す應永十九年河野通成再建明治三年朝日八幡大神社と改む

大寶寺

南江戸村に在り古照山樂王院大寶寺と號す舊跡俗談に云此寺兩度の火災にて數株の櫻燒亡し漸く一樹殘れり昔崇徳院設岐より此地へ御幸の時御車を返し櫻を欲覽ありて名にしおは、またも來て見ん花の春夕影殘雪の古寺と御製ありしは此寺にて是より古寺とも

いひ習はせり石手寺の櫻を車返しの櫻といふは誤りなりと云此寺の上の山を花見山といふも櫻花によりたる名なり云々古蹟志に云堂前に櫻あり印櫻と稱す傳言大寶元年これを植ゆと

積坊

南江戸村にあり真言宗天平年中里人丸山に於て黄金觀音像を拾ひたるを以て此寺を創營す云

十輪院

南江戸村にあり行基の創營にして猪谷山地蔵寺と號す延暦二十年桓武天皇愛染明王の像を賜ふ是日本三体の一なり其後兵火に罹り伽藍焼失して再建を得ず諸佛を同村藥師堂に安置せしか慶長中釋快養これを中興す

日蓮堂

辻村に在り寛永中蒲生家長臣上坂勘解由これを創營して寶塔寺と號す明治五年これを廢す爾後唯此堂を存するのみ此堂には内に五層の小塔を建つ其下に日蓮法師の遺骨を埋みたるなりと云寛永中宇和郡の人日善といふ僧日蓮上人の齒骨を持來り上坂に謀り此寺を建立せしなり

安城寺館跡

南江戸村に在り河野家の時久枝肥前守宣盛居る久枝氏は河野家十八將の一人にして此家天正十五年湯月屋形と同時亡ぶと二名集に見えたり河野家分限録に左の如し

御侍大將十八將

和氣郡安城寺館 久枝肥前守宣盛 手勢六騎御旗下組七騎
同郡花見山城主

御旗下組衆

東但馬入道	久保	虫喰ニテ名不分	西畑	同上
小淵 同上	前川	同上	北川	同上
虫喰ニテ氏不分	和助	以上七騎		

河野分限録に安城寺館并花見山城主は和氣郡と記す因て同郡安城寺村に就てこれを尋るに館跡あるとなし又河野時代に久枝氏の居たる傳もなし然るに本村の山麓に安城寺跡といひ傳ふる處あり又其上の山の名を花見山と稱し山頂は稍平坦なり一説に貞治二年河野通兼九州より歸り足利の將仁木義尹を撃つとき此山に陣を取たりと見えれば其後此山に城を築き花見山城と稱したるなり是分限録に記する同郡花見山城なり河野家分限録は後來の編輯に係るものなれば安城寺村の和氣郡に有を見て安城寺館といふも和氣郡安城寺村にありたるものなるへしと想像を以て斯くは記せしものなり和氣郡堀江村にも當時花見山城といふものありたれども此城には古くより大内氏代々の居城にて天正中も同氏の持城たる事は諸書に詳なれば久枝氏の居たる花見山城は本村朝日八幡社の上方の山頂なることを知るへし

花見山城

澤村の内南江戸村朝日八幡社の北山上に在り正平二十三年足利の將仁木義尹是に據る河野通堯これに攻む義尹大に敗して遂に贛州に走ると古蹟志に見ゆ後久枝氏の居城となる
岩子山城

北齋院村宇國松に在り一に大空城と云南北朝の頃細川家の將完草出羽入道居る一説に岡田與一長房居る貞治二年河野通堯筑紫より歸國し花見山に陣を取ら完草入道か三百余騎にて楯籠る大空の城を攻む時に正岡六郎工門間者を入れて追落す完草父子自殺して落城すと云

舊跡俗談に完草入道の墓は北齋院村岩子山にあり一本の柿木其印なりといひ傳ふれども今は其處を知りたるものもなしと云

眞善院

齋院村に在り舊跡俗談に云甲州武田信玄の家臣又弟ともいふ眞善坊といふ人回國して法花經を廣むる時傳教大師自作の大黒天觀音の像并身延山卷首三代の曼荼羅等を持來て爰に安置す終に其身も此處に遷化せりとて今に墓所あり後ち大黒天は蓋町妙國寺に移し觀音は針田村瑞應寺にあり曼荼羅は所在を知らざりしか昔年爰に庵を繕ひて住せし僧夢中の告として寺號を題せしかは近村の百姓持傳へて返し納む昔曾我五郎時政箱根山に在て法花經を讀誦せし功德に依て武田信玄と生ると夢の告ありとて信玄自ら法体となり且つ其弟信善をして法花回國させしか此人若年より出家して身延山日元上人の弟子となり信善坊と號しといひ傳ふれば此眞善坊こそ信玄の回國なさしむる弟なる歟眞の字信の字今尚

様に書けり

沓脱天浦神社

久保田村に在り菅原道真筑紫に赴く途中風浪の爲め船を破り越智郡櫻井濱に上陸し中山を経て此地に來り滯留し給ふ延喜帝頭中將紀久朝に勅し半途に滯留せるを青問せしめらる時に道真左の沓を脱ぎ捨てて此地を立退き給ふ因て其館跡に神社を創營し沓脱天浦宮と稱す既にして其地の西濱に出で船に乗り漕ぎ出んとする時處の人々へ今出ると宣ひ別れを告げ給ひけるに因て其濱を今出と名づく此社の別當寺を長松山安樂寺と號す古文書あり左の如し

窪田安樂寺領并天神宮領等之事

右當寺者云神云佛威名甚以嚴重也幸任先祖代々下知之旨無相違全寺務且可抽國家安泰之祈禱精誠者也仍狀如件

永正元年甲子八月廿五日

伊豫守通篤

此處文字不見 院住持慶正禪師

其外に永仁三文中三正和四應永十二天授二弘安五同七同八嘉慶元同三明應五享徳二永正元等の文書あり又相公所持の鶴の硯とて頭の三位の墓より掘出す寶永七年二月十八日火災にて寶物残らず焼失したり木村勝政云菅公は延喜三年二月廿五日配所にて薨す安樂寺に葬る天曆元丁未年祠を右近馬場に建つ一條院正曆四年勅使を太宰府安樂寺に遣し正一位大政大臣を贈り給ふ此時より郡國神徳を仰ぎ其經過する所祠を建て水旱疾疫以てこれ

を祈る此香版天神も亦此時に於て經營する所なりと云此宮より三町西垣生村の境に勅使橋の舊跡あり頭三位勅使として來り菅公に謁し勅命を宣へ給ひしかは忽に悶絶して橋下に落ち逝去し給ふと云傳ふ

頭三位中將紀久朝祠

久保田村にあり舊跡俗談に云此祠は百姓政之助か屋敷内に在古蹟志に云勅使繩手の北數歩に中將宮あり紀久朝を葬る處なり

三島神社

北吉田村に在り舊跡俗談に云古は本社にて在しと云今に古きかどまろこまゝいぬ録昔張の大鼓等あり以前は社殿西向にて正面を馬上にて通行又海上を通船のものに崇りありとて東向に建替たりと云

古塚

北吉田村にあり四間四方二重の石垣廻り濠幅六尺あり垣生肥前守先祖の墓なりと云

忽和山城

北吉田村海岸に在り一に巒山といふ忽那島泰山城主忽那式部少輔の舊城なりと云永録中

忽那伯耆守通景居る

興福寺

別府村にあり俚諺集に云昔は大寺にて脇房十二ヶ寺末寺十五ヶ寺河野通直の制札あり本尊樂師毘沙門地藏何れも行基の作なり又聖徳太子自作の不動空海眞筆の不動の畫唐朝より

り舶來の兩界曼陀羅十一面觀音像春日の作あり貞享中初て開張せり今は俗に淨明院と呼

ふ

瀧水大明神社

別府村に在り社地を立産之森と云高皇産靈尊神皇産靈尊魂産靈尊生産靈尊足産靈尊を祭る往古神功皇后正尊の歸途皇子降誕あり御船を此海濱に泊し上陸し給ひ水を汲み湯を燂して皇子を浴し給ふ後里民其所に祠を建て祝ひ祭り瀧水大明神と稱す後越前守藤原爲時の夫人子なさを愛ひこれを神に祈る夢に神答て云伊豫國立産瀧水に祈らば子あらんと因て人を遣はし此社地の砂を取りこれを臥床の下に撒布しければ妊娠あり女子を産めり其女子は上東門院女屠糞式部なりと社傳に見へたり

大神宮

衣山村にあり往古は本社なり舊跡俗談に云今百姓太郎兵衛屋敷脇に瓦葺の小社あり大神宮といひ傳へ其小社内を二つに分け内宮外宮とす八十年前までは一間に三尺の蘆葺の社ありたるよし此社の西脇畑七町余穂の木名と大神宮といひ又其邊田の穂の木にも内宮田邊町三反外宮田式町壹反余あり往古は當社の御供田なりし由いひ傳ふ當村に嚴島明神の社小社あり六月十五日例祭なり右大神宮も同日に祭る預り社人は南江戸村田内對馬毎月朔日御供持參向社へ供奉す初穂として當村より米貳斗、差上來るといふ

垣生城

北高岡村に在り一に高山城といふ垣生氏代々の居城なり垣生余戸富久高岡久保田齋院南吉

田北吉田別府以上九ヶ村を垣生郷と稱して垣生氏の所領なりといふ河野家分限録に左の如し

垣生加賀守盛周 手勢十騎温泉郡高岡村高山城主

生石八幡神社

高岡村に在り社傳に云貞觀中奈良大安寺住持行致上人豐前國宇佐より歸途此地に留錫し高岡山上に光彩あるを見て齋塲を設け一七日祭祀を脩し八幡宮の神託なりとて里民にいへらく神功皇后征韓の日我胎内に在り將に降誕せんとす母の云此地は異域なり歸國の後産すへしとて産靈神に祈て石を拾ひ齋入して産戸を塞ぐ征韓の事畢り歸京の時豐前宇佐にて降誕す時に齋入の石我より先きに産戸を出てたれば則我兄なり此石を祭れば保祐かきりなしといひければ里民是を信し此社を創營し生石八幡宮と稱す河野家代々崇敬し村上義清今岡通成連判の寄進狀又河野通宣の添狀あり針田村の内井串といふ在所は往古此社の神領なる故に生石領といひしを後世井串と書誤たりといふ

加茂神社

高岡村に在り加茂齋宮の臣一色氏勝なる者迂し祭るといふ往古は大社にてありたるか今に舊社地一町の間を乳の町と云又其北二町はかりに流鏑場の古跡あり三町程へたて、齋院村あり中古より破壊して小社となり居しか寶永中此社に雨を祈り驗しありしを以て再興せり今は生石八幡の境内に移せり此神社最初は北齋院村の内に在り其跡を加茂引地と呼へり

大藏寺

高岡村に在り延喜元辛酉年此里に引立大藏なる者あり此寺を創營すといふ

高家八幡大神社

北齋院村に在り往古從五位下一色式部太輔源氏勝といふ人山城國加茂神社の齋院に奉事せしか後此地に來住し八幡大神及加茂大神を勧請す因て此地を稱して齋院といふ承應三年再建の棟札あり又村内に加茂引地と稱する處あり是往古加茂神社のありたる跡なり加茂神社今は高岡村に在り是後來當村より遷座し奉りしといふ

衣山

衣山村に在り衣山はさぬ山と讀む昔此山の東に寺を建つ一年雨を祈けるに忽ち急雨來り衣を霏せしか又忽ち晴て其衣を此山に干したり是より衣山と呼ひしと古跡志に見へたり

久米郡

百廿八

地勢東は周布下浮穴二郡南は下浮穴郡西は伊豫温泉二郡北は温泉越智二郡に接す東北部は山岳連亘し南西部は平野に屬せり

面積七方里二分五里 東西五里 南北三里

福見山高二百八十丈 岩伽良山高百五十丈

重信川長十里一町桑村郡田瀧村に發し伊豫郡西垣生村にて海に入る

小野川長三里二十五町小屋峠村に發し朝生田村にて石手川に合す

内川長五里十七町樋口村に發し古川村にて重信川に合す

田二千二百二十五町九反 地價百十三万三千四百十六圓

畑二百七十町五反 地價四万三千六百一圓

宅地百五十三町四反 同六万千百十九圓

戸數三千四百五十五戸

人員一万五千四百三人 男七千九百三十九人

學校二十所 教授者三十一人 生徒一千三百人

神社八十七座内 縣社二 村社十三 境外無格社二十五 境内無格社四十七

記述あるもの七社

寺院三十七座内 天台四 真言二十四 臨濟四 曹洞三 實業二

記述あるもの十寺

久米郡全圖



郵便局 川上に在り

古城 十七 内古柁四

名所 舊跡 七

古墓 三

國造本紀曰、久味國造、輕島豐明、朝神魂、尊十三世孫伊與主命、定

賜國造

日本書紀曰、清寧天皇二年冬十月遣播磨國司山部連先祖伊與

來目部小楯於赤石郡縮見屯倉首忍海部造綱目新室見爾邊押

磐皇子子億計弘計畏敬兼抱思奉爲君奉養甚謹以私供給便

起柴宮權奉安置乘驛馳奏天皇大悅是月使小楯持節將左右

舍人至赤石奉迎

和名抄久米郡の郷名

天山郷 吉井郷 石井郷 餘戸郷

昔は此四郷なりしか元祿十三年伊豫國村高帳には三十一ヶ村とあり其草高左の如し郷名

は石井吉井の二郷なり

石井村 八百九十四石三斗六升七合 和泉村 五百八十八石五斗四升

淺生田村 四百八十六石九斗九升六合 古川村 五百八十八石三斗二升二合
 居相村 四百五十五石三斗六升六合 井門村 四石五十一石三斗
 土居村 三百八十二石四升 今在家村 二百五石四升
 岸村 九百一石四斗六升五合

後西石井村越智村二ヶ村を分出す

告 井 郷
 天山村 百石八斗四升九合 星岡村 二百二十七石六斗二升七合
 福音寺村 二百五石九斗六升一合 久米村 五百二十七石七斗一升五合
 窪田村 二百二十石二斗二升七合 水泥村 五百二十二石九斗一合
 鷹子村 五百八十八石四斗五升八合 畑中村 四百四石五斗三升
 假屋村 四百四十四石五斗 平井谷村 七百十五石六斗三升
 小屋崎村 四十二石三斗 梅ノ本村 千五十九石四斗三升九合
 西岡村 五百八十三石三斗六升九合 志津川村 四百十八石九斗七升
 樋口村 三百九十八石四斗六升一合 山ノ内村 三百十六石五斗
 北方村 千二百七十九石一斗九升 松瀬川村 二百七十六石六斗四升四合
 南方村 千三十石三斗三升七合 則ノ内村 六百九十三石二合
 川ノ内村 二百十六石四斗二升

後南方村則ノ内村川ノ内村三ヶ村ハ浮穴郡に屬し同郡土居村北高井村二ヶ村は本

郡に屬す

高合計一万五千七百九十石二斗五升七合

明治廿二年町村制 舊村は大字とす

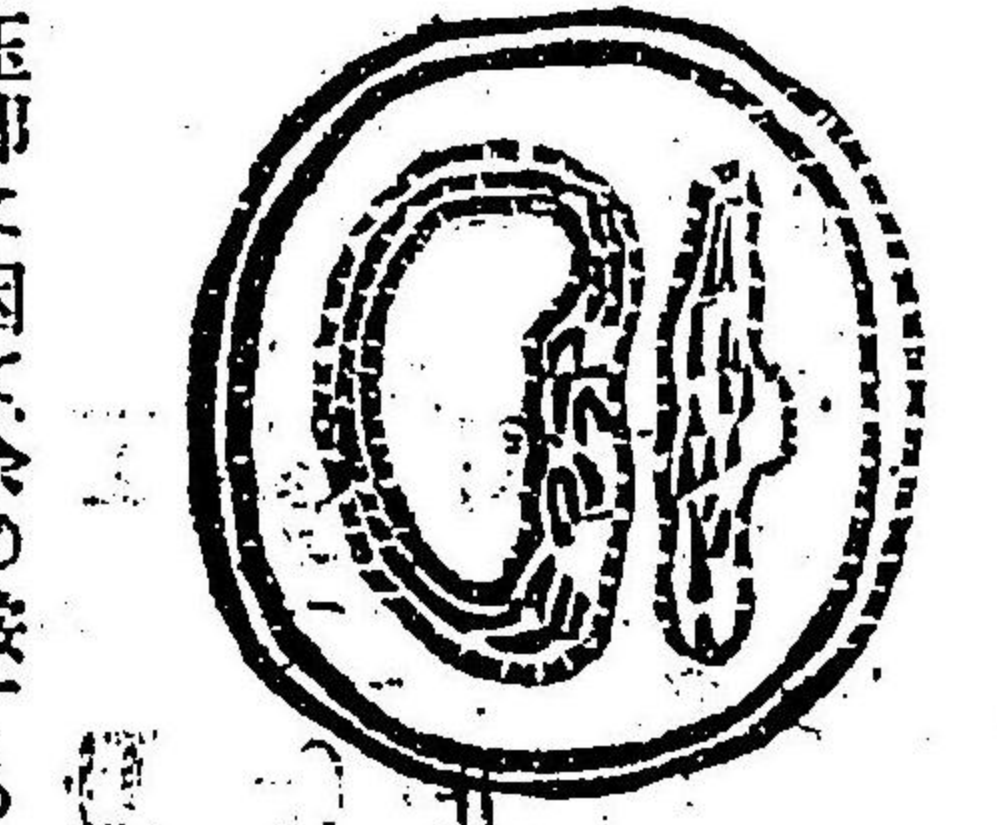
川上村 北方 松瀬川 樋口 山ノ内
 小野村 小屋崎 北梅本 南梅本 志津川 西岡
 久米村 高井 窪田 來住 鷹子
 河野家分限録に載する湯月殿直勤之御旗本近習衆
 久米郡衆十八人
 佐伯彌右衛門尉 玉井 武藏守 玉井 將 監
 志津川修理介 堀江 雅樂助 平井 左衛門尉
 海 垣 太郎 姫 地 善 太 田 中
 山 内 久 保 得 久 源 三 郎
 高須 賀 左 京 中 村 兵 衛 四 郎 根 川 六 郎 太 夫
 野 口 又 四 郎 大 籠 神 兵 衛 尉 中 村 九 郎 左 工 門 尉
 天 山

天山村に在り此山は田間に孤立して高さ七丈二尺廻り十三町五十五間西南に長し山上に

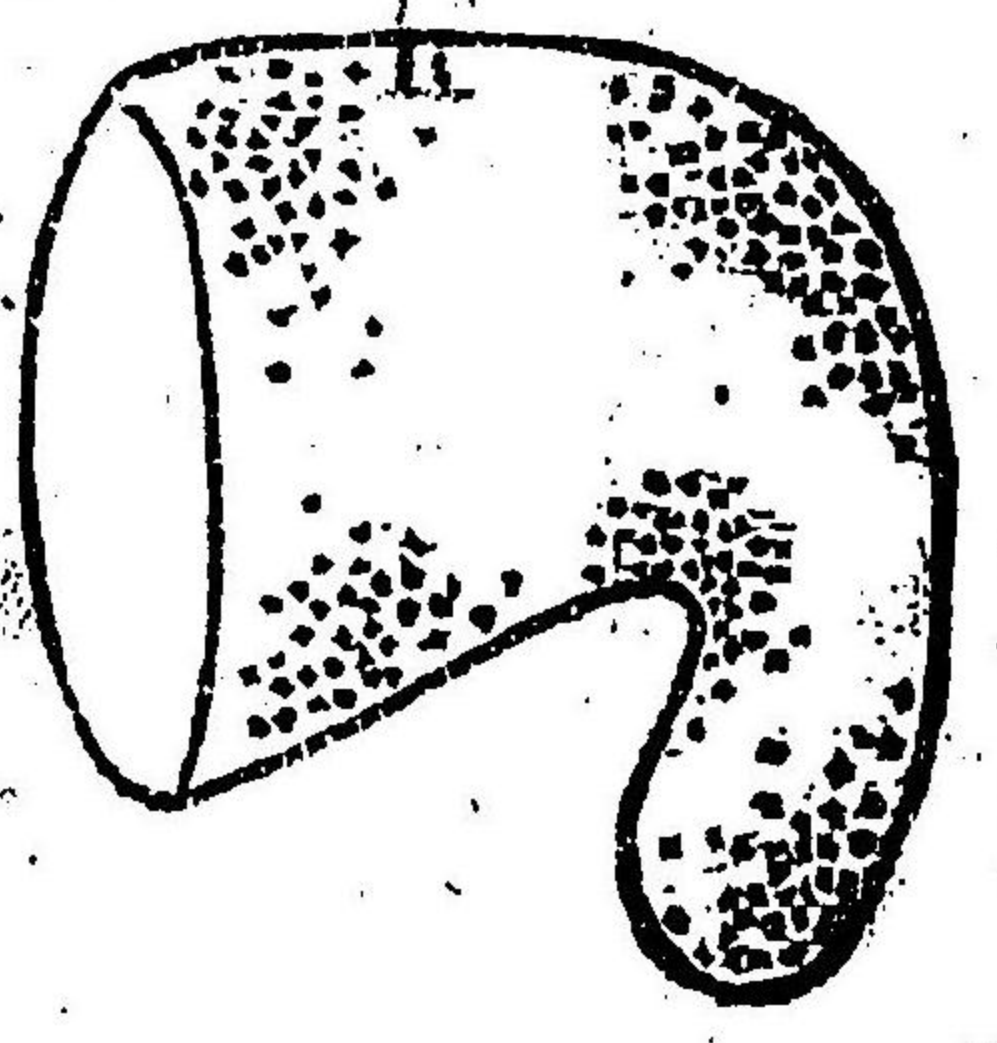
天山神社建せり天照大神天櫛眞智命を祭る伊豫風土記曰伊豫郡自郡家以東北在天山所名天山山者倭在天賀具山自天降二分而以片端者天降於倭國以片端者天降於此土因謂天山也舊跡俗語云天山は天山村に在り老農傳へて云古へ神明の世に伊弉諾伊弉册の二神住み玉ひて日の神を生み玉ふ天上の山なる故にこれを天山といふ山上に神を祭れる小祠あり今之を天神と稱す又鎮守の社ともいへり神威の嚴なるにや靈とて此山に登れば何となく心しさに感動しものを見とめかたぐ覺へ此社のほどりに久しくは居りかたき事と古蹟志曰古曰天子子山上古伊弉册生曰神於此山故名焉山頂有三神廟遺手神武即位之後移祭於倭州稱彼曰日子山即今稱香諸山是也此即天神七世郊祀之神伊弉諾駐蹕之地而日神降生之墟也因稱曰天山通稱云按するに天山今久米郡に在りさるを風土記に伊豫郡といへるは昔は此邊まで伊豫郡なりし事しるし神社ならば後人の疑ふへさを山なればもとより疑ひなし文政中松山人和田英太郎天山にて土中より古き玉印を掘出し愛玩し居たりしか其後石見國人にて國學者大國隆正なる人遊歴して松山に來る故に此玉印を見せしかは大に驚ていふ是は正しく神代の遺物にて其印中に刻したるものは神代文字のアの字なるへしと最と賞歎し且つ天山の故事空しからざる事を感じせしか遂に其玉印を乞受て己れの持物とし或は揮毫の書には必ず此玉印を押用せり其玉質は鼠蠟色にして透明なり世に傳ふる曲玉の類なりと予か知れる柳原建夫の物語りなり同人は和田大國の兩人とも知る人にて其玉

百世一

印も度々見たる事あり又大國の揮毫の書に此玉印を押たるものを持ってり同人此物語についで大國の書を取出示したれば即ち其玉印を摹寫せり左の如し



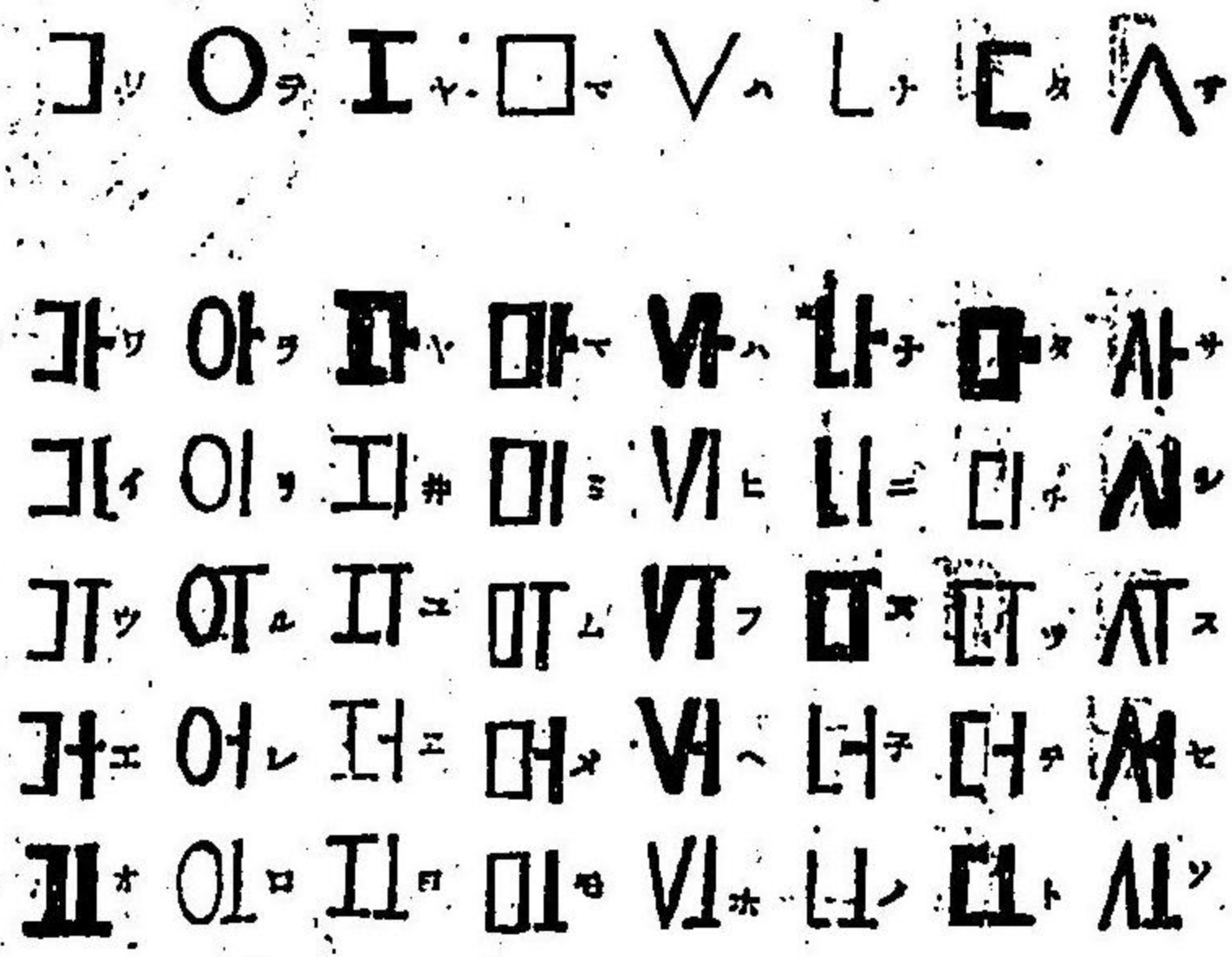
大國氏の書に押たるものを其儘寫し取たり故其大さは斯の圖と同じものなり



横より見たる形は凡そ斯のどくなりしど柳原の物語に據て同したり

此玉印に因て余の按するには我國神代に文字ありたりといふ古説と又此天山の古事を言傳へたる事との偽にあらざることは是にても証とすへし爰に比較の爲め神代文字の五十韻に配したるものを右掲ぐ

ナリト
トトト
ナニト
トトト
ナニト
トトト
ナニト
トトト
ナニト
トトト



盛全

天山のわれて落ぬるおもかけや今も雲井に残る三日月
天山の夕日に立てる花すき昔に靡ひく色も見へけり

瀧宗鑑

神の世や明る天山春かすみ

星岡

星岡村に在り田間に孤立して高さ十丈二尺廻り十八町東北より西南に長し古蹟志曰、
星岡邑古伊弉諾在天山也諸卿直干斯皇之璽也其東岑有天神
之祠莫知係誰氏之經營也上古伊弉諾尊天山に駐り玉ふ時供奉の諸神は此山
に宿次せり星を日月に比し諸臣を星に比す因て此山を星の岡と名つけたるなり又元弘中
河野家の一族得能土居等義兵を擧げて官軍に應せしかは長門探題北條時直三百艘の軍艦
を以て當國に押渡り此星岡山を陣所として官軍に應ずるものを追捕す同三年三月十八日
得能通綱土居通増等其不意を襲撃せしかは時直大敗し僅に身を脱し今治浦に至り小舟に
乗て逃去れり二名集に云元弘三年二月河野備後守通綱土居次郎と共に後醍醐天皇の御味
方として當國に旗を擧る長門の探題上野之助時直當國に向ひ當國にて挑戦速に追散し兵
船を以て上洛し宮方に與力すと云土居氏系圖に云元弘三年三月十一日根來山城拔落、同
十二月押寄星岡山城追落上野前司平時直以下朝敵人等訖一書に云應仁中河野刑
部大輔通直と其弟兵部少輔通生と不和通直は湯月城に楯籠り通生は星岡天山等に據て挑
戦すと云

雲門寺

星岡村宇東大門星岡山の南麓に在り由緒に云延久五癸丑年伊豫守源頼義河野親經と謀て
當國に四十ヶ所の業師堂を建つ是其一あり後元亨中山城國繁野大徳寺二世徹翁國師來住
す其後大に衰微せしか延寶四年六月僧傳宗中與す本尊業師像は行基の作と云
善寶寺

朝生田村字鐵崎に在り由緒に云推古天皇三十二年河内國井上寺僧宿全佛教を弘むる爲め諸國を巡行し此地に來り其持てる所の聖德太子の自作の阿彌陀像を以て本尊とし此寺を創營し無量壽院と号す又支院十二坊を置く佛生寺青蓮寺兩部寺小松寺高柳寺齋院坊大通坊觀音坊久保寺竹下坊重次坊田中寺是なり天平十七年百濟國の王胤和泉國高志氏行基法師來て此寺に滞留し觀音像を刻し本尊となし觀音寺と改号す其後久米權介河野元家七堂伽藍を建つよつて和光寺と改む弘仁七年六月空海來り留り寺格を正し眞言院と改め奏し請て嵯峨帝の勅願所に定む佛供田を賜ひ色衣免許及任官あり文德天皇齊衡三年三月八日大地震によつて巽の方三重塔崩壞す延喜元年菅重相筑紫左遷の時伊豫州の海濱に滞留すと京都に聞へければ藤原中將三位重春卿追立の勅使を蒙り此地に來り當院に宿す住僧慧通僧正の從弟ある故なり此時重春公天山を見て詠る歌ありこゝに來て軒端に見つる天山の影もかしこ神の香具山天慶三年純友の亂に依て兵火の爲めに堂塔悉く灰燼となる安和元年寄付の力を以て草堂を建再す文永元年北條時頼の遺言によつて盤書經六百卷を奉納す此經は仁治二年五月圓爾沙門唐土より歸朝す其時南宋の高宗帝書寫する所のものを得て携へ歸り京都承天寺に納め在しか建長七年時頼これを望み受たるものなり弘安四年九月河野通有宿願に依て七堂伽藍坊舍等故の如く再建す嘉元三年十二月廿八日夜大風十二坊の中佛成寺青蓮寺小松寺齋院坊久保寺竹下坊重次寺中田寺の八坊を燒失す觀應二年足利尊氏西國に赴く途中船を三津浦に繋ぎ仁木左京大夫頼章を以て七堂伽藍坊舍を營み祈願所と定む本堂より一町五反南に大門を建て又杉關二町余の馬場あり千三百石を寄附

す昔行基此寺に在て一首の歌を作る世の人よ善を實とおもへたゞ法の道より善き事はなし後此意を用ひて善寶寺と改号す延文二年後光嚴院の勅使日野左中辨時光來て宸翰の天安畫像一幅及吉祥山の額字を賜り因て住僧より願て菊桐御紋を用るを勅許あり康安元年正月足利義詮將軍定朝法橋の彫刻する觀喜天一軀を納む至徳中河野下野守通賢橋田の内貳町を寄附す康安中大通山智勝院三島寺と改む大山積を勸請して此寺の鎮守とし三島大祝家より神庫の寶物を贈る左の如し

- 備前行光 三尺四寸 波平行安 一尺六寸 無名刀三尺二腰 薙刀二振 塗籠重藤弓
- 五張 鏑箭二百 具足十五箇 兜十四 鉄砲三 馬鞍三 鎗二 鑊五 紺紙泥金法華
- 經一部 神代鉢一 河州春日部稽首動の製する隆華面一唐圖次平の涅槃像は延元三年
- 越智左工門尉貞實奉納す唐の陸中禪の八祖大師の畫像は重見五郎左工門尉通恒永正七年に獻納す

此時當寺は三島寺本性寺吉祥寺本覺寺長徳寺宗金寺泉永寺觀音寺教善寺玉善寺なりしか天正十八年八月放火に罹り悉く燒失したる三島寺一字殘れり文祿中加藤嘉明命して祈禱加持院とす寛永十二年九月松平定行松山城主たる後正保元年郡奉行の達しに依りて一字を建立せり以上は万治元年三月改書せる當寺縁起書に據て畧記す

縦 淵 城

東石井村の北方小野川の南側にあり城山高き二丈四尺廻り二町十四間の小山の絶頂に在りて東西二十四間三尺南北四十五間余近來堤塘等修築の爲めに土石を取ら山上平坦の地

少なきも猶城地の形勢をなし老松數株ありしか明治二十一年此城山を取崩して其中央に土佐街道新道を通し餘は地下敷間に切入り石垣石を掘採りたり當城は承久中河野九郎左工門通久これを築き居住す河野家譜に云通久は河野四郎通信の五男母は北條時政の女なり承久亂の時關東方となり宇治川を渡り先陣十騎の第三番となり功に依り讃州富田庄を賜ふ後豫州に申替へ久米郡石井郷を賜ふ此時父通信は奥州へ配流せられ兄通俊以下は討死せしによつて當家斷絶せんとするの處通久主庶子たりといへども關東に屬し大功あるを以て家督を相續し與州に於て一郷の領主となる然るに通久早世に依り同母弟通繼家を繼ぎ物領となる嫡子通有家を繼ぎ弘安年中鎮西に出陣し蒙古を撃て大功あり對馬守に任し肥前肥後の内及山崎庄を賜り是より河野家又盛なるに至れり

松田美作守宅跡

今在家村に在り河野家旗下松田美作守これに居る宅内に同人の墓あり五輪塔を安置す其子孫も亦此宅内に住し系圖感狀短刀古文書等を今に持傳ふ其景圖に云松田氏先祖は河野彦四郎通與弘安年中蒙古合戦の時軍忠衆に抽するに依て其賞として丹後國松田郷を賜ひ移てこれに居る因て松田を氏とす通與の三男彌四郎通長家督を繼ぐ元弘建武間官軍に與力し新田氏に屬す同氏衰困に當り義宗義治兩將豫州の官軍土居得能高市等を頼み豫州に移る時通長兩將を輔佐して共に豫州に來り越智郡に住す其子彦四郎通氏始て河野家幕下となり桑村郡吉岡郷の内にて百三十貫余を領す通氏七世の孫兵部之氏久米郡平井郷を賜ひ其子次郎左工門尉通長美作守と改め後佐渡守と改む其子美作守通勝戦功に依り領地加

伊豫豆比古命神社

居相村字五丁目に在り社地は少し小高く一小島の形をなし自然の岡山かり船山又椿の森といふ社傳に云伊豫豆比古命伊豫主命愛日命を祭る大化元己年本殿拜殿を修繕し承平六申年本社拜殿講社八幡及末社櫻門等を建つ嘉祿二戊年社殿を修治す嘉吉三年寛文十二年享保十二年これを修補す享保二十一年五月四日火災に罹り神寶社記皆灰燼となる元文二年拜殿神樂殿を建つ本社中殿は後に成る領主久松氏木材を寄附してこれを助く延喜式載する所の神社なり舊跡俗談に云當社は往古より鎮座の地なり祭る所の神三座伊豫豆比古命伊豫豆比賣命愛日命なり續日本紀稱徳紀曰、天平神護二年夏四月甲辰伊與國久米郡伊與神授從五位下充神戶一烟三代實錄曰、貞觀八年閏三月七日壬子伊豫國伊豫村神授從四位下同十二年八月廿八日戊申伊豫國從四位下伊豫村神授正四位下若神階を進玉ふ時は勅使など立させられしよし古き覺書に見へたり其後後花園天皇嘉吉年中再建有し時の棟札に正一位伊豫村大明神と記せり其棟札今も社家に傳へぬ古蹟志曰、居相邑有家土曰伊豫村神祭伊豫豆比古即景行帝所封國凝別至是也古此地有大江而通船故呼神時之所之船山名其王宮曰椿社在干扶桑之樹下故也日本書紀景行天皇紀曰、次妃安部氏木事之女高田媛生武國凝別皇子是伊豫國御村別之始祖

也、舊跡俗談に云當社御神事様々これ有中に正月八日の御神事には夜に入り松明を焼し土居村の樂師堂へ神幸なり其紐ひ神門までは何の備もなく暗中潜に神輿をより神門より集集の人々手々に火を燈もし神輿を圍繞し奉る此時氏子の村々家毎に火を擧て神いさめをなし奉る是を合せ火といふ右の樂師堂は古來より當社の旅所なりしか何の頃よりか佛像を安置して今は佛地となれり其外五月四日には御田植の神事あり古は祭式も嚴重なりしに今はたゞ形容のみ残り社より辰己の方に齋院といふ所あり鞆淵といふ此處甚精水有て早魁の時祈雨祭等執行せり又東石井村に立淵といふ有り此は當社の祓川にて二季の祓とも執行せし由八月十五日の神事には此處に神幸なし奉り神輿を水上に浮めて御祓の式あり又十一月廿日御火燒の神事あり其餘御山を船山といひ未申の方に船石といふあり又同所に碓塚といふ有り戊亥の方に矢塚といふ所あり何れも故事あるとなりと社家に傳へぬ

按するに風土記に久米郡天山を伊豫郡といひ延喜式に伊豫豆比古命神社を伊豫郡に入る此邊は都へて伊豫郡にて有しを後に久米郡に屬せしものか然るに延喜年中より百四十年前なる天平神護中に久米郡伊豫神とあるは心得わたり説なり續日本紀の此語は後世に至て改置せしものなるも知るへからす將た天平神護の頃には久米郡にてありしを風土記延喜式の時は伊豫郡に屬せし歟も亦知るへからすとは何にして此神社の祭神は伊豫御村別の始祖國凝別王なる事は後世伊豫村神又伊豫村大明神等の社名にて著し伊豫豆比古命といふ名は磐余彦長髓彦茂津彦等の名と同じく居住地の名を取り

稱したる例にて國凝別王伊豫國に住し玉ふ故に伊豫豆比古とは稱せしものなり此社に愛比賣命とも祭れるものは舊事紀に前毎に名あり伊豫國を愛媛といふとありて上古の國主たるを以て國凝別王相殿に副へ祭り國家の鎮守と仰ぐなり

日尾八幡大神社

南久米村字壹丁目久米山の南麓に在り境内半は鷹子村に屬す社傳に云品陀和氣天皇帶仲日子天皇多紀理比賣命狹依比賣命多紀津比賣命大帶姬命武内宿禰若干柱猿田彦大神を祭る孝謙天皇僧慧明に勅して社廟を久米郡吉井郷久米山に創建し久米八幡淨土寺といふ天平神護元年土木の功を起し同二年に至て成る三輪田大神朝臣久米藤呂高市古麻呂を以て齋主と爲す舊跡俗談に云往古は小屋畔村永尾の絶頂に御鎮座なり其處今も八幡の御在所と云社壇御旅所御手洗水等今に殘れり其後平井谷村明神の鼻に御遷座有しか神慮に叶はずして同村社入宅地武内の社に暫く御同座有り後神託に依て此地に移し祭るよし當社の祭式にも正月八日夜に入り氏子の者とも松明を燈しつれ神輿を保護す先伊豫村神の御旅所土居村へ神幸なり御室に白絹を覆ふ是を眞床覆衾といふ伊豫村神還幸あり其儘此衾を伊豫村神の御室に覆て來住村の御旅所へ神幸なし奉る事なりしに近き頃久米村の社家とも此式ある事を忍みて争論に及ふ是に依て三十四年來此式を廢しけること古蹟志曰、南久米邑有_二家土_一曰_二日尾_一宮祭_二伊豫_一遠別_二王國凝_一別_二王以_三王_一之威猛服_レ人怒_レ射_レ中其_二目王不_レ敢_レ爭_レ遠_レ避_レ居_三千東_一僻_レ離_レ然_レ威_レ服_レ之勢_レ猶_二日_一之升_レ終_レ香_レ國_一因_レ呼_レ曰_二日_一王焉_レ以_三王_一尾_レ邦_レ讚_レ通_レ或_レ呼_レ曰_二日_一尾_レ明_レ神_一天_レ正

中大友義統禁淫祀毀祠止留八幡廟耳因改曰八幡中古祭于小屋
屋昨後人又移于平井谷明神鼻後又移于此孝謙帝勅核閱焉賴
朝繼治焉應永中遭回祿之災傳紀亡矣

半井云應永年中に焼亡す今三藏院の寶物中に長さ二尺許の板に八幡宮並釋伽堂燒亡の事
を載たり奥に文明十三年辛丑七月十日刑部太輔と記して花押あり又板の裏に河野通直判
あり

仙波大炊介貞高墓

北久米村字貳丁目に在り應永中結城七郎朝光十三代の孫仙波朝家下野國より當國に來り
河野の幕下に屬す朝家五世の孫伊豫郡三秋村に住す其四世の孫を大炊介直貞といふ河野
通直に従ひ越州竹原に至る通直卒去の後身を舊領の地に寄せ老に至て死す今當村仙波氏
多皆其子孫なり貞高は直貞の父にして武勇無双の士なり兎賊會て久米原に横行し行人民
家大に苦しむ貞高通直の命を受けてこれを操捕し兎賊願に亡ひ庶人安堵す功を以て久米村
の地を賜ひこれに住せり

二の塚

北久米村字貳丁目に在り高さ三間周回三十間二塚相對す因て里人これを二の塚と云何人
の墓たるを知らずといへども先年此塚を發掘したるに巨石堆積し内に朱を以て積めたる
石棺有たり又此地の東方山麓にも是に似たる大塚數個ありと云
乃万屋敷

北久米村に在り此家は鎌倉時代より有と云四角なる宅地にて數尺の石垣これを繞る葺苔
石を飾り古色自ら見るいかにも四五百年前に築きたるものなり宅地の廣さ七反餘ありと
云河野家の時旗下組衆にして松山藩の時は郷士たり

天満神社

北久米村の地内屋岡山の東麓に在り慶長中松山築城の時鎮護として此社を創建し辰岡天
満宮と稱す故を以て加藤家蒲生家久松家皆これを崇敬せり

如來院

南久米村字二丁目に在り昔は日尾八幡の別當寺なり慶長五年村上氏平岡氏等河野家再興
を謀り兵を擧げしとき平岡及び越州の援兵此寺に據て防戦す松前城主加藤嘉明の隊將黒
田九兵衛等遂に爰に討死す里民九兵衛を日尾八幡の坂中に祭り黒田宮と稱す瘡病を患る
者祈れば必ず平癒すと云

淨土寺

鷹子村字三丁目久米山の麓に在り西林山三藏院といふ由緒に云孝謙天皇の勅願所源賴朝
再興なり赤松祐齋亦これを修治す明應中火災に罹り勅書舊記悉く燒亡す河野通次河野刑
部太夫文明十三年七月十日付の印判ありたるか天保年中是も朽壞すと云但經集に云孝謙
天皇の勅願所にして右大將賴朝公再興のよし河野通信在判の證文數通有けるか應永年中
の火災に悉く燒失す河野伊豫守通篤制札の條目今に残れり昔は六十六坊有けるよし寺内
八町四方と見へたり又堂山とて墓所あり空也上人自作の木像有しを今は此處に安し置た

り上人諸國修行の時此寺に三年滯留有しとそ此寺に圓光大師自作の像二世聖光上人三世良忠上人何れも自作の像あるにより三像院と名付つく古蹟志曰元祿十六年移安三三像於大林寺此寺は四國願拜四十九番の札所なり

極樂寺

鷹子村字三丁目に在り由緒に云孝謙天皇勅願所願廟再建なり按ずるに此寺は淨土寺支院の今に残れるなるへし

空也谷

鷹子村山字瀬里谷に在り久米山の東麓の谷なり文徳天皇の皇子恒康王出家して空也上人と稱す總國中淨土寺に來り留錫し草廬を此地に營み住し自像を手刻して草廬に安置し留錫三年にして去り玉ふ里人稱して空也谷といふ

冷泉

鷹子村字三丁目景浦氏住宅の北側田中より湧出す水旱の差なく涌出て硫氣を含み湯月町の温泉に似たりたゞ温度低きのみされども冬日は殊に温氣ありて湯氣常に蒸昇せり先年道後温泉大地震にて出止みたる時此處の近傍へ温泉涌出たるか道後温泉再び涌出に隨ふて此所の温泉は出止みたりといふ

岸城

來住村字五丁目に在り其觀今宅地田圃となる藤原秀郷六代の孫首藤助方なるもの伊豫守源朝義に從ふて當國に來り河野親清に仕かふ其子孫助忠伊豫國御家人三十二人の稱とな

軍ヶ森

る其子忠光當村の地頭となり岸を以て氏とす以來世々これに居住し岸宗右衛門忠達に至て天正十五年河野家と共に亡ぶ其時忠達越後郡龍ヶ岡に營去し河野幼君昭玉丸を奉し再興を謀る七將の一人あり慶長五年荏原陣に戦功あり其子八郎右工門尉忠勝父の謀に背き竊に加藤家に内通す嘉明功を以て其罪を赦し本村に居らしむ子孫今尙存せり

牛居城

來住村字三丁目に在り此地往昔は廣漠たる原野なりしか漸く開墾して田畑となし僅に五六畝の森となり軍ヶ森神社の境内に屬せり古記に久米原といふは此邊なるへし正平二十三戊申年九月足利家の將仁木兵部大輔義尹の兵一千余騎伊豫郡八倉に軍たちす河野通直の兵久米の淨土寺より進み此地に於て會戦したるか義尹の兵大に敗走し死傷多し是より此地を軍ヶ森と呼ぶ此森の中に此時戦士の死骸を埋たるなりとて小高き封土あり里人これを千人塚といふ

す因て弟彌次郎通世家を相續し當城に居る其子彦五郎通村其子式部少輔通勝其子相模坊通之嗣子なく河野兵部少輔通生次男五郎通安土居氏を相續し當城に居る其子左京亮通武其二男伊豆守通尙相續し其子兵庫頭通建天正十三年下城して以後子孫詳ならず右は土居氏系圖に據る又河野家分限録に載する所左の如し

御侍大將十八將之内

久米郡 土居兵庫頭通建 手勢八騎御旗下組八騎
土居城主 合十六騎

御旗下組衆八人

合田高阿彌 熊式部之丞 玉井肥前守 岸宗右工門尉
久保田修理之助 原大藏少輔 久保源右工門尉 堀内民部之丞

松本庵

南土居村字六丁目に在り應永中河野對馬守通治の母安古禪尼風早郡河野郷土居に此庵を創建す後これを此村に移營し今尙廢庵となるも其建物は現存せり此庵の庭に土居兵庫頭通建の石碑あり

松本山雪宅跡

南土居村に在り松本山雪は番師にて今治の産なりと云藤堂和泉守高虎今治城より勢州津の城へ移る時從ふて彼地に至り住居せしか久松定行桑名城より松山城へ移の時定行に従ふて歸國し此地に居住す大に定行の寵遇を得て定行も數々此宅を訪はれたりと云山雪の子を山月と号し亦書を著す

波賀部神社

高井村字樋口に在り社傳に云大山積命を祭る往古墓邊神社と号す後三島大明神と稱せり此社は波賀部山に在り又波賀部石あり又此社を稱して大塚神社と云此地嵯峨天皇の皇子爲世公の墓あり故に大波賀と稱す或は波賀といふ此社は其墓側に在り故に墓邊神社と号す後人墓と稱するを嫌ひ更に大塚と呼ふに鹽味山三島宮と云山土藏味ある故なり明治三年廟舎火災に罹り社記悉く焼失す然に古老傳る所を以て縣に請ふて社号を改め波賀部神社と稱す明治十四年六月十二日官許あり

按するに此墓を浮穴四郎爲世の墓なりといへども南高井村爲世王神社は古來傳ふる所の爲世の墓所にしてこれを祀して爲世王權現と稱し來れば此墓は古代此地方の君長の墓なるべし近時此社殿を建築するに及んで封土を穿ち山の半腹に至る果して塚あり四方に石を積み中に古刀器物等あり其儘埋みて土を封し石を立たりと云周布郡田野村上方綾部神社の古文書に河野刑部太輔社領知行狀あり其文に田野郷社内墓部神社事八幡宮並雄群神社事三島神社云々とあり此神社には右の墓部神社たるの證文なしといふ

高井城

高井村に在り其墟今田圃となり疆域詳ならず土居彌次郎通世同彦九郎通重建武三年六月より七月に至り高井城を攻てこれを拔く城主大森新右工門尉春直以下數百人を斬る其後土居兵庫頭通建の弟土居左馬介通利居天正十三年土居城と同一落去すと土居系圖に見へたり

按するに浮穴四郎爲世の居館を浮穴御館と稱せしか其所在地は傳記もなく又口碑にも傳へされは何の處にありたるを知らず然に爲世の墓南高井村にあり且つ此城の建武以前より在たるに依て考ふれば此城地と浮穴御館の所在地なるべし

西林寺

高井村にあり清涼山安養院といふ本尊十一面觀音は空海の作金剛力士は行基の作といふ寺の西南南高井村の内に杖の淵といふ泉あり昔此地に水なし空海杖を地に立てければ此泉涌出と言傳此寺の創建は詳ならずされども古寺なり四國願拜四十八番の札所なり

行基山城

平井谷村行基山の頂にあり河野左馬助井門美作守これに居る

宮か谷

小屋崎村關ヶ森山の南麓にあり日尾八幡の古宮床あり

正觀寺

北梅本村字葉佐に在り寺傳に云文武帝御宇慶雲三丙午年六月十七日僧行基本村長尾山の麓の靈地たるを以て一字を創營し樂師を安置す里人今に至り六月十七日を以て群集禮拜し香花を獻す其後小野小町曾て病あり住吉神に祈る神教に従ひ當國に來り此寺に留り病平愈を祈る誓ふに一百日籠居を以す満日に至り爰に歌を得る云春雨のふると見へしかはれにけりそのみのかさをそこにぬき置く病終に愈也此寺に寓すると三年樂師の像を刻み歌を短冊に書し其像の頭中に藏めて此寺に安置す世人呼て小野樂師と云其寺を小野山地

名を小野谷川名を小野川と改稱す後河野通弘新願勅あるを以て庵を營み其像を安置し小野谷梅元寺と改む河野家累世の祈願所たり天和元年辛酉年村民の望に依て今の地に移す寺号を正觀寺と改たり梅元寺はなほ小野谷に在しか明治七年これを廢せり

小山城

北梅本村字葉佐に在り田間に孤立せる一小山なり河野氏の旗下山内兵部少輔代々これに居

日吉神社

南梅本村字上方に在り此處は字熊野畑といふに續きたる岡山なり社傳に云宇和津布美と題せる書に曰天津日子波根建草葺不合命者數世非二代伊豫國久米郡有稱久万之地此亦有御陵在焉此地一曰久万之畑云々因知此神社是也號曰山之神御陵而可也

播磨塚

南梅本村の東方に在り古塚數ヶ所ありて何れも大石を以て作り土を封す播磨國司來目部小楯か代々の墓所なる故に世に播磨塚と稱し來るなり但謠集に云昔は石室數多ありしか今は残り少になりてこゝかしてに見たり相傳ふ人皇二十三代清寧天皇の御世伊豫國人來目部小楯といふもの播磨守にて彼國に至り顯宗仁賢二帝を供奉して上洛す其後任滿て此處に館を造りて住けるよし其處を播磨塚といふ舊跡俗談に云土俗傳へ云人皇二十三代清寧天皇の御宇當國の住人來自部小楯といふものあり時に播磨の國司に任せられて彼國に至る此時履中天皇の御孫顯宗仁賢の二皇孫隠れて此處に居玉ひしを供奉して都に登りた

るよし日本記に見へたり小楯任滿て國に歸し後顯宗仁賢續て御位に在せし故朝廷に仕へて勢ひ都鄙に振るひければ其播磨守の住ける跡なりとて爰を播磨塚といふとそ和銅中諸國の郡境を定められし時伊豫の内を割て來目部を置しも小楯か住ける郡なりとて密付ぬると今是を久米と書けり河野家の士に久米采女といふ者あり小楯か末葉なるよし申傳へり古蹟志曰有營窟石壘爲之層々相承下入上出古穴居の遺構也半井云菅笠日記に陵の狀をいへる處に窟のやうにて内は狭く下は土に埋れて僅にはひ入はかりなり上は堅横一丈あまりの平なる大石を物の蓋のやうにおほひたりなどあるといとよく似たれば此播磨塚もかならず貴人を葬たる墓なるへし日本書紀孝德卷曰王以上之墓者其内長九尺濶五尺其外城方九尋高五尋役一千人七日使訖云々下臣之墓者其内長濶及高皆准於上其外城方五尋高二尋半役二百五十八人三日使訖云々凡王以下小智以上之墓宜用小石などあるをもおもひ合す可し

接するに播磨塚にある古塚を古へ穴居の遺構なりといふは誤れり此塚に似たるもの各地方に幾個もあり皆往古其地を領せし貴人の墓なり古へ墓を巨大に作るは我邦古代の風俗あるとは日本書紀孝德卷に墓制を載せられたるを見て之を知るへし小楯は今の久米鷹子二村の邊に居館せし其墓地は此播磨塚にて有しならん

岩伽羅山城

樋口村の北方岩伽羅山の頂に在り河野の一族和田通俊より代々これに居る其孫三河守通

興武威に募り河野家に叛く天文二十三年九月平岡大和守房實河野屋形の命を受けてこれを攻む通興敗走し山之内村に至て自殺す其墓同村字御所に在り後其一族和田山城守通勝を嗣とし城主たらしむ其子右工門尉通繁に至て天正中湯月城と同時に亡ふ河野譜代臣録に載するもの左の如し

御侍大將十八將之内

久米郡岩伽羅衣掛二城主

和田山城守通勝

手勢十一騎御旗下組十三騎合二十四騎

御旗下組衆

渡部丹後守

大西空之丞

日吉六郎右工門

有岡右京進

堀池右馬太夫

木原源右工門

中太郎次郎

和田兵庫介

中邑兵衛次郎

堀池九郎三郎

久保

貳人不分

衣掛城

樋口村の北方山字衣懸に在り岩伽羅山の南半腹なり和田氏の屬城にして天正中日吉六郎右工門尉これを守る

吉山城

志津川村の北方山字城ヶ谷に在り岩伽羅山の屬城なり天文二十三年より荏原町柵居城主平岡氏の持たりしか後再び和田氏の屬城となる

岡八幡神社

西岡村に在り豊田別尊を祀る口碑に云往古久米川暴漲の後里人此神像を發見したりこれを檢するに此神像は山之内村字岡に祭る所の神なり因て此地に一社を創建して岡八幡宮と稱せりと云

福見寺

山之内村の北方二里十四町福見山に在り創建年月詳ならず俚諺集に云法道仙人は天竺人也或夜紫雲に乗して我朝に來る播磨國法華山に住し常に法華經を誦し秘法を修したり天竺より持來る物は千手觀音銅像舍利寶鉢等也大化元年八月船頭藤井に就て鉢を乞ふ藤井公米なるをもて施さず其時鉢空しく飛去しか數多の米俵鉢を追ふて飛去る藤井大に驚き料を謝せしかは米俵飛歸ると本の如し唯其内の一俵南の河上に落つ是より此地福人多し此故事に由りて此寺を俵飛山福見寺と号す元亨釋書曰大化元年秋八月船師藤井載官租而過道飛鉢乞供藤井曰御厨精糲不違私情鉢飛去於是乎船中群米隨鉢飛連猶雁陣入山中藤井大驚奔到其所悔謝乞憐道笑而諾言言己米石如前飛歸其米千石無有遺失只其一俵落南河上自茲此地富人多矣俗号米國村又曰米田藤井入都奏事孝德皇帝大加感嘆五年五月上不豫診治弗瘳乃宣左撲射阿部倉内召道加護道入宮持念玉體平復六宮羅拜止宮七日弘演釋門與旨君臣嘆美云々道多營精舍諸州往々而有今存者稱道遺德

按するに福見寺の僧此元亨釋書の説を取り俗人をして此法道の創建なりと言はしめたるは方便説にして俗人の信仰を得んか爲めに設けたる説なるへし又元亨釋書の米俵の飛たりといふは法道の幻術を行ひ假りに米俵の飛たるさまに見せたるものなり然るを當時の人幻術あるとを知らされは徳力に依て斯くあるなりとおもひ大に感嘆せしなるへし若し此術を以て眞の米俵を得たるものなれば法道は是れ官租を掠奪するの國賊なり何ぞ有徳の僧侶とせんや抑幻術なるものは元と印度地方に於て始まるといへば法道素より此術をも學び得たるあるへし又法道は天竺より來るといふも僞りにて實は日本人の支那に往き遂に天竺地方までも行たる僧の歸朝して天竺人なりと僞り稱せしも知るへうらす往昔支那に往たる僧は多く幻術をも學び歸國して後説教の傍幻術を行ふて無智の俚俗を欺きたるものあり俗人は幻術にて然するといふとを知らず其僧の徳力なりと信するもの多かりしゆへに往昔の僧は手つまつかふて人の信仰を得たり故に足利時代に至ても切支丹教師我邦に來り其教を弘めん爲めに怪異の事を行ひし類なり無識なる者は奇異なる事を好み譎怪なることを信するものなるか故に其事業を行ふ助には奇異譎怪なることを示すものあるは古來其例少しと爲さるるなり又當時僧侶の幻術を行

ふことは唐の韓退之か高調上人を送る序文に吾聞、浮屠、人善幻、多技能とある
を見て知るへし

鳥ヶ瀧城

山之内村の東北字藤の内在り天正以前渡部丹波守同隼人これに居る

御所城

山之内村字麓に在り山内某これに居る

十門城

山之内村字麓に在り得居某これに居る

大興寺

北方村字海上に在り寺傳に云建長元己酉年僧克仁これを創營し鎌倉建長寺の支院とす

誓王寺

北方村字寶泉に在り大寶二壬寅年僧行基是を創營す

上福寺

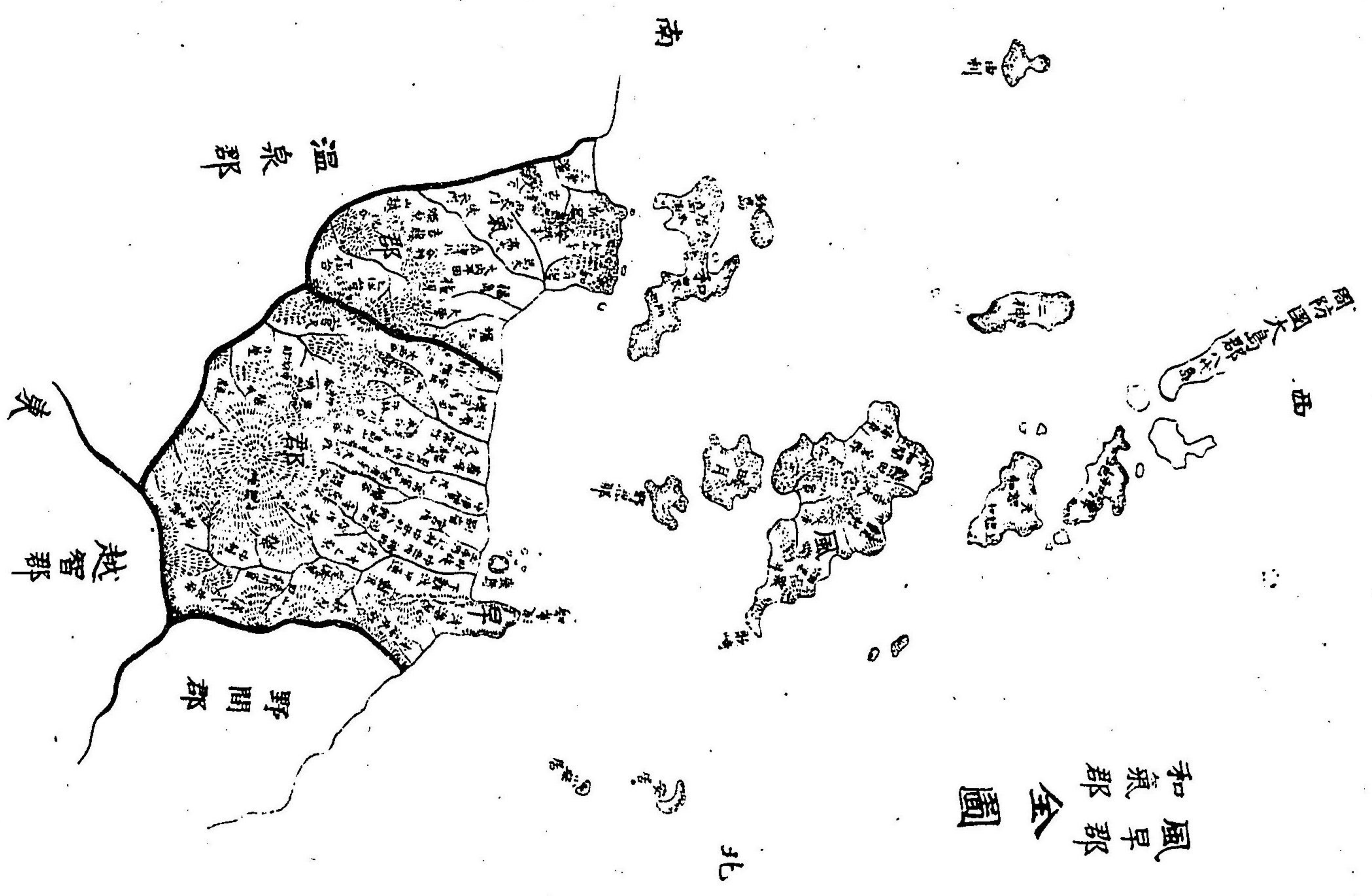
松瀬川村字小松に在り天平中行基創營後衰微せしを以て永祿元年荏原町柵居城主平岡遠

江守通倚これを再興せり

舟野砦

松瀬川村字三軒屋に在り弘長中新田の一族堀口備中守莞氏中山口の押としてこれを守る

風早郡
和氣郡
全圖



西

北

南

溫泉郡

東

越智郡

野間郡

關西國大和郡

和氣郡

地勢東南は温泉郡西は海北は風早郡に接し東北部は山岳南部は平野に属し西部は海にして
興居島あり

面積三方里五分東西三里南北一里三十二町

田千五百十五町七反 地價八十七万千七百七十八圓

畑三百九十一町五反 同 六万二千七百七十圓

宅地百六十六町九反 同 八万六千四百一圓

戸數六千五百六十五戸 人員二万八千五百七十五人 男一万四千五百十五人 女一万四千零二十人

内

興居島周六里廿四町 九百二十二戸三千八百九十五人 男千九百三十八人 女千九百五十七人

釣島 周二十六町 十三戸 六十二人 男三十八人 女二十四人

學校二十二所 教授者三十八人 生徒一千九百六十九人

神社四十八座内 郷社四 村社十七 境外無格社二十 境内無格社七

記述あるもの十六社

寺院五十三宇内 天台六 真言十九 淨土十 臨濟一 曹洞四 黄蘗三 真宗四 日蓮六

記述あるもの二十寺

名所舊跡 九

古城 十六 内古館三

百餘年

日本書紀景行天皇卷日本武尊條曰又姬吉備武彥之女吉備元
口武媛生武敏王與十城別王其兄武卯王是磯岐綾君之始祖也
第十城別王是伊豫別君之始祖也
古事記曰建其兒王者讚岐綾君伊豫別君登遠之別麻佐首宮首
之別等祖

姓氏錄曰別公建部公同氏和氣公大土朝臣同祖倭建尊之後也
帝王古記曰十城別王者景行天皇御子日本武尊第六子母者吉
備穴戶武媛吉備武命女也是伊豫別君之祖也十城別一本作遠
和氣

和名抄鄉名

堀江村 八百三十二石二升
谷 村 三百六十二石五斗一升
福角村 五百三十九石九升五合

大内平田村 四百八十五石二斗二升
權現村 三百五十六石三斗
大栗村 二百三十七石七斗一升

上伊豫村

祝谷村 五百十七石五斗五升
姫原村 九斗石四斗一升二合
長月村 千五百四十七石九斗八升
繁高米村 三百五十七石

下伊豫村 五百四十四石二升五合
吉藤村 六百七十七石七斗二升四合
山越村 千八百八石七斗二升二合
馬木村 七百十六石三斗八升九合

和氣濱村 五百五十七石五斗五升
大山寺村 千五百二十六石八斗二升二合
久方村 五百九十六石七斗八升二合
二合計二十二ヶ村 高一万四千二百四十六石一斗二升六合

明治二十二年町村制 舊村を大字とす

伊豆村 下伊豆 御幸村 祝谷 山越
潮見村 青藤 谷村 大内平田 堀江村 福角
和氣村 和氣濱 馬木 久枝村 久方 西長戸 安城寺
古三津村 新濱村 三津濱町 梅田町 通町 桂町 久資町
須賀島村 新町 櫻町 藤井町 三穂町 須先町 榮町

興居島村

以上 九村 一町

河野家分限録に載する湯月殿直動之御旗本和氣郡衆十七人

光宗彦右工門尉

安田八郎右工門尉

光宗三郎兵衛尉

森彌六右工門尉

森六郎右工門尉

伊代左工門尉

光宗平七郎

池内彌右工門尉

遠藤小太郎

高尾又四郎

志津川彦六郎

松岡五郎

福角七郎兵衛

田所源内

矢野久兵衛尉

中西左京之允

高橋新兵衛

二神社

祝谷村字鷺湯に在り延喜式内湯神社の舊社なり延喜の頃は此地にありしを何の頃か湯月町の出雲岡神社へ移し同殿に祭りたり社の庭上に鷺の石あり古へ鷺足を傷き温泉に浴せし時此石上に休みたる故に斯く名づけたりと云

鷺の井

祝谷村字鷺湯にあり是は温泉にはあらず清冷にして飲料に供せが早魃にも盡るをなし古へ鷺の足を傷つけ温泉に漬たし癒へたる古蹟の傍にある泉なる故に斯く名づけたるなりと云

客夫神社

祝谷村字山崎にあり俚諺集に云古へ菅公筑紫へ左遷の時暫く當國に居玉しに依て客天神と号す窪田より勸請なるへし何の頃の建立か知らず中興再造河野通能明徳四年と棟札にあり其後加藤左馬之助も修理なりけるとあり別當は飛梅山安樂院圓盛寺なり又飛梅天神とて畫像あり古へは梅花山といひしを此像傳はりて飛梅山と改稱す又爰に越後謙信輝虎の守本尊飯綱庵利支天愛宕の像子細ありて此寺に傳はる

圓盛寺

祝谷村字山崎に在り明徳四癸酉年河野通能創營す客天神の別當なり

大禪寺

祝谷村字鷺湯にあり元祿九年八月松山城主松平定直創營支那僧千呆禪師開基本尊は唐佛觀音像なり什物に多く古畫幅ありと云

常信寺並東照宮

祝谷村字田高にあり古蹟志曰祝谷村有精舍曰常信玄海僧正肇建也初在松山號曰弘真院勝山寺真言門也慶安中我侯小斯地改爲天台門日光山支院也山頂營神祖廟寛文十一年辛亥又置真常侯墓碑附主田二百石其支院曰見明曰本覺各附三口食寶曆五年乙亥春三月命建元三大師堂以爲祈禱之院也斯寺置河野侯瀧生侯之小影山旁有開地曰馬立土人祈疾有效驗不知何故也岡本大明神社跡

山越村御幸山の麓に在り舒明天皇を祭る古蹟志曰御幸寺山趾有寺曰御幸寺即故温湯行宮也舒明帝遷都於京極以觀班鳩頭之儀即此也因置岡本廟於此後於明治初年此神社を遷したり心なきとて惜むへ也

御幸寺山城

山越村御幸山の頂にあり山高き四百八十尺河野通之これに居其孫犬坊師九當城にて討死す因て其墟にこれを祭る同殿に愛宕白山の二神を合祭せり二名島古跡集云愛宕山御幸寺は河野通之の城跡なり河野氏此所にて討死あり後其靈を祭みて三木寺明神と稱するよし一説には犬坊師九當城にて討死有しを祭ともいふ寛正年中廣川通長忌田寄附の證文等に委しく見たり其狀今は紛失せり同殿にて祭る神は三座なり愛宕白山兩權現は元と松山城に鎮座なりしに御當家になり金城鬼門守護とし此山を移し兩社並板橋等を御建立有て安置し玉ふ御幸寺と号するは舒明天皇温湯へ行幸の時行宮の跡へ後に寺を立し故とて犬坊師九は河野通之の子通元其子犬坊師九此城にて討死し法名は見受院殿徳林道遠大居士と号す但謄集云城主犬坊といふ人月毛馬に乗り谷へ落て死したり又合戦にて討死ともいふ其説其怨魂近頃まで馬に乘り行達ふものは必ず祟り煩ふとあり夫を三木寺明神と崇む大脇清太夫といふもの大守の命を奪はれて甲冑を着し長刀をもち馬に乗て此卒に至て犬坊に向ひ立去へとの君命なる事を高聲に述べければ白紙の如なるもの東に飛去と見へたるか右手寺の山上に止る余の愛宕堂これなり其後絶し事止みたりとなり御幸寺

山越村は古く傳説集に云古く藤原道隆は御遷を捕縛するは佐々木が御幸山に御幸し天皇御幸に依り御幸寺といふ交與木三木あり故に三木と云ふ諸説あり交明なればと如御幸寺の跡がた異なるよし寺の近所に藤原の宮といふあり加藤嘉明の秘蔵の鷹藏たるを祝ひおさめて今にあり又藤原の宮といふあり

還熊大幡大神社 山越村字宮の内におり古跡俗談に云當社は河野家の祈願所なり度々造立並寄附田等の文書數通あり古跡志曰河野氏所領信也慶長中三津之役藝人敗走保三寺此廟十成夜襲焚焉堂宇盡爲烏有傳記替亡人

山越村字宮の内におり古跡志曰其初在道後邑河野刑部大輔通宣爲香花院主僧南源下移三干此念善後邑天德寺松即其遷也平名集云天德寺藤宗河野刑部大輔通宣公建立永正廿六年通宣去通宣公遺像有之

山越村字櫻谷に在り三名集云河野五十一代通直公出家給攝營閑居後成光利一扁龍穩寺百爲開山被稱海岸希清大和尚焉古蹟志曰通直之男太郎通直若爲僧自名希清方僧別莊爲香花院初在道後今龍穩寺臺其遷也後下移三干茲焉自希清世傳二十五條衣袈裟

以蜀江錦製之。禮釋。由來記曰。慶長二丁酉歲。中叟和尙遷化。大仙和尙住天德寺。為九代也。慶長時。左馬介新築松山之城。偶左馬介姉。姻河口兵衛門死。依之。左馬介使者來。曰。這回欲葬河口兵衛門。如何。新府未遣。建立寺。伏乞。中陰之圖。貸天德寺。而供養焉。大仙和尙不獲止。而應。自居僧堂。而關。入於方丈。安坐。數月。大仙和尙。以前約賣之。左馬介復令使者來。曰。雖建寺。欲移。關。雙。松山之城。營。構未就。暫移。湯上龍德寺。舊。之亭。居。焉。大仙和尙不知。計之所出。將。諸什器。校。等。而。移。居。於。彼。本。尊。及。重。寶。等。附。于。天。德。寺。後。經。五。年。於。山。越。村。各。賜。寺。境。凡。十。三。箇。寺。然。天。德。寺。者。左。馬。介。革。造。而。安。置。于。祖。先。之。牌。寄。與。寺。領。百。石。令。關。叟。住。可。憐。河。野。家。數。代。廟。祭。巨。剎。一。朝。而。廢。矣。併。由。關。叟。私。曲。以。曹。洞。宗。大。換。臨。濟。宗。關。叟。雖。有。天。德。寺。名。而。無。其。實。如。何。以。時。之。機。威。奏。寺。号。境。地。雖。云。正。理。乎。其。後。大。仙。和。尙。承。命。將。移。今。地。之。時。檢。此。境。元。配。分。于。三。寺。大。仙。和。尙。深。乞。是以。三。寺。配。分。之。地。見。寄。與。干。當。寺。即。造。營。梵。宇。云。按。天。德。河。野。家。滅。亡。後。龍。德。寺。は。天。德。寺。へ。合。併。し。山。越。村。へ。移。營。した。る。もの。なる。か。加。藤。嘉。明。河。口。兵。衛。門。を。葬。る。に。託。し。住。持。大。仙。和。尙。を。遣。出。し。其。歸。依。僧。關。叟。を。天。德。寺。の。住。職。と。し。且。加。藤。家。の。香。花。院。と。な。した。る。を。以。て。大。仙。和。尙。は。これ。か。為。め。住。持。た。る。寺。院。を。失。ひ。無。宿。もの。と。な。り。た。る。故。に。別。に。今。の。寺。境。を。乞。得。て。龍。德。寺。を。再。興。した。る。もの。也。通。宣。通。勝。晴。通。の。畫。像。

十六日櫻

を三幅にし今に龍德寺の什寶となれり。山越村龍德寺の北裏山にあり二名島古跡集に云此櫻の事古老いひ傳へしは昔此地に住ける老翁あり日頃此花を愛せしか正月十六日のとなりしに此木の木にイみ我今年八旬に及へり花咲頃にも逢ひかたかるへしと獨言して立けるに此花忽ち開きけるよし其後今も絶ぜず年とに正月十六日に必ず花の咲ぬるとぞ此日は堂上にて踏歌の節會の日なればとて節會櫻とも号けぬるよし舒明帝行幸なし玉ひしに其時しも花咲さりければいと興なく歸らせ玉ふに跡より花開きぬるよし申上ければ其所より御車を返へされしによつて此所を今も車返しといひ傳ふ又天徳の頃編主計頭とやらんいひける人勅使として來られし由いひ傳ふ古蹟志曰寶永二年櫻爲枯木我大龍深歎之時安田重太郎嘗接植千家笑開之命使移植焉乃環以柴攀樹使不得近毀焉古今記閉に云定靜公龍德寺谷に咲ける十六日櫻を冷泉爲村脚へ進せられける時左の御歌を御送り有し由此櫻を進せられたる節は稍にさし覆ひをなして御進達有しよし御詠到來の御御長歌の中に心ある人の見せはやといふ御言葉殊の外御歡ひ遊ばされたる由爲村脚の御詠

十六日櫻といふ花を頃しもひ月半のたよりに折せむを末の四日みやくにつきて色も美はしく葉はかりの初さくら花になん賞讃の言葉も清のころ雪かどみれば年々ひのひ月半は咲こらふ

薄花さくら 春の 柳の木のみ 花れもまた 飾りも初る
ころばや 柳か葉催し 鳴るる 風の たよりまで
心わける人 ぬねばやと 折てせばこそ 新しきめめめ
た め 村

はる春の初花さくら 免づらしくみやこのひめのかかりにを見る
この詠草は今諸種に納まりてあり明治十一年有志者ありて堅五尺横三尺五寸の碑石を
立つ兼頼は出雲守家尊福太政正にて碑文は松山の中村清臣氏の撰なり凡一千字餘あり
明治十九年に至り櫻木権意の爲めに伐られ枯れんとせむ故番小屋を立て番人を置たり今
の跡木は至て少くけれども年々正月十六日にはかならず花を開く亦奇なりと謂へし
輕之神

輕原村に在り輕太子輕皇女を祭る允恭天皇第五子輕大娘皇女伊豫國に流され此地に住み
玉ふ此地を昔より輕原郷と稱せしは皇女の住み玉ふ所なる因で郷名もはなるたりと云
ひ又此社の東北の山を輕の御山といひしを今は略して輕山と呼べりと社傳に見へたり
輕大娘皇女墓

輕原村輕山麓に在り封土小石を集め高さ一尺五寸境内三十八坪墓上三輪塔あり長二尺七
寸雙立す一を輕太子の塔一を輕皇女の塔といふ傳言も往古輕皇女伊豫に流され此地に歸
し薨去の後茲に葬ると云ふ村内輕の御山御能知等の地名あり日本書記に曰允恭
天皇廿四年夏六月流輕大娘皇女於伊豫和名妙に輕原郷あり村を輕原

と云村社亦皇子皇女を以て祭神とす古蹟志曰輕原邑有石碑曰輕原塚在三千
奥谷池南面彫刻刻輕塚所三字蓋先世高貴之皇女也但不知誰氏耳
舊跡俗談に云輕塚に小さき石塔あり輕塚所と彫付あり

按するに此地は元々輕皇女のみ古跡なれども輕太子も亦伊豫國へ流されたまふ故に後
世に至り輕太子も輕之神社へ同殿に祭り輕塚へも御塔を並へ立たるものなるへし是は古
蹟志舊跡俗談等の説を見て知るへし日本書紀允恭天皇卷甲二十三年春

三月甲午朔庚子立木梨輕皇子爲太子容姿佳麗見者自感同母
妹輕大娘皇女亦艶妙也太子恒念合大娘皇女畏有罪而默之然
感情既盛始將至死爰以爲徒非死記者雖有罪何得忍乎遂竊通

乃悟懷少息二十四年夏六月御膳藥汁擬以作氷天皇異之之下
其所由者曰有内亂蓋親々相奸乎時有人曰木梨輕太子奸
同母妹輕大娘皇女因以推問焉辭既實也太子是爲儲君不得

罪則流輕大娘皇女於伊豫同善安康天皇卷甲四十年春正月
天皇崩冬十月癸卯葬之是時太子行暴虐淫于婦女國人謗之群
臣不從後繼太子稱皇太子太子欲殺穴穗皇子而密設兵穴穗皇子
亦與兵將戰時太子未知精臣不從臣等乘機以刀出擊太子前
宿彌之家宗穗皇子圍之太子宿彌痛乃營皇子于穴穗皇子前
宿彌痛是太子自死于穴穗皇子前宿彌痛乃營皇子于穴穗皇子前

宿彌痛是太子自死于穴穗皇子前宿彌痛乃營皇子于穴穗皇子前宿彌痛是太子自死于穴穗皇子前宿彌痛乃營皇子于穴穗皇子前

跡は宇摩郡にありて又太子の御墓も其地にあれば此地の太子の塔は後人の輕皇女に配して太子の墓を立たるものなるへし古蹟志に斐先世高貴之女也但不知誰氏耳といひたるは徳川氏時代の習ひとして京家に關係あるとは諸書に於て勉めて尋み置けたるより此輕皇女の舊跡も顯はに言はさりしなるへし

沙見山城

吉藤村沙見山に在り高さ貳百五十尺久枝彌太郎資方居る資方死して岡山上に葬る松樹を植へ旁に地藏を安す今の地藏松は其墓木なり貞治中久枝四郎左衛門入道與利同掃部元阿永祿中大内伊賀守信泰天正中石見守通言居る古へ地大に震ふ海潮溢れて丘に上る邑人これを此山頂に避け沙の形勢を見る故に沙見山と名つくと云二名集に云正平廿三年久枝四郎入道楯籠當城湯月屋形攻之落去又永正中九郎通孝居後移住新居郡云

三島神社

吉藤村字八釣谷に在り河野家の創建なり永祿十一戊卯年越智信盛再建す境内に吉原熊野神社あり河野家熊野より勧請せり天文三壬卯年越智信昌これを再修す

松船城

吉藤村山中に在り俚談集に云往昔松船兵衛居る其跡へ神社を立て松船權現と稱せり

一本藤

吉藤村に在り云二名島古跡集に云此藤は河野家より植へ秘蔵ありしとなり沙見山城主大内伊賀守戰場發足の時某なるもの此藤の蕾のうらはしと枝を折りて挿しかば伊賀守悅

若斜ならず夫より其人の名字を進藤と呼びしといふ村名もまた此藤あるより名つけたるものなるへし

室岡山蓮花寺

谷村に在り舊跡俗談に云當山は往昔此所の土中より潮湧出忽ち化して一の山となる名付て室岡山と云初め潮湧出る時近在の諸人驚き騒ぎて東の高山に逃登り其始終を見たがとて沙見山と號す吉藤村今の古城山是なり二名島古跡集に云天平十五年六月七日行基菩薩行脚の時此處の人家に來て一夜を明し玉ひしに室岡山の頂に威光赫々たりしを行基禮拜し玉ひける其所を禮拜坂といふて山の丑寅に當て二町程脇に在り行基登りて見れば光明の中に藥師の尊容あり因て一刀三禮の藥師像を刻み伽藍を建立して安置せし由いひ傳へり半井云天平年中行基法師諸國に行脚して佛寺を造立す或は佛体を土中に埋め置て夢想に託して掘出し又は山嶺に捨置て空中より飛來る如くいひなして愚民を欺くのみならず畏しくて天聽に達して聰明を暗まし聖智感はし奉りしと悉くかそへかだし是等小兒の戯に似たりされども上世の人は實直にして彼か趣となるを悟らす歎くに餘りありといふへし云々此寺に加藤嘉明の免許狀あり其文左のとし

室岡山其方へ預置申候間木茂り惡敷は下妨せられ宜様可申付者也

寛永三年五月廿七日

加藤左馬助嘉明列

室岡法印

阿沼美神社

岡大内平田村字宮内に在り社傳云大山祇神社月讀神高靈神雷神を祭る往古河野家尤崇敬を
致し田地三百二疇反寄附し鹽見山城主大内伊賀守信泰に命じて祭事を掌らしむ後
度々火災屢罹奉神寶蓋記みな亡ふ近年社前の川を堀せ石類を得たり因て鹽山藩士碑を建
つ其裏刻云式内國神伊豫國阿沼美神社社者奉阿沼美神以還海内戰爭
屢經兵燹祀典湮亂矣其名號不可得而知者數百年矣和氣郡大
内縣有二三社號曰新宮會社前橋里民聚修之學地文餘偶得石類
刻曰阿沼美宮寶天保四癸巳秋九月六日也於是始爲其社社委即
日聞于官越五年甲午奉藩命奏之天朝遂乃賜神直告文及幣帛
然後式内名神伊豫國阿沼美神社者依然復其舊矣於戲是豈
方今天下和平國君仁明萬民豐樂之瑞祥也哉因勒之石以表
干後昆孫保之之以銘曰雲霧時蔽靈光未暗一片石類以徵後代松
山藩大高坂龜謹撰

按ずるに當社は古來三島新宮と稱したる由なるか近世に至り延喜式に載する所の阿沼
美神社となしたるにつきて種々の事故議論等ありたりと云因に云往昔景行天皇の皇子
國彥別王日本武尊の御子十城別玉共に伊豫國に降りたるとも其居館の在たる處は何
れの地とも傳へず後代に至り久米郡居相村伊豫豆比古神村久米村の日尾八幡伊豫郡宮
下村の伊豫神社等は二王を祭りたるものにして此所も其遺跡なるへけれども二王とも
に伊豫別君の祖にして別君の別は即ち和氣にて今の和氣郡の地に居ませしものと其名の

後代に残り郡を置けり至り其地を和氣郡となしたるはかの久米郡は久米郡小指の住せ
し地方なる故に久米郡と稱したる例ならん又大内とは君上と高貴人の居所の名なり
和氣郡の中に大内郷あり今も大内平田村と稱す此大内平田村こそ古へ國彥別十城別の
二王及び其子孫なる別君の御館の有し故に大内と稱し其後郷名となり村名となりしな
らざるへし大内平田村の内にて御館の跡は即ち當社地ならん往古郡境の分りぬる前は今の
和氣温泉久米伊豫浮穴五郡の地方は總て伊豫と稱せしものなれば二王の御子孫を伊豫
別君とは稱せしものは是は聖德太子御逗留の地は温泉の邊をなれども後代郡境の分れた
る後は温泉郡をなれ伊豫郡にては無きに其碑文には遺道伊豫村とあるはと考へ合す
可し又此二王の當國に降りたまふは國彥別王没し其跡目を相續の爲めに十城別王また
當國に降りたまふなるは其居館の地も同所にてありしは疑ふへからず又當時の
景況を以て考ふるに右五郡の内には和氣郡は最も早く開け民居を多しめたるを
へし故に往古は高貴大管此地方に降り住みたまふは輕皇女の此國に流されたまふ時
當郡内庭原郷に在ませしを見てこれを知るへし又此社を新宮といひしは二王以來其子
孫の居館廢絶に至りたる後其跡を新宮三島宮を勸請したる故に新宮と稱せしものにて是
三島の新宮山崎なること固く明かす可し又其地は古に伊豫國の阿沼美の地なり
大内平田城は古に大内平田村と稱す其地は古に伊豫國の阿沼美の地なり
大内平田村は往古に潮澤城と云來内大藏少輔同九郎右近衛守居り
佐山平田村は往古に古命大内平田村と稱す其地は古に伊豫國の阿沼美の地なり

馬木村に在り太平年中唐僧某此地に留錫し涅槃像を畫き數日にして去る里民これを崇敬し一字を建て安置す又弘仁中空海自作の藥師を安置し善福寺と号す其後西園寺家臣肥後入道良田御堂を建て大内郷三貫の地を寄附せり

善福寺

馬木村に在り太平年中唐僧某此地に留錫し涅槃像を畫き數日にして去る里民これを崇敬し一字を建て安置す又弘仁中空海自作の藥師を安置し善福寺と号す其後西園寺家臣肥後入道良田御堂を建て大内郷三貫の地を寄附せり

大神宮

福角村松尾山にあり舊時俗談に云當社は往古より御鎮座なり記録紛失して事跡詳ならず同殿にして内外の二柱を祭れり元來内宮は當社より六町ほど西の方谷田山の尾崎に在けるにいつとなく社頭破壊して神体は松尾の社に移りて内宮の古跡には名のみ齊き奉りて山上に小社有のみ寶永三戌年六月十五日松尾の社殿より三尺ばかりも有と見へし鏡のときもの出現し四方を照しければ一村群集して拜し奉る今年に至り五十三年寶曆八年までなり其不思議を見ざる今に残てあり此時里人吉凶を知らずとてひそかに清めをなし深く慎みて詞にも出さざりしとかや享保廿一年正月廿一日廿二日兩日とも辰の刻松尾の社中より又鏡のときなるもの出て神木の梢に上り暫く有て元の社に納まり玉ふ當年まで廿三

年に成れり元文四年の春右靈驗の趣を吉田家へ訴へて神道裁許の狀を下し玉ふ其後年々重ねて華表神殿拜殿等造營し奉る二名島古跡集に云拜殿は材木不足なりしに依て藩主より材木を下し玉ふ修事なりぬ其時に梅鉢の御救免許有り扉箱棟等にこれを彫刻し是より毎年三月廿四日祭禮なり古蹟志曰松尾山北有國社其戸東向之靈其中而小山巖然通路左右兩側臨崖而夾起者曰大神宮是福角南竟也、是國常氏之墟也上古登天照氏於谷田山後移焉外宮今在干八幡時北彼祝並主掌之資永三年丙寅六月陰火如炬出于此祠上、飛動倉穹其光照近村享保二十一年丙辰春正月亦起矣人皆異之元文四年春訴事於京吉田因有命繕治祠堂焉又新建花表又邑東接干邑置八幡時大内安輝所營也以爲邑鎮守時堂前松樹夾路樹盡置石階其上時堂西向而開焉堂後之危峰曰杜山其中條曰御申杜榭玉神饒速日之陵也又有三月杜月讀之山陵也又有御靈杜各神所在不許放牛馬焉不許人亦狼登焉頂有大冢瘞葬天照氏壘石數尋高與地平也以鏡鏡爲祠壇今埋之在土中別無祠堂矣古有大碑祝以爲八幡廟陰立墓碑不祥矣埋之深谷今無有矣

按するに古蹟志の説甚だ奇怪なり思ふに此地は國瀕別王十城別王及び和氣君等の墳壘の地なるを後代其跡を神にせんと欲し國常立尊天照大神月讀命饒速日尊等の説を立て

るものなるへし然らざれば國常立尊等の神を非りたる地の我伊豫國にあるへき由しなけれはなり

形山城

福角村に在り大内三郎右衛門尉これに居る

鑿山城

福角村にあり城主知れず

福角城

福角村に在り但藤集に云福角左衛門五郎同與四郎居住すと河野系圖に據るに北條親清の

北寺跡

舎弟北條大夫盛親の男盛家の子は北條大内福角久枝等皆兄弟なり

福角村に在り舊跡俗談に云伊豫守源頼義在國の時樂師如來を四十九ヶ寺に建立有し其一は河野家代々信仰有て大御監なり中頃細川河野兩家和睦ありて康曆二年霜月十五日細川武敏守頼之河野龜王丸と始て此寺にて對願ありし由其跡今は絶へ果て只山上に雨露を防ぐばかりの草堂をしつらいて本尊を置のみ別に此寺の鎮守として小社あり大己貴命を祭る

醫座寺跡

大栗村字井の元に在り二名島古跡集に云小谷山善覺院といふ行基の開基なり後代本内家累代の祈願所なり河野通義龜王丸といふ時舎弟鬼王丸と暫く醫座山城へ籠城し此寺の

本館へ祈願ありけるか後武運を離れ玉ふ依て大御監を建立ありたり河野家滅亡して今の地へ引移す現今は古城の麓に坊名寺跡等残れるのみ

醫座山城

大栗村白山にあり二名集に云天正中大内伊賀守十八騎にて楯籠る當城鹽森兼帶又伊川郷等を領す組衆番替にこれを守るなり古蹟志に曰、康曆二年河野通義所居也後大内三郎左工門義治亦居焉、二名島古跡集に云城主大内三郎左工門といひし人討死す追討のため毎年七月六日施餓鬼大念佛を執り行ふ當村にて出生の男女は此念佛に出會せされは崇りを受るといふより男女奉公人に至るまで相集り念佛を唱るよし河野家分限録に左のとあり

御侍大將十八將之内

和氣郡鹽森城 大内伊賀守信泰 手勢九騎御旗下組
伊座城 九騎合十八騎

御旗下組衆

松浦藤右工門尉 高松美濃守 栗田右衛門尉 福角隼人
井上與三右衛門尉 澤田惣次郎 北源左衛門尉 尾賀部

西谷城

大栗村に在り舊跡俗談に云城主井上左工門尉重國大文廿二年正月九日河野通宣の命に違